

伊豆市国土強靱化地域計画

令和6年3月

伊 豆 市

【目次】

はじめに.

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと役割	2
3. 計画期間	2
4. 計画検討の流れ	2

I. 国土強靱化に関わる伊豆市・伊豆半島地域の特性

1. 概況	4
2. 社会特性(人口世帯・産業構造)	5
3. まちの特性(土地利用・交通網)	6
4. 災害発生リスクのある区域	10

II. 伊豆市国土強靱化での想定災害

1. 災害履歴と今後の想定	12
2. 災害タイプの設定	20

III. 災害時に発生が危惧される事態と課題

1. 発生が危惧される事態	21
2. まちのかたちとハード面での課題	21

IV. 伊豆市国土強靱化の目標と基本的な考え方

1. 基本理念	25
2. 国土強靱化の方向性	25
3. 国土強靱化の基本目標	26

V. 事前に備えるべき目標とリスクシナリオの設定

VI. 推進方針

1. 全市的な対応方針	29
2. 重点地区ごとの主要な対応事項	35
3. リスクシナリオごとの推進方針	53
4. 施策分野ごとの推進方針	85

VII. 計画の推進

1. 推進体制の構築と進行管理	99
2. 市の他計画等への反映	99
3. 関係機関との連携	100
4. 本計画の見直し	100
(参考) 本計画に関連して活用を予定している国の交付金・補助金	101

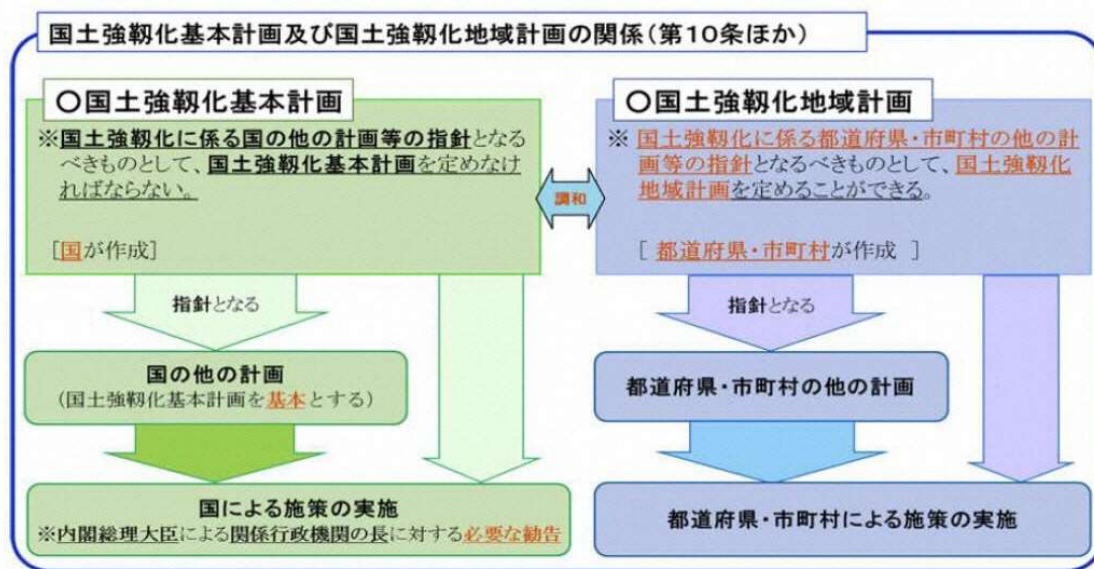
別紙. 主要施策	103
----------	-----

0. はじめに

1. 計画策定の背景と趣旨

- 本市は、これまでも地震、津波、台風等の風水害やこれらによる土砂災害を受けてきており、地域防災計画の策定等により防災力の強化に取り組んできたところです。
- しかしながら、近年は自然災害が激甚化する傾向もあり、より一層の災害への対応力の強化と防災に係る各取組の実行性の向上が求められています。
- こうした背景を踏まえ、国はどのような自然災害が発生しても、地域での被害発生やその影響を最小限とし、速やかな復旧復興を推進することが可能な、強靱な地域社会の形成を目指して平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）を制定し、平成 26 年 6 月 3 日に「国土強靱化基本計画」を策定しました。その後、国土強靱化基本計画は平成 30 年 12 月 14 日に見直しがなされています。
- 静岡県では、平成 27 年 4 月 16 日に「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」を策定し、令和 2 年 3 月に改定しています。
- このような背景のもと、本市においても南海トラフ地震をはじめとした今後発生が想定される自然災害に備え国土強靱化の方針を定めるため「伊豆市国土強靱化地域計画」を策定することとしました。

図 法における国土強靱化地域計画

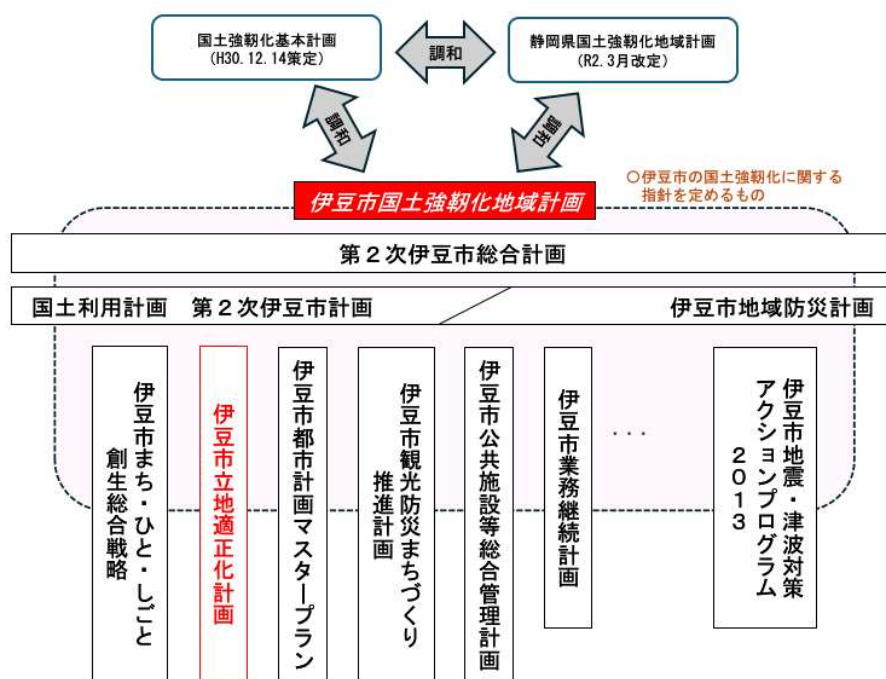


資料出典:国土強靱化計画策定ガイドライン（第7版）基本編

2. 計画の位置づけと役割

- 本計画は、国土強靱化基本法第2条の基本理念及び第4条の地方公共団体の責務を踏まえ、国が定める国土強靱化基本計画や静岡県国土強靱化地域計画と調和を図りながら第13条の規定に基づいて策定する法定の計画です。
- 本計画は本市における国土強靱化に関する当面の施策推進の基本的な事項を定めつつ、国土強靱化に係る本市他計画への指針となる役割を担います。

図 伊豆市における国土強靱化地域計画の位置づけ



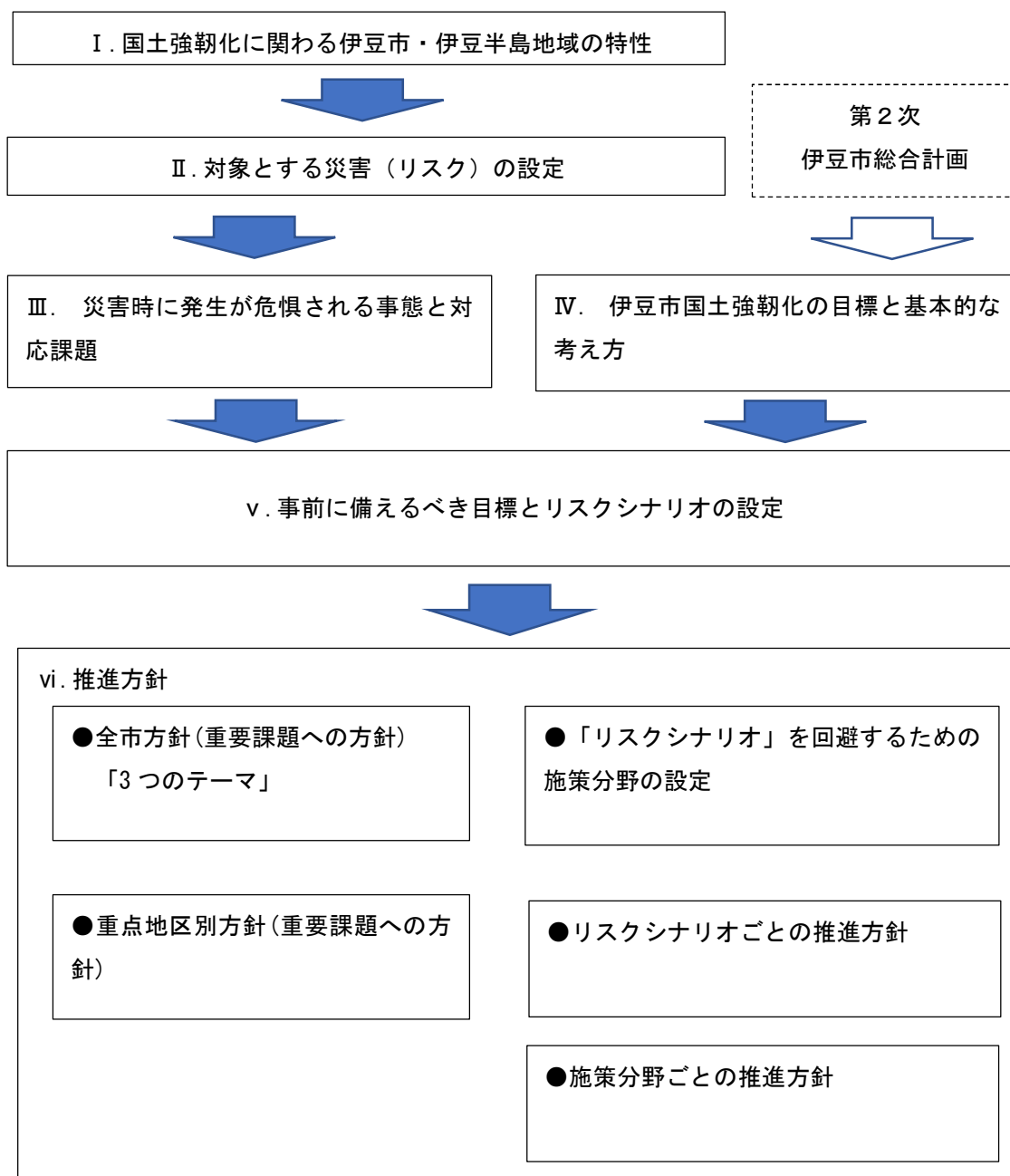
3. 計画期間

- 本計画は、概ね10年間程度を見据えた国土強靱化の取組の方向性を示しつつ、第2次伊豆市総合計画の計画期間との整合を図る観点から、計画期間は2020(令和2)年度から2025(令和7)年度までの6か年とします。

4. 計画検討の流れ

- 本計画は、国が作成している「計画策定のガイドライン」を基本にしながら、次頁の図のような流れで検討を進めました。
- その上で、本市の国土強靱化を考える上で、「市全域を対象とする防災対応力の向上に向けたインフラ整備の基本的方向性」という重要課題については概ね10年後を見据えて別途検討を加え、計画内容へ反映しています。
- また、本計画では、支所を単位とした地区毎の主要な内容についても整理しています。

図 検討の流れ



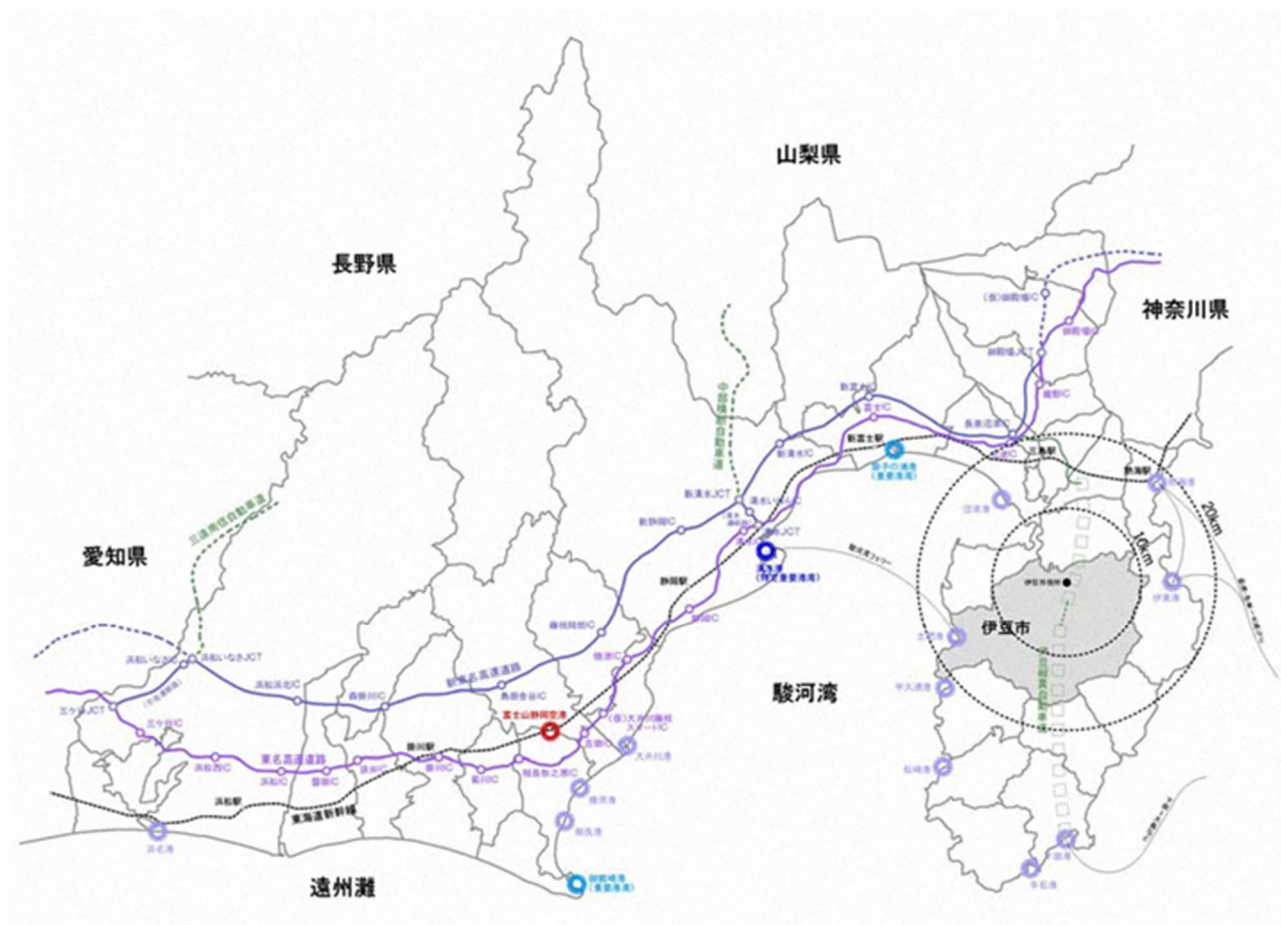
I. 国土強靱化に関わる伊豆市・伊豆半島地域の特性

1. 概況

(1) 位置・地形

- 本市は、静岡県伊豆半島の中央部に位置し、旧修善寺町、旧土肥町、旧天城湯ケ島町、旧中伊豆町の4町が平成16年4月1日に合併して誕生しました。
- 市の面積は363.97km²で県下5番目の広さを有しており、東西距離は約25km、南北距離は約20kmとなっています。
- 市の大部分は山林で占められており、南部には日本百名山の一つである標高1,407mの天城山（天城連山）があるほか、西部には標高982mの達磨山や標高867mの伽藍山が、東部には標高581mの巢雲山があります。
- これらの500m級から1,000m級の山々によって分水嶺が形成されており、分水嶺内側の狩野川水系上流域を占める内陸部と、駿河湾に接する海岸部（土肥地区）の二つに大別されます。

図 伊豆市の位置



(2) 気象

- 本市は、中山間部に位置しており、天城山をはじめとした比較的標高の高い山があるため、冬季には降雪・積雪が観測されるほど冷え込むこともあります。年間の平均気温は15℃前後と比較的穏やかな気候となっています。
- 年間平均降水量は2,000mm～2,500mm ですが、狩野川上流部の天城山系は多雨地帯となっており、3,000mm を超えることもあります。

■ 気温・降雨量

		2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	平均
降雨量(mm)	湯ヶ島観測所	3,189	3,908	3,615	3,416	2,820	3,389
※	八幡雨量観測所	2,506	3,015	2,968	2,413	2,158	2,612
平均気温	湯ヶ島観測所	14.5	16.2	15.7	14.5	14.5	15.1

(各年1月1日～12月31日観測)

資料：国土交通省沼津河川国道事務所

※降雨量は観測機器に不具合があったため一部欠測期間を含む。

2. 社会特性（人口世帯・産業構造）

(1) 人口

- 国勢調査による2020（令和2）年の本市の人口は28,190人で、平成7年の人口の70%程度にまで減少しており、地域の活力低下が危惧されます。
- 総世帯数は2005（平成17）年まで微増傾向でしたが、2010（平成22）年に減少に転じ、11,449世帯となっています。世帯当たりの人数も減少傾向が続いており、2020（令和2）年では約2.5人／世帯となっています。
- 一方で65歳以上の人口は増加傾向にあり、災害時の地域対応力の低下が危惧されます。

■ 人口と世帯

区分	人 口						世帯数	1世帯あたりの人数
	総数	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上		
平成7年	39,426	19,066	20,360	5,900	25,325	8,200	12,475	3.2
平成12年	38,581	18,403	20,178	5,275	23,749	9,512	12,578	3.1
平成17年	36,627	17,420	19,207	4,513	21,860	10,254	12,736	2.9
平成22年	34,202	16,257	17,945	3,617	19,765	10,795	12,583	2.7
平成27年	31,317	14,837	16,480	2,933	16,489	11,752	12,158	2.6
令和2年	28,190	13,342	14,848	2,328	13,861	11,999	11,449	2.5

資料：国勢調査

※総数は年齢不詳を含む

(2) 産業

- 本市の就業者数は、平成7年まで増加傾向にありましたが、平成12年に減少に転じた後は減少が続いています。
- 産業大分類別でみると、豊富な自然、温泉資源を生かした観光業が盛んであるため、第3次産業の就業者が最も多く、占める割合も年々高くなっています。
- 年間での「宿泊客数」は約57万人、「観光レクリエーション客数」は180万人となっており、この両者を合わせた「観光交流客数」は約237万人となっています。（資料：「令和3年度静岡県観光交流の動向」）
- 観光交流客数について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から激減したが、令和3年度より回復基調にあり、令和4年度では、地区別にみると、天城湯ヶ島が最も多く約140万人、次に修善寺が約95万人、土肥が約71万人、中伊豆が約21万人という状況です。

■ 伊豆市の産業大分類別就業者数の推移

（単位：人）

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	21,879	20,186	19,151	17,079	15,798	13,809
第1次産業	2,041	1,603	1,488	1,129	1,197	1,006
第2次産業	5,946	5,456	4,810	3,928	3,539	3,008
第3次産業	13,853	13,107	12,718	11,848	10,786	9,623

資料：国勢調査

※総数は分類不能を含む

■ 伊豆市の観光交流客数の推移

（単位：人）

区 分	合 計	修善寺	土肥	天城湯ヶ島	中伊豆	その他
令和2年度	2,071,868	536,685	464,330	899,777	171,076	0
令和3年度	2,378,925	704,280	537,133	961,134	176,378	0
令和4年度	3,291,521	957,435	717,346	1,404,082	212,658	0

資料：令和4年度伊豆市統計書

3. まちの特性（土地利用・交通網）

(1) 土地利用

- 本市の大半は森林で、森林等を除いた可住地面積の割合は、約17%となっています。
- 修善寺地区、中伊豆地区及び天城湯ヶ島地区は、市域南部に広がる天城山国有林に源を発し北流している狩野川及びその支流によって、浸食作用と幾度かの地殻変動によって河岸段丘が形成されており、段丘上の平坦部は、市街地や集落となっています。

- 土肥地区は、達磨山山系に源を発している山川等の河川が地区内を西流し駿河湾に直接注ぎ、この河川の堆積作用によって創り出された扇状地に温泉施設や住家が立地しています。扇状地を除く海岸部は、海面から切り立った崖地となっています。
- このように山地に形成された平坦地に居住地や温泉観光地が分散的に立地しています。
- 一方で、市域の大半を占める山林では、荒廃化が進行し、土砂災害が発生する危険性も高くなってきています。

■ 荒廃地等の面積

(単位 : ha)

荒廃林地			崩壊危険地	計
崩壊地	地滑り地	小計		
93.90	127.00	220.90	748.50	969.40

資料：伊豆市環境基本計画

(2) 交通網

- 本市は伊豆半島の中央に位置していることもあり、伊豆半島の南北方向の道路と東西方向の道路が、市内で交差するような道路交通網となっています。
- 主要な南北方向の道路は、伊豆縦貫自動車道(修善寺道路、天城北道路)、国道 136 号、国道 414 号、伊豆スカイライン、県道菰山伊豆長岡修善寺線、県道修善寺天城湯ヶ島線、県道船原西浦高原線、県道西天城高原線及び県道沼津土肥線等があります。
- このうち、南北方向の骨格的な道路である伊豆縦貫自動車道天城北道路は、現在、修善寺 IC～月ヶ瀬 IC の区間で供用されており、既設の修善寺道路とあわせて、修善寺地区及び天城湯ヶ島地区における国道 136 号の渋滞緩和に大きく寄与するとともに、災害発生時の主要交通ルートとしての役割が期待されています。
- 天城北道路以南の伊豆縦貫自動車道については、天城峠道路(伊豆市～河津町)が令和 5 年 1 月 31 日に都市計画決定され、併せて同年 3 月には月ヶ瀬～茅野区間の事業化が決定しました。さらに河津下田道路(河津町～下田市)の一部区間も開通し、今後の整備推進が期待されています。
- 令和元年 12 月には、道の駅 伊豆月ヶ瀬が開設され、伊豆縦貫自動車道天城北道路月ヶ瀬 IC に直結し、国道 136 号からも利用可能で伊豆半島の交通の要衝としての機能を担っています。
- 主要な東西方向の道路交通体系としては、国道 136 号、県道熱海大仁線、県道伊東修善寺線、県道修善寺戸田線、県道伊東西伊豆線等があります。
- 鉄道交通体系は、本市と三島市を結ぶ伊豆箱根鉄道駿豆線があり、修善寺駅と牧之郷駅の 2 駅が設置されています。
- これらの交通インフラは地形に制約される形で整備されている箇所もあることから、土砂災害や浸水等の災害発生時に、道路、鉄道が寸断される恐れがあります。

■ 伊豆縦貫道概略図



資料：国土交通省 HP

■ 道の駅 伊豆月ヶ瀬



資料：国土交通省 HP

(3)公園

- 本市はこれまで都市計画区域が修善寺地区に限定されていることもあり、公園の整備状況は十分な状況にはありません。
- 本市の都市公園は、街区公園が 6 箇所、近隣公園が 1 箇所、総合公園が 1 箇所の計 8 箇所があり、都市公園全体では 69.60ha が整備済となっていますが、修善寺自然公園が占める面積（65ha）が大きく影響しているため、身近な公園が不足している状況にあります。

4. 災害発生リスクのある区域

- 本市は、地形条件から災害発生リスクの高い区域が広く存しています。このような場所には静岡県が法に基づいて警戒すべき区域の指定をしています。

(1) 浸水

① 洪水

- 狩野川(国管理区間・県管理区間)、修善寺川(県管理)、大見川(県管理)、山川(県管理)では、水防法に基づいて「洪水想定浸水区域(想定最大規模降雨時)」が指定、公表されています。

② 津波

- 土肥地区では、東海地震や南海トラフ巨大地震による津波浸水の恐れが高く、市では、「観光」「環境」「防災」のバランスがとれたまちづくりの考え方を基に、津波防災地域づくりの基本的な計画となる「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画)」を、地元との話し合いを重ね2017(平成29)年5月に策定し、取組を推進しています。
- このような取組を経て2018(平成30)年3月に静岡県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「津波災害警戒区域(海のまち安全避難エリア※)」及び全国で初めてとなる「津波災害特別警戒区域(海のまち安全創出エリア※)」を指定しました。
- 本市では、この指定を受けて、警戒避難体制の整備を進めています。

※()内は、それぞれ市が公募により決定した愛称

(2) 土砂災害

- 山々に囲まれた本市では、土砂災害防止法に基づいて、避難に一定の配慮が求められる土砂災害(特別)警戒区域1,180箇所(急傾斜地590箇所、土石流579箇所、地すべり11箇所)が指定(令和3年度末時点)されており、これらの区域では大量の降雨や地震による土砂災害の発生が危惧されています。

(3) 火山噴火

- 伊豆東部火山群の噴火による火山災害警戒区域に指定されています。

■ 「海のまち安全避難エリア（津波災害警戒区域）」及び「海のまち安全創出エリア（津波災害特別警戒区域）」の概要

区分	概要
「海のまち安全避難エリア（津波災害警戒区域）」	- 最大クラスの津波が発生した場合に、津波から「逃げる」ことができるように、避難施設や避難路の確保、避難訓練の実施等の取組を行っていく区域。 - 最大クラスの津波による浸水想定区域を基本として設定。 注)建築物の建築や開発行為の規制はない。
「海のまち安全創出エリア（津波災害特別警戒区域）」	- 最大クラスの津波が発生した場合に、子どもや高齢者等の避難に配慮を要する方が利用する施設（例：社会福祉施設、学校、医療施設）において、津波を「避ける」ことができるように、建築物の安全性確保の取組を行っていく区域。 - 最大クラスの津波による基準水位※が概ね 2m を超える範囲を基本として設定。 注)一般の住宅を対象にはしていない。

■ 海のまち安全避難エリア（津波災害警戒区域）・海のまち安全創出エリア（津波災害特別警戒区域）のイメージ



Ⅱ. 伊豆市国土強靱化での想定災害

1. 災害履歴と今後の想定

(1) 地震・津波

①過去の地震・津波災害

●本市では、過去に次のような大規模な地震・津波災害を経験してきました。

■ 過去の大規模災害一覧（地震）

項目	概要	
地震	1978 年 1 月 14 日 (昭和 53 年) 伊豆大島近海地震 M=7.0	土肥町:被害は住家一部破損 100 戸、道路 22 箇所、水道 12 箇所、崖崩れ 9 箇所等。 天城湯ヶ島町:死者 5 人、負傷者 8 人、住家一部破損 124 戸、公共建物 2 箇所、文教施設 5 箇所、道路 13 箇所、河川 10 箇所、水道 116 箇所、崖崩れ 22 箇所等。また持越鉱山の鉱滓堆積場のダムが崩壊し、シアン化合物を含む約 10 万トンの鉱滓が持越川→狩野川→駿河湾に流れ込んだ。
	1944 年 12 月 7 日 (昭和 19 年) 東南海地震 M=7.9	県中・西部で被害が大きかったが、東部・伊豆では被害僅少で、上狩野村で震度 4。
	1930 年 11 月 26 日 (昭和 5 年) 北伊豆地震 M=7.3	丹那断層が生じた地震で、伊豆北部を中心に被害が大きかった。 修善寺町:死者 22 人、負傷者 29 人、住家全潰 22 戸、半潰 31 戸 修善寺町(下狩野村):死者 1 人、負傷者 2 人、全潰 27 戸、半潰 137 戸 修善寺町(北狩野村):死者 23 人、負傷者 122 人、全潰 209 戸、半潰 291 戸 修善寺町:公園池堤防決壊し池水が氾濫したために 13 戸流失、1 人が行方不明。大野付近を通り北北西-南南東に走る大野断層(延長約 2km)と、加殿・年川付近を通り北北西-南南東に走る加殿断層(延長約 4km)が生じた。 天城湯ヶ島町:中狩野村佐野東方奥野山南斜面で山崩れ(佐野山津波)。山津波の厚さは約 20 尺、3 戸の民家を埋没し、約 15 人の死者が出た。中狩野村の被害は、死者 15 人、負傷者 4 人、住家全潰 72 戸、半潰 166 戸、上狩野村は負傷者 7 人、半壊 15 戸。 中伊豆町:中大見村城の山上の畑約 1 丁歩余り、約 10 間陥没し、隣の谷合に長さ約 30 間、高さ 2~3 間が隆起した。姫之湯付近を通り西北西-東北東に走る姫之湯断層(延長約 3km)が生じた。 中伊豆町(下大見村):死者 3 人、負傷者 13 人、住家全潰 117 戸、半潰 110 戸、荒廃林地 23 町歩 中伊豆町(中大見村)で死者 7 人、負傷者 12 人、全潰 33 戸、半潰 181 戸、荒廃林地 32 町歩 中伊豆町(上大見村)で死者 1 人、負傷者 6 人、全潰 45 戸、半潰 129 戸、荒廃林地 66 町歩。全焼 2 戸。
	1923 年 9 月 1 日 (大正 12 年) 関東地震 M=7.9	東京・横浜を潰滅させた大地震。 修善寺町(北狩野村):死者 1 人、家屋全潰 14 戸。
	1854 年 12 月 23 日 (安政元年) 安政東海地震 M=8.4	静岡県下で大被害を与えた。当地では震度 5~6 程度であったとされている。

■ 過去の大規模災害一覧（津波）

津波	1944 年 12 月 11 日 (昭和 19 年) 東南海地震津波	津波の高さは 1m か或はもっと小さかった。
	1854 年 12 月 23 日 (安政元年) 安政東海地震津波	土肥町:92 戸のうち 46 戸浸水、流失 2 戸、水死 13 人を生じた。津波の高さは 4.4~5m。 土肥町(八木沢村):10 戸流失し水死 1 人の記録がある。津波の高さは 5m 位。
	1707 年 10 月 28 日 (宝永 4 年) 宝永地震津波	土肥町(八木沢村):波先が妙蔵寺大門まで来たといわれ、津波の高さは 8~10m と考えられる。

②今後の想定

- 今後発生する可能性の高い地震として「南海トラフ巨大地震」があり、「静岡県第 4 次地震被害想定」では以下に示すような想定がされています。

注:「静岡県第 4 次地震被害想定」内の伊豆市の被害が最大値の想定を使用する。

(南海トラフの巨大地震:レベル 2、東側ケース、津波ケース①⑥⑧)

- 駿河湾に面する土肥地区では、地震発災時には大きな津波が襲来する可能性が高く、襲来時には低地集落、温泉街での甚大な被害の発生と、高台避難の長期化が予想されます。
- 山間部を通過する主要道路(国道 136 号 船原峠)は、沿道に土砂災害発生の危険性の高い箇所があり、土砂崩れにより通行が遮断される等、様々な要因により土肥地区が長期間にわたって孤立することが予想されます。

■【南海トラフ巨大地震の特徴】(南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(内閣府))

超広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生し、避難を必要とする津波の到達時間が数分であるとともに、被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なるものと想定。

影響は下記の通り。

- 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン、インフラ被害の発生
- 膨大な数の避難者の発生
- 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
- 被災地内外の食糧、飲料水、生活物資の不足
- 電力、燃料等のエネルギー不足
- 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
- 復旧・復興の長期化

■ 伊豆市内の地震規模等

○ 地震動、液状化、危険箇所

震源	震度	液状化面積(km ²)			危険箇所数(ランク総計数)		
		大	中	小	急傾斜	地すべり	山腹崩壊
南海トラフ	6強～5弱	0.8	0.7	1.4	590	12	158

■ 伊豆市内の被災状況想定

○ 最大全壊・焼失棟数南海トラフ東側ケース

(単位：棟)

揺れ	液状化	津波	山・崖崩れ	火災	合計	季節・時間帯
約 400	約 20	約 1,000	約 100	約 10	約 1,500	冬・夕

○ 最大死者数等

(単位：人)

建物倒壊	津波		山・崖崩れ	合計	最大となるケース	自力 脱出困難
		逃遅れ				
約 10	約 1,400	約 1,400	約 10	約 1,400	東側ケース (冬深夜)	約 20

○ ライフライン (南海トラフ)

断水率			下水支障率		停電率		固定電話 不通回線率		避難者数(人)		
1日後	1週後	1月後	1日後	1週後	1日後	4日後	1日後	4日後	1日後	1週後	1月後
82%	55%	0%	69%	2%	79%	6%	80%	10%	4,296	6,931	2,723

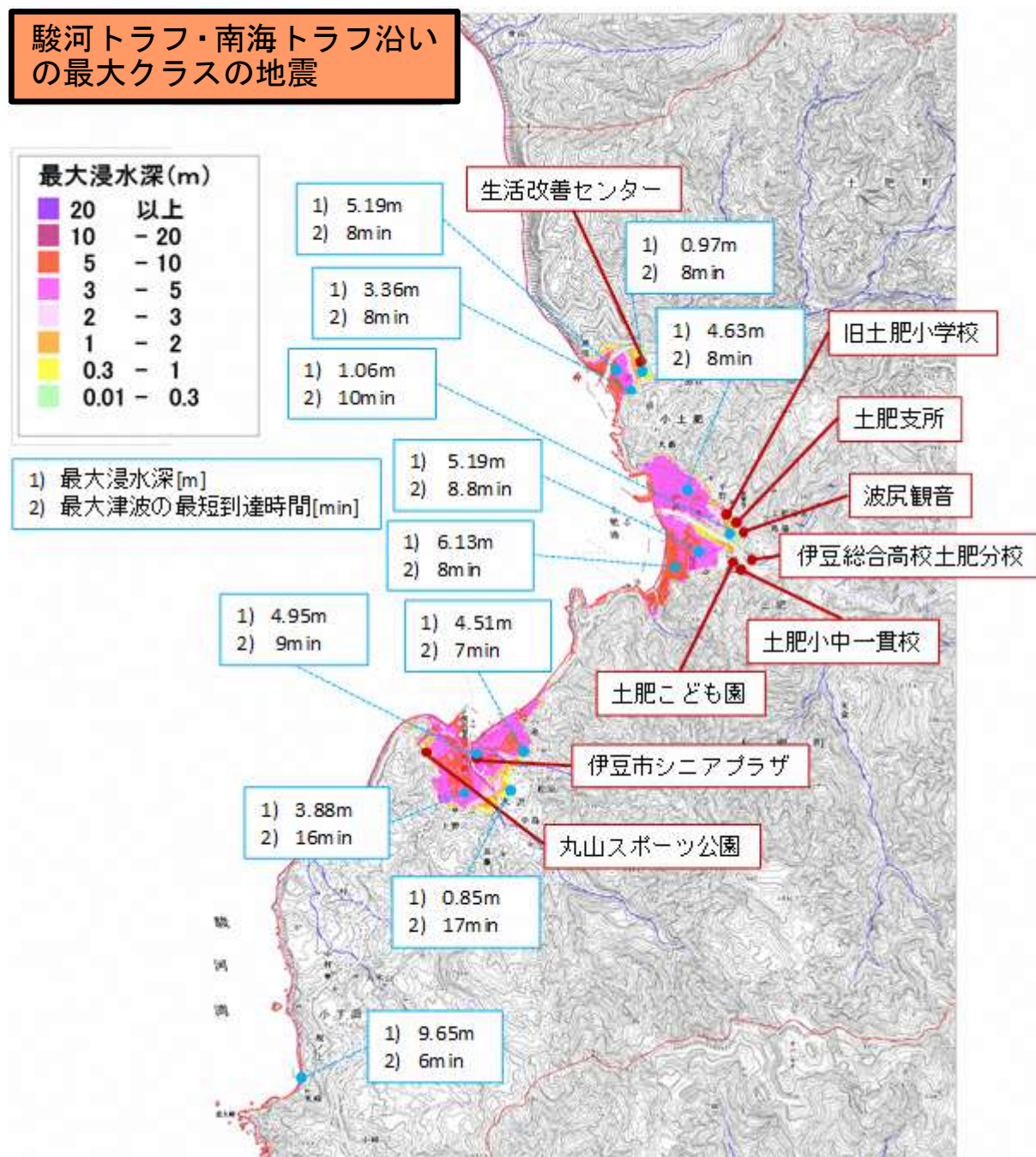
資料：静岡県第4次地震被害想定

○津波（南海トラフ）

津波ケース	最大津波	到達時間(+5m)	浸水面積(km ²)
津波ケース①⑥⑧	10m	5 分	3.6

資料：伊豆市地域防災計画及び伊豆市業務継続計画

■ レベル 2 津波の最大浸水深（駿河トラフ・南海トラフ沿いの最大クラスの地震）



資料：伊豆市観光防災まちづくり推進計画

(2) 風水害

①過去の風水害

- 本市では、過去において、台風による風水害災害を経験してきました。令和元年には、これまでの観測記録を更新するような降雨があり、今後も河川氾濫や土砂災害の発生の危険性があります。
- このような風水害により、交通機関への影響等が想定されています。

■ 過去の大規模災害一覧（台風）

項目	概要	
台風	2019 年 10 月 12 日 (令和元年) 令和元年台風第 19 号	湯ヶ島観測所で、24 時間の降雨が 760 mm 天城山観測所で、24 時間の降雨が 580 mm (10 月 11 日 15 時～10 月 12 日 24 時) 狩野川氾濫危険情報(令和元年 10 月 12 日 19 時 40 分) 次頁参照
	2019 年 9 月 8 日 (令和元年) 令和元年台風第 15 号	湯ヶ島観測所で、24 時間の降雨が 306.5 mm 天城山観測所で、24 時間の降雨が 440.5 mm (9 月 8 日 12 時～9 月 9 日 8 時) 次頁表参照
	1958 年 9 月 26 日 (昭和 33 年) 狩野川台風(22 号)	伊豆半島一帯で被害甚大で、死者行方不明 1,000 人以上。 狩野川が増水し、横瀬橋(鉄筋)は堰止ダムようになった。 修善寺町: 死者 337 人、負傷者 214 人、行方不明 127 人、全壊 21 戸、半壊 59 戸、流失 247 戸、床上浸水 53 戸、床下浸水 118 戸、流埋田畑 91ha。 天城湯ヶ島町: 中狩野で負傷者 2 人、全壊 15 戸、半壊 33 戸、流失 1 戸、床上浸水 64 戸、床下浸水 22 戸、流埋田畑 27ha、上狩野で死者 5 人、負傷者 7 人、行方不明 4 人、全壊 32 戸、半壊 54 戸、流失 52 戸、床上浸水 33 戸、床下浸水 167 戸、流埋田畑 77ha。 中伊豆町: 筏場では山崩れ・山津波が起こり、大見・狩野の村落を押潰し、土砂や流木を川に吐き出した。水田や家屋の流出した址は完全な石ころだけの河原に。死者 67 人、行方不明 16 人、全壊 84 戸、半壊 78 戸、流失 110 戸、床上浸水 180 戸、床下浸水 240 戸、田畑流埋 209ha。
	1952 年 6 月 23 日 (昭和 27 年) ダイナ台風	規模は 980hpa 内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm 以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は 30～40m/s に達した。 被害は全県下におよび、死傷 30 人を初め、家屋全壊 20 戸、浸水、がけ崩れ等かなりの損害を生じた。

資料：静岡県 HP 及び静岡地方気象台、伊豆市地域防災計画（風水害編）を加筆

○主要交通、医療対応力等

交通機関		医療対応力不足		住機能支障数 (棟)	ごみ・瓦礫 (t)
道路	鉄道	入院対応 不足数	搬送率		
主要国道は 復旧に 3 日 ～1 週間	駿豆線は 復旧に 1 週間 ～1 ヶ月	約 200	発災当初 37%／日	2,102	184～221

資料：静岡県第 4 次地震被害想定

■ 令和元年台風第15号における日最大1時間降水量（統計開始以来の極値更新）

地点名	更新した値		これまでの1位の値		統計開始年
	降水量 (mm)	起日時	降水量(mm)	年月日	
天城山	109.0	9日00時31分	100	2003年7月4日	1976年

資料：静岡地方気象台

■ 令和元年台風第19号における日降水量（統計開始以来の極値更新）

地点名	更新した値		これまでの1位の値		統計開始年
	降水量 (mm)	起日時	降水量(mm)	年月日	
湯ヶ島	689.5	10月12日	595.0	2007年9月6日	1976年

資料：静岡地方気象台

■ 令和元年台風第19号における被害状況について（11月15日現在）

人的被害				物的被害(単位:棟数)						
死者	行方不明	重傷	軽傷	住家					非住家	
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
—	—	—	—	2	—	5	4	2	1	30

資料：令和元年11月伊豆市定例記者会見 報道提供資料

※建物被害

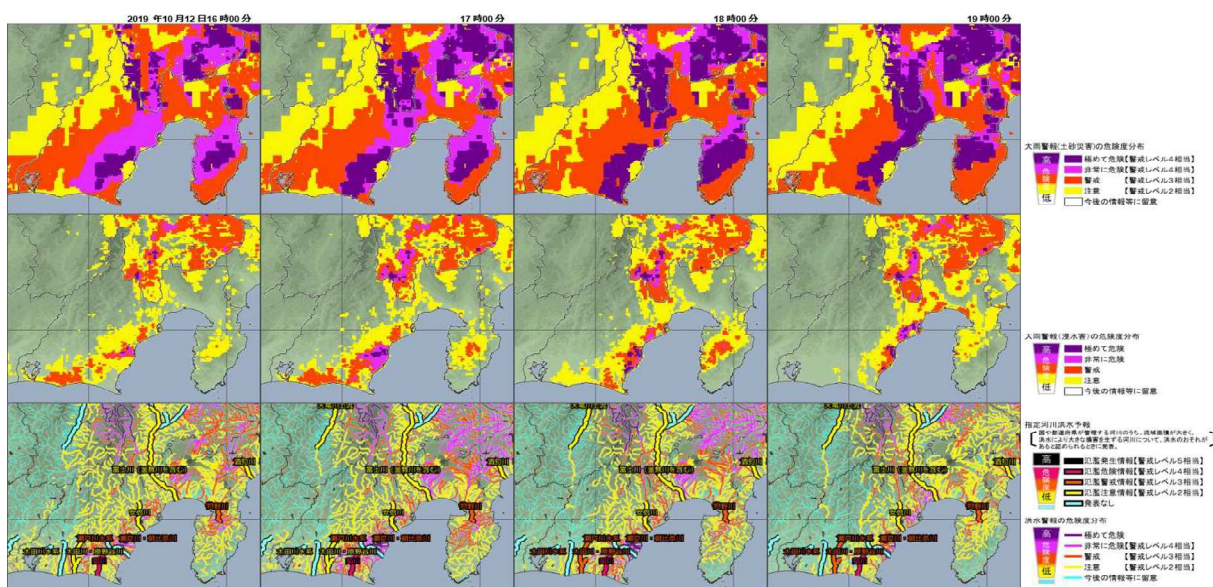
①全壊家屋は、被災者生活再建支援法適用（令和元年11月6日）。

被災者生活再建支援法施行令第1条第6号基準による。

②住家（一部損壊）棟数については、罹災証明発行件数及び届出件数。

③床下浸水件数が、前回より減少しているのは現地調査の結果、床下浸水とならないと判定されたため。

■ 令和元年台風第19号における大雨・洪水警報の危険度分布



資料：静岡地方気象台

※大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）及び、洪水警報を補足する情報

②今後の想定

- 市内の主要河川は、河川整備が進められてきていますが、近年では気候変動の影響等により国内でも局地的な集中豪雨による災害が発生しており、洪水発生による市街地への浸水被害や土砂災害の発生リスクが高まっています。
- 特に、狩野川は、流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨等で崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められてきましたが、中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成 10 年、14 年、16 年、17 年、19 年に発生しているため、今後も狩野川の下流部では堤防の高さや幅が不足する地区で、破堤による氾濫の恐れもあります。
- 狩野川上流部や支流においても短時間での降雨により、氾濫の恐れがあります。
- 「高潮・高波」については、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害発生が予想されています。

(3) 土砂災害

①これまでの土砂災害

- 本市では、これまでも大雨等により土砂崩れが度々発生し、交通の寸断が生じています。

②今後の想定

- 土砂災害防止法に基づいて指定されている土砂災害(特別)警戒区域や砂防指定地等では、大量の降雨や地震による土砂災害の発生が危惧されます。

(4) 火山噴火

①これまでの火山噴火

- 本市に関わりのある火山噴火には、伊豆東部火山群があります。
- 伊豆東部火山群は、15 万年前頃から噴火活動を開始した活火山で、伊豆半島東部の大室山等の陸上火山及びその東方海域に分布する多数の海底火山からなる単成火山群とされます。
- 最新の噴火は、平成元(1989)年 7 月 13 日に伊東沖で起きた手石海丘の海底噴火ですが、過去 1 万年では陸域でも噴火が発生しており、4,400 年前に台ノ山、4,000 年前に大室山、3,200 年前にカワゴ平、2,700 年前に岩ノ山ー伊雄山火山列の噴火等、内陸での噴火も確認されています。
- 最近約 30 年間では群発地震が発生する場所は川奈崎沖の北西ー南東に伸びる領域にほぼ限られていました。

②今後の想定

- 火山活動に伴って、群発地震や噴石の落下、降灰等が発生します。また、これらにより建物被害の発生、鉄道・道路・上水道・電力・通信等インフラやライフラインでの被害

が懸念されます。その他、降灰後に降雨があった場合には土石流の発生も懸念されています。

- 過去の活動域を考慮すると、伊豆半島東部全体が噴火の可能性がある場所となるため、噴火場所の想定は難しいものとなりますが、平成元(1989)年手石海丘での噴火の際は、噴火場所の直下付近で活発な群発地震活動等が発生していたことから、群発地震の震源域の直上に火口が出現するものとして想定されています。
- 伊豆市地域防災計画(火山対策編:令和2年2月版)では、県、伊東市、伊豆市、気象庁、静岡地方気象台及び関係機関で構成する「伊豆東部火山群の火山防災対策検討会(以下、「検討会」という。)」及び国の「伊豆東部火山群の地震活動の予測手法」報告書(平成22(2010)年9月)での検討結果を基に、昭和53(1978)年から平成22(2010)年12月までの伊東から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元(1989)年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象やその推移を定め、想定した範囲で火山現象が発生した場合に、県民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めた内容を、平成30年10月の伊豆東部火山群防災協議会で決議された噴火影響範囲の見直しに基づいて修正しています。
- ここでは「火口が出現する可能性のある範囲(群発地震が発生する可能性のある範囲)」が想定され、そこから概ね3.5Kmの範囲(水深500mより深い範囲は除外)を「想定火口域で噴火した場合の影響範囲」として想定しています。
- 上記の範囲が活動火山対策特別措置法に基づき、伊豆東部火山群の活動による噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域(火山災害警戒地域)として、伊東市、熱海市と共に指定されています。
- 本市にあっては、「想定火口域で噴火した場合の影響範囲」は、市域東部の一部が含まれています。特に、大規模な噴火となった場合には、積もった降灰が雨により発生する土石流の影響範囲が中伊豆地区に想定され、家屋への影響の他道路の閉塞等も危惧されています。
- なお、富士山の噴火が発生した場合にも降灰等の影響をうける可能性がありますが、被害の状況としては上記に示す内容と重なることから、同一の災害タイプとして扱うこととします。

2. 災害タイプの設定

●リスクシナリオ(「起きてはならない最悪の事態」)を設定するための前提となる災害の想定は、静岡県国土強靱化地域計画を参考としつつ、伊豆市地域防災計画に示される本市での災害履歴やタイプ等を踏まえて下記の通りとします。

●また、地区ごとの災害発生の可能性について、下表に示します。

■ 対象とする災害タイプと概要

対象とする 災害タイプ	概要
地震・津波	- 駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8 クラス)。 - 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8 クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する地震。 - 相模トラフ相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9 程度)や、神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震。 2011(平成23)年の東日本大震災を受け、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9 クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1 程度)等の巨大地震。 - この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部等を震源とする地震活動 - 津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波。
台風等による 風水害 (高潮含む)	- 市内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生。 - 狩野川の内水氾濫。 - 季節的には4～5月は低気圧の通過に伴う豪雨、6～7月は梅雨前線活動の活発化による大雨や局地的豪雨、8～10月は台風の接近又は上陸による暴風雨に起因した風水害(高潮含む)の発生。
土砂災害	狩野川流域(一級河川)は、流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われた地質構造であるため、集中豪雨や地震等による土石流、がけ崩れ、地すべり等の発生。
火山噴火	伊豆東部火山群の噴火による降灰、噴石の落下等による建物被害や土石流の発生。

■ 地区ごとの災害発生の可能性

災害タイプ	修善寺地区	土肥地区	天城湯ヶ島地区	中伊豆地区
地震	○	○	○	○
津波	×	○	×	×
風水害	○	○	○	○
高潮	×	○	×	×
土砂災害	○	○	○	○
火山噴火	△	×	△	○

○：発生可能性が高い △：発生可能性がある ×：発生可能性はない

Ⅲ. 災害時に発生が危惧される事態と課題

1. 発生が危惧される事態

- 本市の特性を踏まえると、先に設定した災害発生によって、次に示すような事態が危惧されます。(→Vでリスクシナリオとして再整理)
- 各災害発生により最も危惧される事態としては、浸水災害や土砂災害による「道路の寸断」とこれに伴う「地域の孤立」です。
- 特に、災害発生直後の救命が必要な時期では、市外からの様々な応援人員が受け入れられなくなる恐れがあります。
- こうした事態は、伊豆半島全域で同様の事態が発生する可能性が高く、このような事態の発生を防ぐ事前のインフラ強化の対応と、発生したのちに速やかに対応できる体制の確立に併せた事前準備が極めて重要です。

■ 災害時に危惧される主な事態

- 多様な要因による多数の死者・負傷者の発生
- 市役所、医療施設や避難所等の主要公共施設の損傷による復旧復興対応の遅れ
- 市街地の浸水や家屋の損傷による一時退避対応や避難生活の長期化
- 地震・土砂災害等による鉄道・道路網の寸断と物流の途絶、伊豆市や地区の孤立による人命救助、復旧・復興対応の遅れ
- 災害廃棄物の発生と対応
- ライフラインや電力網の損傷による生活環境の悪化や情報伝達の遅れ
- 観光客等の帰宅困難者の発生 ……等

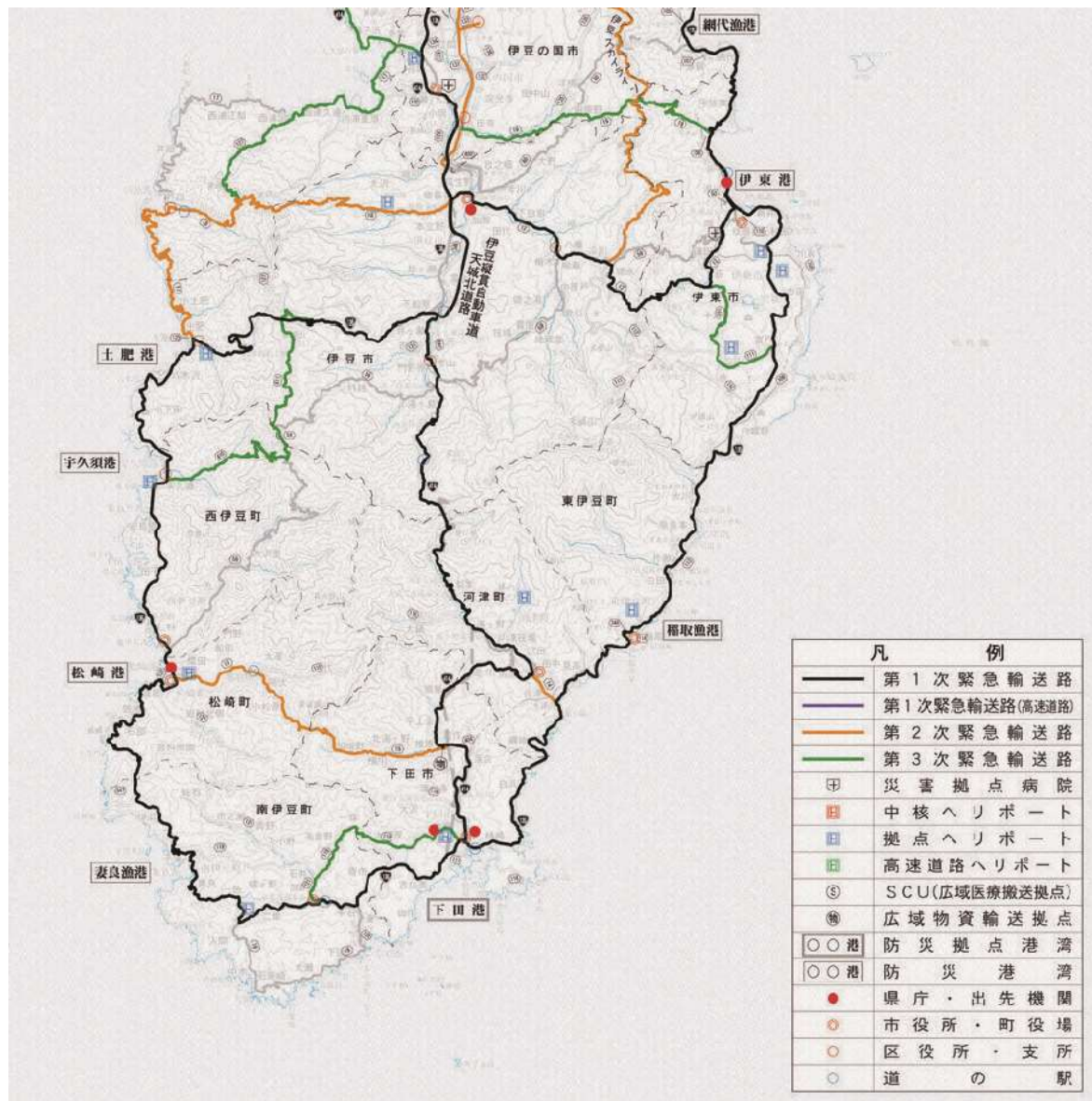
2. まちのかたちとハード面での課題

(1) ネットワーク型コンパクトタウンを前提とした対応

- 本市のまちのかたちの特徴として、居住地が市内に分散している点があります。その一方で先にみたように、道路や公園等のインフラ整備は十分とはいえない状況にあり、また土砂災害の発生可能性が高い箇所が多く「道路の寸断」と「地区の孤立」が発生する恐れがあります。
- このような事態への対応としては、第2次総合計画で本市が目指すまちのかたちとある「ネットワーク型コンパクトタウン」を前提に、次の2つの対応が考えられます。
- 第一に、「ネットワークの強化」としての「災害時交通ルートの確保」です。具体的には次に示すような内容が挙げられます。

- ・ 県が定める緊急輸送路となっている道路沿道での土砂災害対策の国や県への要請や沿道建築物の倒壊防止等の取組
- ・ 伊豆縦貫自動車道の延伸等の道路網の充実強化
- ・ 「中部版くしの歯作戦」に基づく道路啓開体制の強化
- ・ 空路ルートでのアクセス性の高いヘリポート確保
- ・ 海上ルートとしての土肥港の安全性向上 ……等

■ 静岡県緊急輸送路（令和元年7月）



（資料：静岡県資料）

- 第二に、孤立してしまうことを前提として、一定期間、支所単位でも一定水準の生活を維持する環境を形成します。「コンパクトタウンにおける地域防災対応力の強化」としての「地区防災拠点の形成」です。具体的には次に示すような内容が挙げられます。
 - ・支所単位での備蓄を充実する他、各家庭や避難所で水や食料、生活物資等の備蓄を充実する
 - ・支所や避難所等の公共施設や病院の災害対応機能を維持できるように施設やエネルギー確保等を含めての防災機能を高めるといったハード対策の充実
 - ・支所での災害対応の体制を充実させるといったソフト対策との連携 ……等
- こうした中であって、市全域においては災害の発生態様に応じて各地区防災拠点が適切に相互補完し合いながら、復旧・復興に対処するという機能分散型の防災拠点配置と支援ネットワークの構築が必要です。
- その上で、全市的な広がりで災害が発生した際には、各地区防災拠点の活動を支援する能力を備える市全域をカバーする防災拠点(以下「全市防災拠点」)が必要です。
- この場合において、広域交通ネットワーク上、伊豆縦貫自動車道の修善寺インターチェンジと大平インターチェンジに近接し、市外・広域の応援人員や緊急物資を受け入れる上での立地条件の優位さを備え、また防災拠点を形成する上で各種機能の拠点的な施設が集積している本庁周辺一帯が、市内では最も適しています。
- 以上を踏まえて、防災拠点を構成する上で必要な機能を補強し、交通ネットワークを強化しながら、本庁周辺一帯を「全市防災拠点」として形成していくことが求められています。

(2) 国・県と連携した災害対応

- 最も甚大で面的な広がり大きな災害発生となる可能性がある南海トラフ巨大地震では、土肥地区での津波浸水被害をはじめ市全域で建物崩壊や土砂崩れ等が発生する恐れがあります。
- このような事態への対応として静岡県は「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」(平成29年12月)を策定し、道路啓開の方針として「中部版くしの歯作戦」(平成30年5月改訂・中部地方幹線道路協議会)が策定されています。
- これらの計画の中では、本市においても様々な災害対応活動に対応した拠点施設が位置づけられていますが、各施設の中には求められる機能に対して十分な整備状況にならない施設があるほか、備蓄拠点が救護所や避難所とされている等、複数の役割が重複しているために、求められる役割が発揮できない施設もあります。
- また、道路水準が十分でないために、大型車両が侵入できない状況にある輸送拠点施設や、現在の拠点ヘリポートである虹の郷(駐車場)は、伊豆赤十字病院等の施設との距離が離れている等の課題があります。
- 特に、災害発生後の速やかな人命救助や復旧・復興の観点から、速やかに災害対応活動が展開可能な場所と道路ネットワークを確保しておくことが、本市での国土強靱化におけるハード面での最重要課題となっています。

(3)伊豆半島での立地特性

- 広域的には、伊豆半島全域で臨海部は津波被害を受ける恐れが高く、静岡県第4次地震被害想定においても、沿岸部の道路ネットワークは寸断される可能性が高いものと想定されています。
- こうした想定下にあって、伊豆縦貫自動車道(修善寺道路、天城北道路)は沿岸部への支援を含めた災害時の基幹的な道路ルートとしての役割を発揮することが期待されていますが、市内には修善寺インターチェンジ(修善寺道路)、大平インターチェンジ(天城北道路)、月ヶ瀬インターチェンジ(天城北道路)が整備済みであるという広域アクセス条件を有しています。
- また本市は伊豆半島の背骨に位置し沿岸部からの道路(東西方向の軸)と沼津・三島方面からの道路(南北方向の軸)とが、市内で交差するという広域の立地特性を備えています。
- 以上の特性から、災害時の広域受援活動の受け入れ拠点となるオープンスペースを確保することは、伊豆半島全域を見据えた迅速な救助・復旧活動の展開という観点からも重要です。

(4)災害対応用地の事前確保

- 発生が危惧される狩野川流域での面的な洪水浸水被害や、土肥地区での津波浸水被害発生時には、災害廃棄物処理や建設型応急住宅の供与等の対応が必要となります。
- 被災地における災害廃棄物の処理は本格復興の前提となり、また応急仮設住宅の供与では、発災後20日前後での着工が目安とされるため、こうした活動に必要な用地となるオープンスペースを予め確保しなければなりません。

IV. 伊豆市国土強靱化の目標と基本的な考え方

1. 基本理念

- 伊豆市国土強靱化の基本理念は、第2次総合計画での考え方を踏まえながら、下記のように設定します。

【第2次総合計画の考え方】

- 自然・歴史・文化が香る 誇りと活力に満ちた
伊豆半島の新基軸(クロスロード)・伊豆市
- ネットワーク型コンパクトタウン



【伊豆市国土強靱化地域計画での取組みの基本理念】

自然・歴史・文化を活かした「豊かな伊豆市暮らし」が
持続可能な“強くてしなやかな”地域づくり

2. 国土強靱化の方向性

- 伊豆市国土強靱化地域計画では、上記基本理念に基づく国土強靱化の取組みを進める上で、以下の4つの目指す方向を設定します。

(1) 誰をも守るまち

伊豆市に住む人、伊豆市を訪れる、日本の人から世界の人達。老若男女。「誰をも守るまち」としていきます。

(2) 伊豆半島を支える背骨のまち

伊豆半島の背骨となる位置にある伊豆市の広域的立地特性と、災害時における伊豆半島での広域交通ネットワークの代替性確保の観点から、市内で広域的な交通軸が確保された「伊豆半島を支える背骨のまち」としていきます。

(3) 自立分散ネットワークのまち

本市の地形特性や、その地形特性の上にある住まいや観光の場、交通網の位置分布状況、合併を繰り返してきた経緯等を背景として、第2次総合計画で掲げる「ネットワー

ク型コンパクトタウン」の構築を前提に、地区ごとに一定の自立性、強靱性を備えつつ、各地区相互が補い合いながら災害に対応する「自立分散ネットワークのまち」としていきます。

（４） みんなで取組む強靱化

個人から家族、企業単位での「自助」、隣近所から学校区単位を中心とする「共助」、市、県、国等の「公助」の取組みがバランスよく取組まれる中で実現する「みんなで取組む強靱化のまち」としていきます。

３． 国土強靱化の基本目標

- 伊豆市国土強靱化地域計画では、取組の基本目標として国土強靱化基本計画との調和をとる観点から、以下の４つを基本目標に設定します。

いかなる災害が発生しようとも、

- （１） 市民の命を守ること
- （２） 地域社会を支える重要な機能が維持されること
- （３） 市民の財産及び公共施設の被害を最小とすること
- （４） 迅速な復旧復興を可能にすること

V. 事前に備えるべき目標とリスクシナリオの設定

●国土強靱化の基本目標達成に向け、国が国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)に掲げる45の「起きてはならない最悪の事態」及び静岡県が「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画(静岡県国土強靱化地域計画)」(令和2年3月)(以下、「県計画」という。)に掲げる38の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本市で起こり得る大規模自然災害(地震・津波、台風等による風水害(高潮含む)、土砂災害、火山噴火)に対し、本市の特性を踏まえ、以下のとおり9つの事前に備えるべき目標及び35のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を設定しました。

■ 事前に備えるべき9つの目標とリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	火山噴火による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)による多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱
	2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

■ 事前に備えるべき9つの目標とリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	5-3	基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
	6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8. 社会・経済が迅速かつ以前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-5	復興を支える人材等の不足、より良い復興にむけたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
9. 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

- 以上の回避すべき事態、状況を克服する国土強靱化の取組を進める主要施策を検討する視点として、実現される伊豆市のイメージを以下のように設定します。

「防災インフラが自然・歴史・文化の魅力を高めるまち」

○防災インフラとなる道路網、公園・広場や公共施設が、平時には伊豆市の自然、歴史、文化の魅力により触れやすくし、インフラが新たな魅力資源となって伊豆市の魅力を高めている

VI. 推進方針

1. 全市的な対応方針

(1) 3つのテーマ

- 伊豆市国土強靱化地域計画では、全市的な対応テーマとして以下の3項目を設定し、本市の国土強靱化に向けての各種施策を推進します。

- A. 伊豆半島地域の後方支援も担う全市防災拠点整備
- B. 災害時自立生活環境の形成
- C. 浸水による甚大被害想定地区での事前復興準備

A. 伊豆半島地域の後方支援も担う全市防災拠点整備

①日向地区での防災公園整備

- 本庁、伊豆赤十字病院を中心とする周辺一帯での全市防災拠点形成に向けて、その核となる施設として日向地区で防災公園を整備します。
- 防災公園は、市が開設する主要ヘリポート、救助活動拠点、地域内輸送拠点、備蓄拠点として活用するほか、一時避難場所や大規模被害が発生した際には応急仮設住宅用地としての活用も想定します。
- 平時には、狩野川沿いの立地を活かして、市民をはじめ来訪者にとって憩いの場となるような公園とします。

②道の駅伊豆月ヶ瀬防災拠点化整備

- 道の駅伊豆月ヶ瀬は伊豆縦貫自動車道天城北道路月ヶ瀬 IC、国道 136 号、国道 414 号が交差する箇所に位置し、市内は元より伊豆半島における西側、南側に向かう救助拠点となり得る施設である。伊豆縦貫自動車道天城峠道路（伊豆市～河津町）の都市計画決定がなされ、南側に向けた高規格幹線道路計画が進んでいることから、当箇所の広域防災拠点化の必要性が高まっており、国、県と調整し、広域防災拠点化の整備を進めます。

③国・県と連携した全市防災拠点との災害時交通網整備

- 全市防災拠点の機能を十分に発揮するために、修善寺駅から本庁周辺の各施設や防災公園をつなぐルート（都市拠点環状道路網や外環状道路網）となる道路や橋の強化を国や県に要請し、併せてルート上の主要な市道の整備を進めます。
- 市外及び市域内の他地区防災拠点や各種拠点を結ぶルートとなる主要道路の拡幅整備等を国や県に要請する他、ルートを形成する市道の整備を進めます。

- 基幹ルートとなる伊豆縦貫自動車道天城北道路の月ヶ瀬インターチェンジより以南については早期の延伸整備と中間インターチェンジの整備を要請していきます。
- 沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、国の支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）や、県の支援策（TOUKAI-0 事業）を活用し、事業の内容を所有者にPRする等により走行空間の確保を進めます。
- 災害時の主要道路網における山地災害や土砂災害の危険性の高い箇所を優先し、治山対策や土砂災害対策を国や県に要請していきます。
- 海上ルートの交通拠点として土肥港の機能強化を県に要請していきます。

B. 災害時自立生活環境の形成

①本庁・支所の地区防災拠点としての機能強化

- 地区の災害時対応の拠点となる地区防災拠点として、本庁をはじめ各支所の防災機能の強化や防災備蓄の充実を進めます。
- 特に、広域的な電源喪失の発生やエネルギー補給が断たれる場合であっても、災害対応の拠点としての機能が維持されるように、非常用電源や発電用の燃料備蓄等を充実します。
- 本庁は、狩野川の越水の可能性があるため、市の拠点としての災害対応機能が維持されるように、その施設整備のあり方を検討していきます。
- 当面は本庁のバックアップ機能を中伊豆支所に充実させて、本庁が機能しなくなった場合の代替機能を担うものとし、これを前提に人員配置等の体制も検討します。
- 災害発生状況に応じて支所間での災害対応時の相互補完のあり方についても検討を進め、必要な施設の整備や資機材の配置等の対応を進めます。

②地区単位での身近な防災拠点の整備

- 災害発生危険性に応じて、避難をためらわない緊急時の避難先を可能な限り身近な場所に確保できるように、地元住民と共に検討していきます。
- 小中学校等、指定避難所となっている施設でのエアコン設置や備蓄内容の充実、ペット避難対応方針の明確化、福祉避難所の充実や感染症に対応した避難環境対策等、避難環境の向上を進めます。
- 見直しが検討される公共施設について、地区内での避難先や防災備蓄施設としての活用も考慮し、身近な防災拠点の充実を進めます。
- 市内観光客が被災した際の一時滞在施設の確保を進めます。

③全市主要防災拠点のネットワーク強化

- 市内に形成される主要な防災拠点相互のネットワーク強化のため、国道や県道等の道路網の整備を要請するほか主要なルートとなる市道、橋梁の整備や、迂回ルートとなる重要な農林道整備と土砂災害対策を進めます。
- デジタル化への設備更新を進める等により支所相互の通信ネットワークを強化して、

迅速な災害対応を進める環境を確保していきます。その他、災害対応の人員配置のあり方の検討等を進めます。

④病院の災害時対応機能強化

- 負傷者対応で医療機能が十分に発揮できるよう、施設の耐震化や非常用電源、十分な燃料の確保について支援し、災害時対応機能を強化します。
- 広域の拠点病院への速やかな搬送を可能にするため救護病院付近でのヘリポート整備や道路整備等の周辺整備を進め、全市的な救護体制を強化していきます。

C. 浸水による甚大被害想定地区での事前復興準備

①事前復興準備の推進

- 津波災害が予想される土肥地区では、「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画）」を基本に、事前復興準備の観点も加味しながら今後のまちづくりを進めます。
- 土肥地区では、仮に被災した後の復興におけるビジョンや必要な考え方を整理した「事前復興計画」の検討を進めます。
- 事前復興計画に基づきながら今後のまちづくり施策を連携させて、日常生活を持続させながら被害を小さくするまちへと再編する取組を国や県、地元住民や観光事業者と共に進めます。
- 災害発生後の復興を速やかに進めるために、面的な被害発生が想定される区域を中心に地籍調査を進めます。

②国・県管理河川の防災性強化の要請

- 国から新たに示された「流域治水」の考え方に沿って、国や県、流域市町とも連携しながら、市内の洪水浸水対策の検討を進めていきます。
- その上で、防災拠点としての機能を発揮する上で重要な箇所でありながら、現時点で浸水災害発生の高い区域内にある箇所については、堤防の強靱化や周辺公共施設を活用した防災機能の強化、河道掘削等の予防型の取組を国や県に要請していきます。
- 河川環境の保全に配慮した整備を国や県に要請していきます。

③避難場所の確保と避難ルート整備

- 土肥地区の津波による浸水想定区域では、速やかな避難が可能となるように津波避難タワーの新設を地元住民の意見を踏まえながら進めます。
- 高台においても一時避難が可能な広場等の整備を進めます。
- 観光事業者による各観光宿泊施設での宿泊客の避難先確保の検討について、支援していきます。
- 避難場所に向かう避難ルートとなる道路の幅員を確保するため、狭あい道路拡幅事業

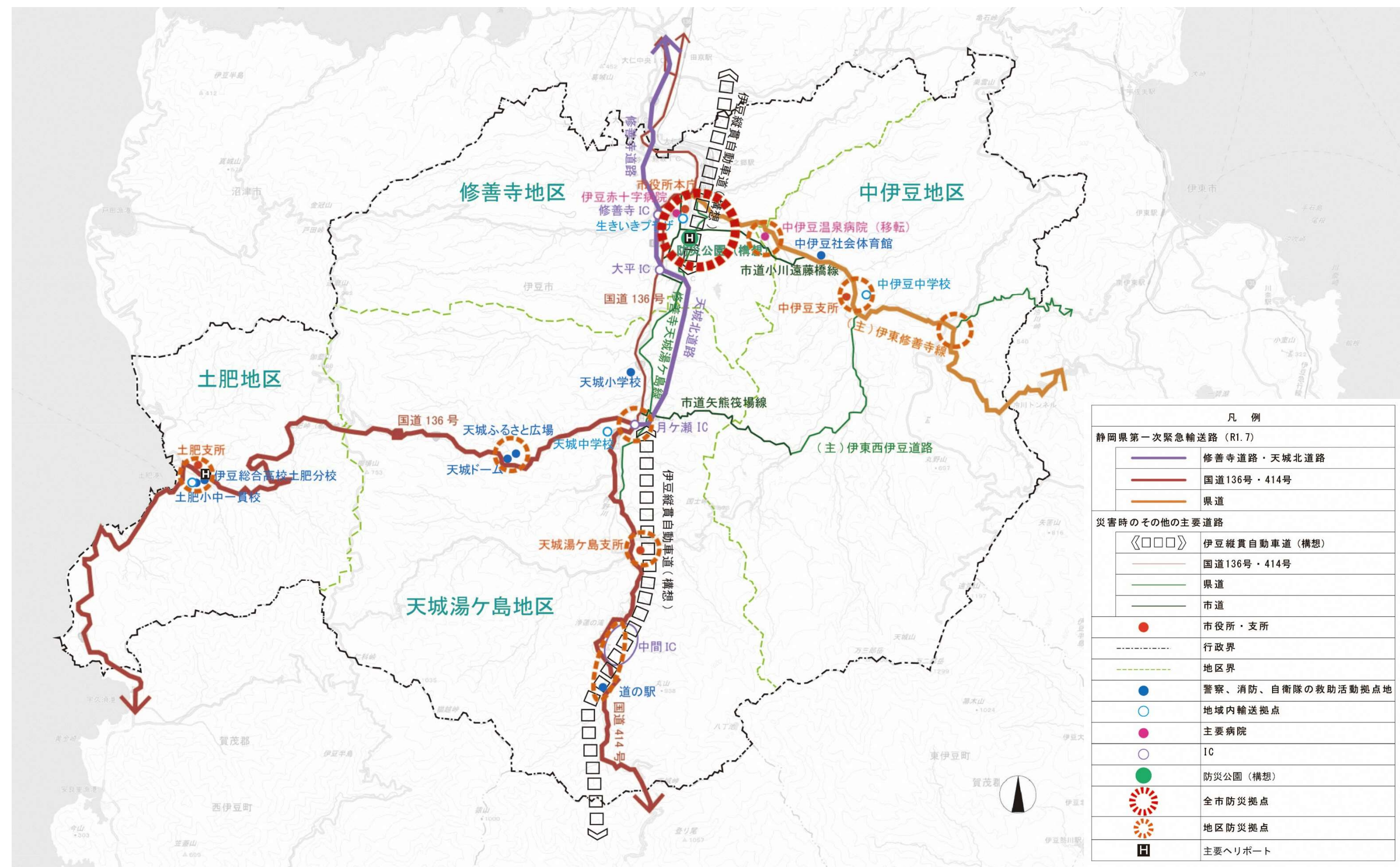
の活用等により整備していきます。

- 狩野川流域の洪水による浸水想定区域では、高台公園の整備や、避難先となり得る建物の利用協定等により、緊急時の避難先を確保していきます。

④災害対応用地の事前準備

- 浸水による被災に対しては、発生が想定される災害がれきの仮置き場や建設型応急仮設住宅の建設地、観光事業者や商業者の仮移転先等の災害対応用地を事前に確保していきます。
- 土肥地区では地区内での用地確保に努めるほか、日向地区の防災公園や太平インターチェンジ周辺での活用も想定します。

■市全域での防災拠点配置とネットワーク構想図



2. 重点地区ごとの主要な対応事項

本市での災害発生の特性等を踏まえて、地区ごとの範囲で取組む主要な対応の方向は、次の通りです。

(1) 修善寺地区

①地区の特性と想定される事態

●修善寺地区の特性と発生が想定される事態として、下記のような事項が挙げられます。

- 災害時の防災拠点機能を担う市役所本庁舎、市民文化ホール、生きいきプラザの公共施設や救護病院である伊豆赤十字病院が立地する他、日向地区で防災公園、新中学校の整備が一带に構想されています。
- 修善寺道路の修善寺インターチェンジ、天城北道路の大平インターチェンジから近接する道路網は幅員が狭い区間も多く、河川もある等施設相互へのアクセス性は良くない状況です。
- 「中部版くしの歯作戦」では、本庁舎がアクセス拠点として位置付けられ、生きいきプラザホールは「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」で地域内輸送拠点候補と指定されていますが、救護所と重複しており、地域内輸送拠点としては機能発揮が期待できない状況です。
- 最も近接する主要ヘリポートは「虹の郷（駐車場）」ですが、他の防災拠点施設と距離があります。
- 災害発生の可能性は、狩野川の越水、土砂災害、地震時の家屋倒壊等による道路の閉塞と交通寸断が想定されます。
- 狩野川の越水等により本庁舎や防災公園整備構想地区は浸水被害の恐れがあります。伊豆赤十字病院は背後の斜面地の土砂災害の影響を受ける恐れがあります。
- これらにより災害対策の遅れや、負傷者の救命、救助の遅れ等が危惧されます。

②主要な対応事項

●修善寺地区の目指す姿や主要な対応事項は、防災拠点となる既存公共施設の集積や広域幹線道路からのアクセス性を考慮して、市全域を対象とした防災拠点形成（「全市防災拠点」）を進めます。

【修善寺地区の目指す姿】
ネットワーク型全市防災拠点の形成

- 以上を踏まえて、次のような対応を重点的に進めます。

【全市テーマAに関する項目】

- 全市防災拠点の核となる日向防災公園の整備を予定区域の浸水危険性に配慮しながら進めます。
- 防災公園に関連する狩野川の護岸整備を県に要請します。
- 分散する施設が連携するネットワーク型全市防災拠点として機能を発揮するために、くしの歯ルートとのネットワーク整備として、伊豆縦貫自動車道とつなぐ都市拠点環状道路ルートや外環状道路ルートの整備強化を進めます。特に、修善寺橋の機能強化と県道伊東修善寺線や修善寺天城湯ヶ島線の拡幅整備等を県に要請しています。
- 都市拠点環状道路ルートとなる市道小川遠藤橋線の幅員拡幅や遠藤橋の安全性強化を進めます。
- 旭日橋周辺では、天城北道路大平インターとのアクセスルートが確保されるよう、河川断面の確保等を県に要請していきます。
- 主要な道路網に影響を及ぼす可能性のある優先的な土砂災害対策を国や県に要請していきます。

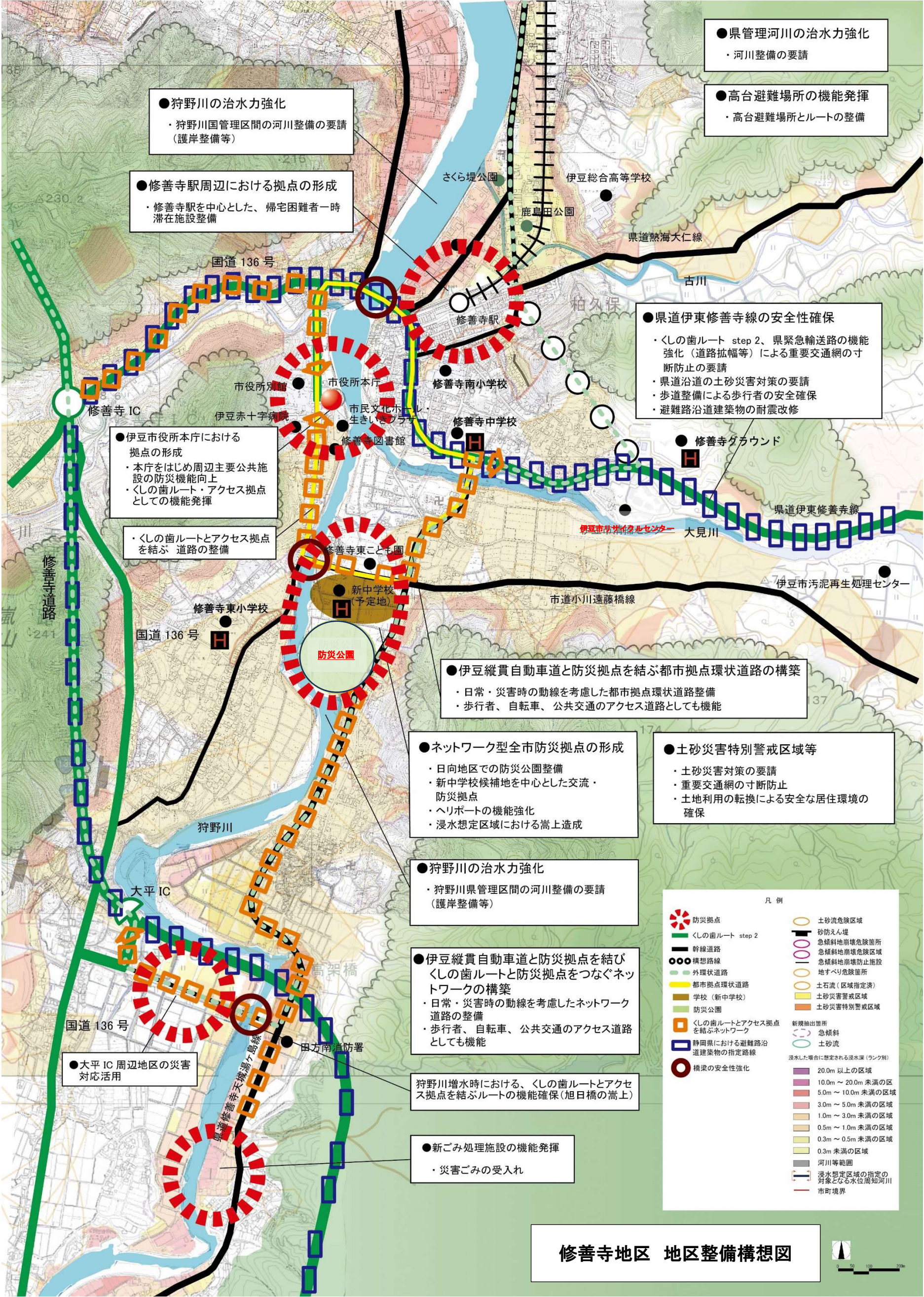
【全市テーマBに関する項目】

- 本庁舎や周辺公共施設では、災害時の非常用電源や飲料水、食料、燃料の備蓄の充実等により災害拠点としての機能が発揮できるよう防災機能を強化していきます。
- 本庁舎は災害対策本部としての機能がどのような状況であっても十分に発揮、維持されるべきとの観点に立って、あらゆる可能性から施設整備のあり方を検討し、必要な対応を早期に進めます。
- 駿豆線修善寺駅周辺では、観光客対策として、災害発生時の帰宅困難者の一時受け入れ施設の確保や、飲料水、食料等の備蓄のための施設の確保を駅周辺のまちづくりと共に進めます。
- 修善寺温泉地区でも観光客が帰宅困難者となった場合の対応を事業者と共に検討し、安心できる観光地の環境形成を図ります。

【全市テーマCに関する項目】

- 狩野川の浸水想定に対応する防災性機能強化を国や県に要請していきます。
- 古川等をはじめとする県管理河川の護岸整備等による治水力強化を要請していきます。
- 市管理河川の河道掘削等の予防型対応による治水力強化を進めます。
- 浸水想定区域内において避難場所となる高台広場の整備や避難ルートの整備等を地区住民の協力を得ながら進めます。
- 災害廃棄物を処理するための、災害廃棄物の仮置場や廃棄処理施設の利用等を検討します。

ここに文字を入力



(2) 土肥地区

①地区の特性と想定される事態

●土肥地区の特性と発生が想定される事態として、下記のような事項が挙げられます。

- 土肥地区は駿河湾に面していて、地震発生時には津波襲来が危惧されるため、「海のまち安全創出エリア（津波防災特別警戒区域）」、「海のまち安全避難エリア（津波防災警戒区域）」が指定され、観光の振興と共に地震発生時の被害を軽減し人命を守ることが可能なまちへと再編していくことが求められています。
- 災害時の防災拠点機能を担う施設として、土肥支所その他、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」では、土肥小中一貫校が救助活動拠点候補、伊豆総合高校土肥分校グラウンドが災害時の主要ヘリポートとして予定されています。伊豆総合高校土肥分校は「中部版くしの歯作戦」でアクセス拠点になっています。
- 土肥小中一貫校は避難所機能と重複しており、災害時での対応機能について調整が必要な状況です。
- 地区への主要なアクセス道路は内陸側からの国道 136 号が県の第一次緊急輸送路に指定され、「中部版くしの歯作戦」ではくしの歯ルート of step2 とされています。
- しかしながら、国道 136 号は山間を走るため、土砂災害発生の可能性が高い箇所も多く、土砂災害による道路閉塞を防ぐ対応が必要となっています。また海側の県道沼津土肥線は、地震発生や津波襲来により通行が不可能となる恐れがあります。
- 災害発生の可能性は、津波の他にも豪雨時の河川氾濫等による浸水、土砂災害、高潮等が想定されますが、上記のように道路網が寸断されることが危惧されるため、災害対策の遅れや負傷者の救命、救助の遅れ等が危惧されます。
- 地域の孤立を防止するため、地区外からの道路網の確保、ヘリコプターによる空路の環境向上、海上ルート確保等アクセス環境を高める取組も必要になっています。

②主要な対応事項

●土肥地区の目指す姿や主要な対応事項は、①で示した認識を前提に以下とします。

【土肥地区の目指す姿】
事前復興まちづくりの展開

●以上を踏まえて、次のような対応を重点的に進めます。

【全市テーマAに関する項目】

●津波襲来によりまちが甚大な被害を受けた際には、復興が完了するまでの期間の仮の生活や生業・事業の場として、修善寺地区で構想する日向防災公園の活用を前提に、復興まちづくりを進めることとします。

- 災害時の緊急輸送路を確保するため、国道 136 号沿いに発生が危惧される土砂災害を防止する取組を優先することを県に要請していきます。
- 土肥港の防災機能強化を県に要請し、海上ルートの交通拠点としての機能維持を進めます。

【全市テーマBに関する項目】

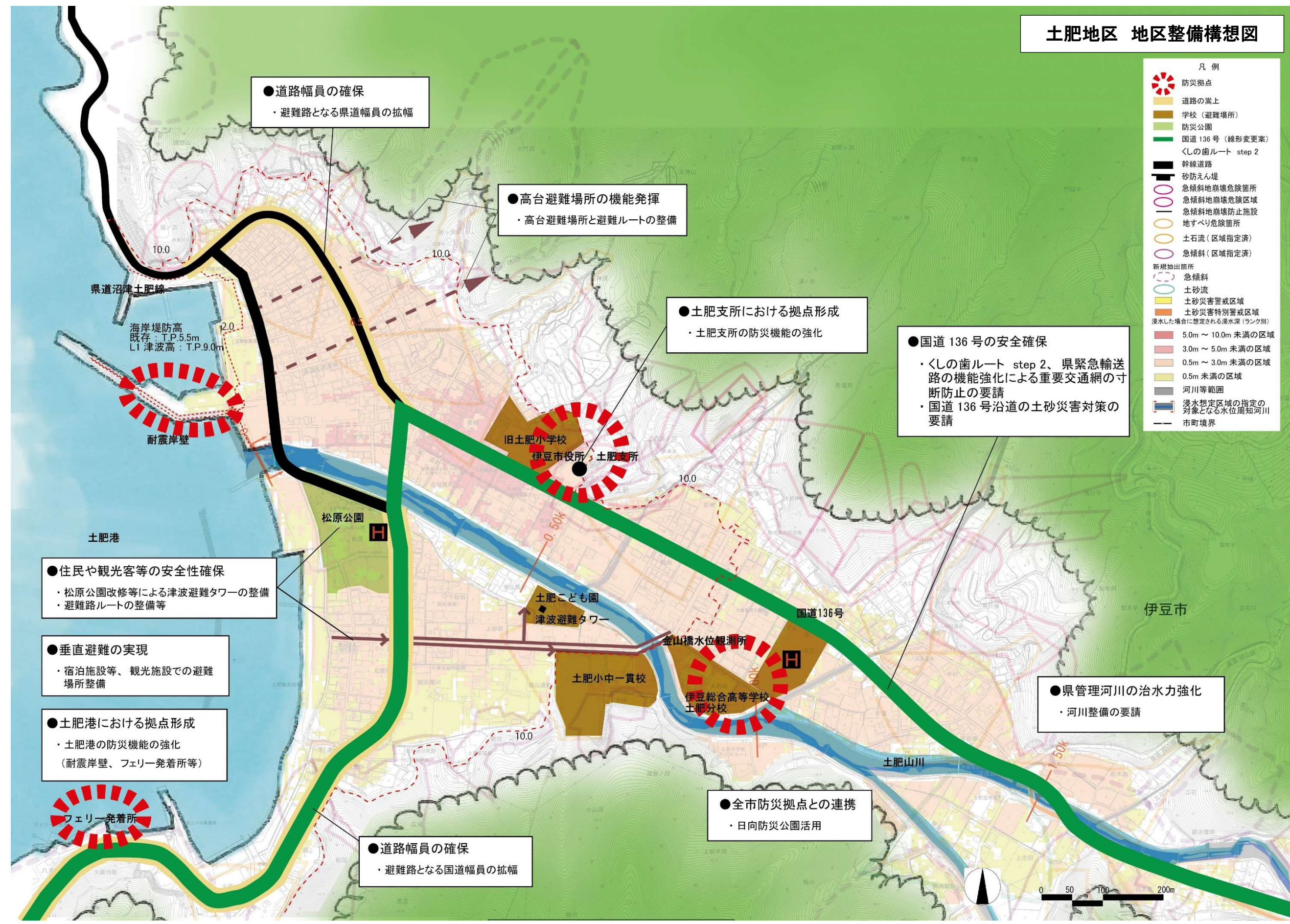
- 土肥支所等の市管理の公共施設では、災害時の非常用電源や飲料水、食料、燃料の備蓄の充実等により災害拠点としての機能が発揮できるよう防災機能を強化していきます。
- 防災拠点となる公共施設の防災機能の向上を施設管理者である県と連携しながら進めていきます。
- 使用されていない公共施設の活用により、避難所機能や備蓄機能を備えた身近な防災拠点の形成を進め、避難しやすい環境づくりを進めます。
- 観光施設での避難場所の確保を施設所有者と協力しながら進めていきます。

【全市テーマCに関する項目】

- 今後の観光と生活、安全の確保を調和させるまちづくりを効果的に進めるため、事前復興の観点からの視点も加味しながら事前復興計画を検討、策定し、平時での個別のまちづくり施策を進めます。
- 災害発生時の確実な避難を支援するために、松原公園の改修等による避難タワーの整備や、高台での一時避難場所となるオープンスペースの整備、避難ルートとなる市道金山橋線、その他狭あい道路拡幅整備等を進めます。
- 山川等をはじめとする県管理河川の護岸整備等による治水力強化を要請していきます。
- 市管理河川の河道掘削等の予防型対応による治水力強化を進めます。

土肥地区 地区整備構想図

- 凡 例
- 防災拠点
 - 道路の嵩上
 - 学校（避難場所）
 - 防災公園
 - 国道 136 号（線形変更案）
 - くしの歯ルート step 2
 - 幹線道路
 - 砂防えん堤
 - 急傾斜地崩壊危険箇所
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 急傾斜地崩壊防止施設
 - 地すべり危険箇所
 - 土石流（区域指定済）
 - 急傾斜（区域指定済）
 - 新規抽出箇所
 - 急傾斜
 - 土石流
 - 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 浸水した場合に想定される浸水深（ランク別）
 - 5.0m ～ 10.0m 未満の区域
 - 3.0m ～ 5.0m 未満の区域
 - 0.5m ～ 3.0m 未満の区域
 - 0.5m 未満の区域
 - 河川等範囲
 - 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川
 - 市町境界



●道路幅員の確保
・避難路となる県道幅員の拡幅

●高台避難場所の機能発揮
・高台避難場所と避難ルートの整備

●土肥支所における拠点形成
・土肥支所の防災機能の強化

●国道 136 号の安全確保
・くしの歯ルート step 2、県緊急輸送路の機能強化による重要交通網の寸断防止の要請
・国道 136 号沿道の土砂災害対策の要請

●住民や観光客等の安全性確保
・松原公園改修等による津波避難タワーの整備
・避難路ルートの整備等

●垂直避難の実現
・宿泊施設等、観光施設での避難場所整備

●土肥港における拠点形成
・土肥港の防災機能の強化（耐震岸壁、フェリー発着所等）

●県管理河川の治水力強化
・河川整備の要請

●全市防災拠点との連携
・日向防災公園活用

●道路幅員の確保
・避難路となる国道幅員の拡幅

(参考)土肥地区 津波被災後の復興計画イメージ図



(3)天城湯ケ島地区

①地区の特性と想定される事態

- 天城湯ケ島地区の特性と発生が想定される事態として、下記のような事項が挙げられます。

- 市内の内陸に位置する天城湯ケ島地区は、市内でも特に険しい地形条件にあり、道路網には土砂災害発生の可能性が高い箇所が多くあります。
- また降雨が多い地域でもあり、豪雨時には斜面地の崩落等により道路の閉塞と地域の孤立が危惧されます。
- 現時点での骨格道路は天城北道路、国道 136 号、国道 414 号とこれを補う県道修善寺天城湯ケ島線が南北方向での主要な道路であり、迂回ルートとして中伊豆地域の主要道路である県道伊東修善寺線とをつなぐ市道矢熊筏場線と県道伊東西伊豆線があります。
- 災害時の主要道路として伊豆縦貫自動車道天城北道路は供用が開始されている月ヶ瀬インターチェンジから以南のルートが計画されており、河津インターチェンジとの間の中間インターチェンジの整備とともに早期の着工が期待されています。
- 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」で地域内輸送拠点の第一候補施設として、天城中学校体育館が指定されている他、救助活動拠点候補地として、天城ふるさと広場（自衛隊）、天城小学校と天城ふるさと広場（警察・消防）が、それぞれ指定されています。
- 豊かな自然環境と温泉資源を活用した温泉観光施設も多数あり、これらの利用者への災害時の対応も求められます。
- 一方で地域内には、仮に地域が孤立した場合の医療拠点となる施設はなく、市内の救護病院への負傷者の搬送ルートの確保や、生活用品の備蓄の充実等が必要です。
- 現在、使用されていない公共施設では、備蓄施設や避難所としての利用に向けて、情報通信機能や非常用電源等の発電機能の整備が必要です。

②主要な対応事項

- 天城湯ケ島地区の目指す姿や主要な対応事項は、次の通りです。

【天城湯ケ島地区の目指す姿】
伊豆縦貫自動車道整備促進と連携した災害対応の基盤強化

- 以上を踏まえて、次のような対応を重点的に進めます。

【全市テーマAに関する項目】

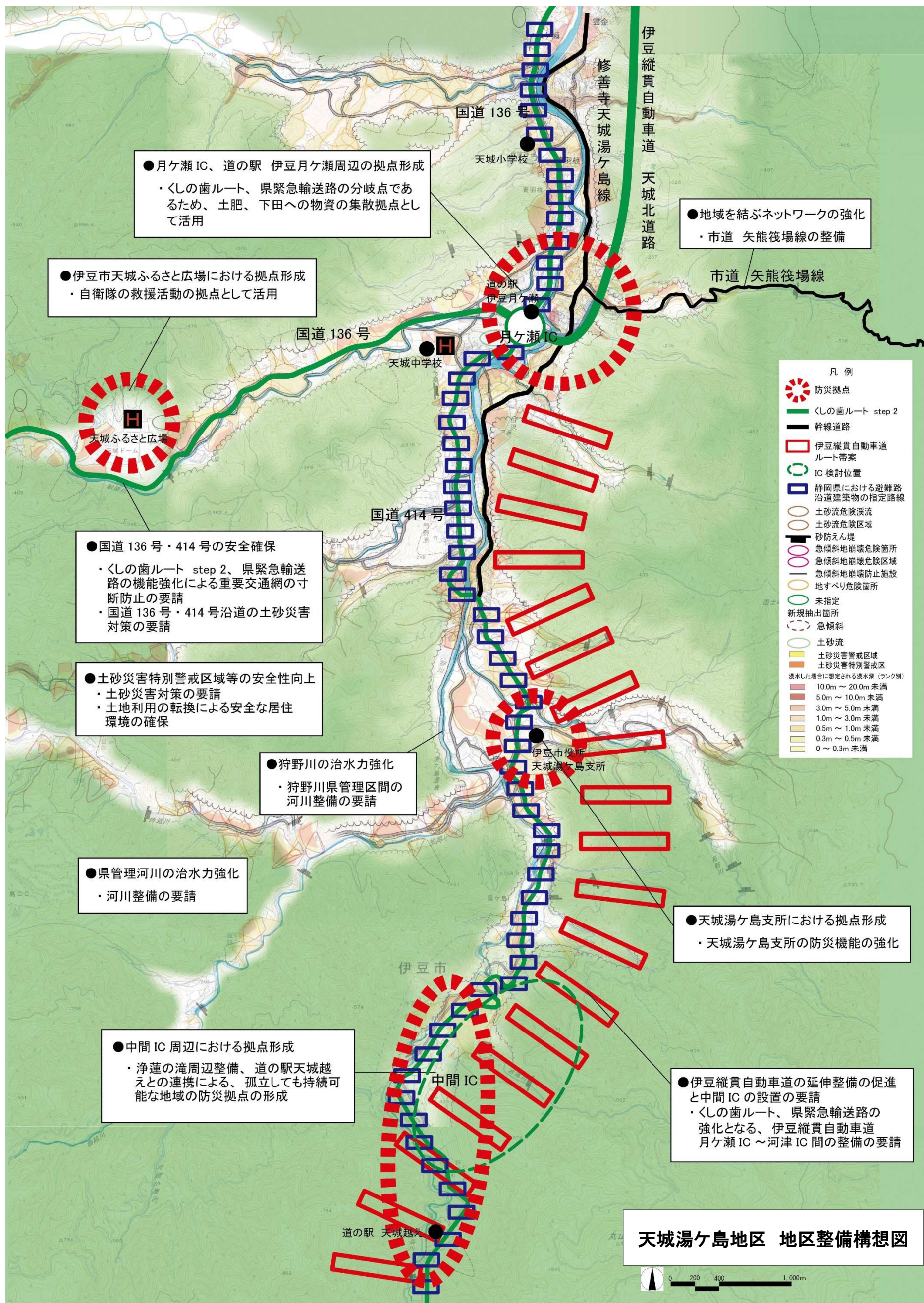
- 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」で指定されている各種拠点施設をつなぎ地区内での災害時の物資輸送、災害対応活動を支援するための主要道路となる伊豆縦貫自動車道の延伸整備と中間インターチェンジの整備の促進を国に要請していきます。
- 災害時の緊急輸送路機能を確保するため、第一次緊急輸送路とされる国道 136 号、国道 414 号沿いに発生が危惧される箇所を優先した治山対策や土砂災害対策を県に要請していきます。

【全市テーマBに関する項目】

- 天城湯ケ島支所及びその周辺では、災害時の非常用電源や飲料水、食料、燃料の備蓄の充実等による防災機能の強化や防災公園等の整備を進め、周辺施設が一体となった防災拠点としての機能が発揮できるよう進めていきます。
- 道の駅（伊豆月ヶ瀬、天城越え）での観光客も含めた食料等の備蓄や非常用電源や燃料等を備蓄して、防災拠点としての機能向上を進めます。
- 計画されている伊豆縦貫自動車道の中間インターチェンジと周辺観光施設を含む地域が一体となった防災拠点の整備を検討します。
- 地区内の使用されていない公共施設等を再整備し、観光客も対象とした食料等の備蓄や避難所としての機能を備える地区防災拠点の形成を検討し、必要な対応を進めます。
- 他地区とつなぐ災害時の主要道路網の強化のために、市道矢場筏場線の整備を進めます。

【全市テーマCに関する項目】

- 狩野川等をはじめとする県管理河川の護岸整備等による治水力強化を要請していきます。
- 市管理河川の河道掘削等の予防型対応による治水力強化を進めます。



(4) 中伊豆地区

①地区の特性と想定される事態

●中伊豆地区の特性と発生が想定される事態として、下記のような事項が挙げられます。

- 中伊豆地区は本市の東側に位置し、地域内の主要な道路である県道伊東修善寺線と県道伊東西伊豆線沿いに集落が形成されています。
- 山際には土砂災害が発生する可能性がある箇所が広がっており、集落の一部が区域内に含まれているため、速やかな避難が可能な情報提供や身近な避難場所の確保等の対応が必要となっています。
- 県管理の大見川沿いには浸水想定区域も存しています。
- 伊豆東部火山群噴火の影響範囲が地区内に及んでおり、噴石や土石流の発生による影響も危惧されます。
- 地区内の防災拠点機能施設は、本庁のバックアップ機能を担う中伊豆支所のほか、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」で中伊豆中学校体育館が地域内輸送拠点候補として、中伊豆社会体育館が救助活動拠点候補として、それぞれ指定されています。
- 中伊豆温泉病院は救護病院として位置づけられており、現地からの移転が予定されています。
- 県道伊東修善寺線は、県の第一次緊急輸送路に指定されており、上記の地区内の防災拠点施設が沿道に位置しているため、災害時でも主要連絡道路としての機能を担うことが求められていますが、歩道が十分に整備されていない等、より一層の強化が必要となっています。
- 現在、使用されていない公共施設では、避難場所や備蓄施設等の活用に向けた検討が必要です。

②主要な対応事項

●中伊豆地区の目指す姿や主要な対応事項は、中伊豆支所が修善寺地区からも近接し本庁のバックアップを担うことになっていることや、救護病院である中伊豆温泉病院もあること等から、市全体を対象としたサブ防災拠点形成を進めます。

【中伊豆地区の目指す姿】
全市サブ防災拠点の形成

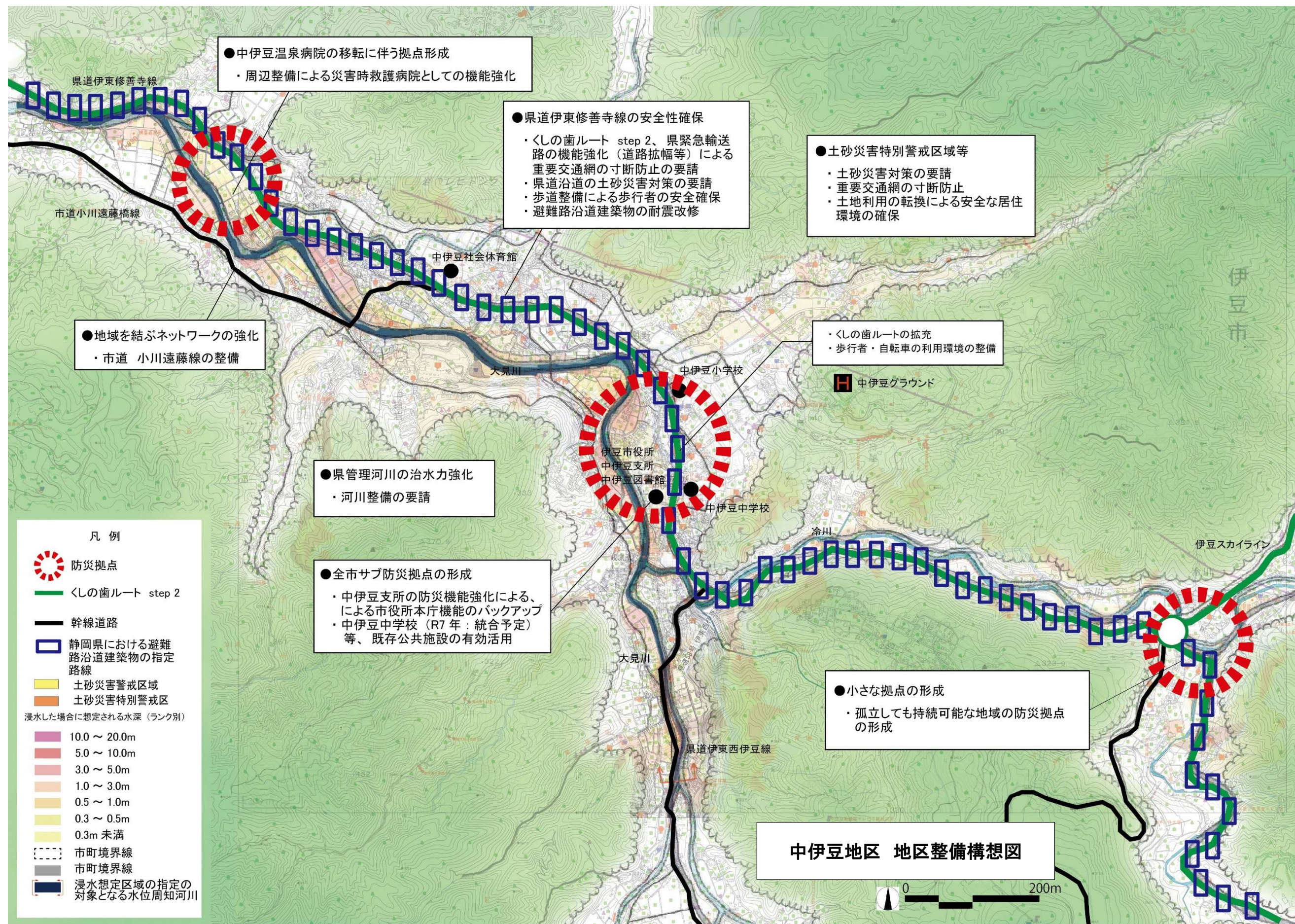
●以上を踏まえて、次のような対応を重点的に進めます。

【全市テーマBに関する項目】

- 本庁のバックアップ機能を担う中伊豆支所は、いかなる事態でも本市の災害対策本部の機能が維持可能となるように、災害時の本庁機能との役割分担や人員体制のあり方を検討するとともに非常用電源や飲料水、食料、燃料の備蓄の充実等により防災機能を強化していきます。
- 使用されていない公共施設を活用した避難所機能や備蓄機能を備えた身近な防災拠点の強化、防災公園の整備等により、支所周辺をはじめ八岳地区や大東地区等の小さな拠点の形成を進め、避難しやすい環境づくりを進めます。
- 県道伊東修善寺線の幅員拡張の県への要請や、沿道建築物の倒壊防止策の活用等の推進により、災害時の交通ネットワーク機能を強化します。
- 中伊豆温泉病院の移転に合わせて、救護病院としての機能が強化されるよう、ヘリポート整備や道路整備等の周辺整備を進めます。

【全市テーマCに関する項目】

- 大見川等をはじめとする県管理河川の護岸整備等による治水力強化を要請するとともに、堤防を活用した道路整備についても働きかけていきます。
- 市管理河川の河道掘削等の予防型対応による治水力強化を進めます。



3. リスクシナリオごとの推進方針

- 前節までに整理した本市の国土強靱化を進める上での重要課題への対応の内容を骨格としながら、「Ⅴ. 事前に備えるべき目標とリスクシナリオの設定(27～28 頁)」で設定した「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するために必要なソフト施策も含めた取組の方向を次頁以降に示します。
- なお、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）ごとに脆弱性評価を行い、それを現状課題として併せて示しています。
- また、「1. 全市的な対応テーマ」において示した内容と関連が強く、本市において特に重点的に取り組むべき施策群を【重点プログラム】と称して優先すべき施策として位置づけます。

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1. 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生【重点プログラム】

(1) 現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、市内においても地震による倒壊や津波、火災の発生等により約1,500棟の建物被害が発生すると想定されています。
- 本市における住宅の耐震化は、一定の進捗があるものの引き続き耐震化が促進されるよう取り組んでいく必要があります。
- 学校、公民館、医療施設や社会福祉施設の耐震化は、安全の確保のみならず発災後の応急対策や復旧における市全体の負担の軽減の観点からも極めて重要な取組の一つです。
- 本市では、市有公共建築物等、今後も引き続き、未完了となっている建築物の耐震化を推進していく必要があります。
- 地震に伴う家具類の転倒による死傷者を防ぐことも大切であり、今後も普及啓発が求められます。また、ガラスの飛散防止対策等、さらなる家庭内対策を促進していく必要があります。
- 逃げ遅れを防ぐためにも、身近な避難場所や狭い幅員の道路の拡幅等による避難路の確保、避難ルートを閉塞させる倒壊の危険性がある沿道のブロック塀の撤去・改善を促進する必要があります。
- 大規模災害の発生に備え、消防施設・設備の充実のほか、消防団員の確保や教育訓練、消防団消防ポンプ車等の資機材の更新が必要です。

(2) 推進方針

①住宅・建築物等の耐震化、老朽空き家・不良住宅対策

- 住宅の倒壊により死傷者が発生しないよう、旧耐震木造住宅の無料の耐震診断や補強工事の補助制度等の周知に努め、国の支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）や、県の支援策（TOUKAI-0 事業）の活用を促進することで住宅の耐震化を進めます。
- 老朽化した空き家や不良住宅については、国の支援事業（空き家対策総合支援事業及び空き家再生等推進事業）の活用し、実態調査、所有者特定を行い、所有者の意向を踏まえ、適正管理の指導、除却等の対策を進めます。

②学校・医療施設・社会福祉施設及び多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化

- 公共施設の倒壊により死傷者が発生しないよう、また施設の機能を維持するため、市有公共建築物等の適切な維持管理に努めます。
- 天井等からの落下物対策を早期に完了させます。

③家具の転倒防止をはじめとする家庭内対策の促進

- 家具の転倒により死傷者が発生しないよう、家具類の固定を推進し、周知に努めます。

- 防災ベッドや耐震シェルターの設置補助、ガラス飛散防止の対応等、適切な情報提供に努めて市民意識の向上により家庭内対策を進めます。

④避難場所・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化

- 安全な避難場所へ迅速な避難を行うため、国の支援事業（狭あい道路整備事業等促進事業）を活用し、狭い幅員の道路の拡幅等により避難場所・避難路の確保整備と、国の支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）や、県の支援策(TOUKAI-0 事業)を活用し、避難ルートを塞いでしまう倒壊の危険性がある沿道のブロック塀の撤去・改善を促進する必要があります。
- 使用されていない公共施設等を活用した一時避難場所となる小さな防災拠点の整備等、避難しやすい環境づくりを進めます。

1-2. 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生【重点プログラム】

(1)現状と課題

- 土肥地区では、これまでも海のまち安全創出エリア（津波災害特別警戒区域）が指定され、地域と一体となって津波対策に取り組んでいます。引き続きハード対策、ソフト対策を進めていく必要があります。
- 静岡県第4次地震被害想定で推計されている津波（レベル1の津波）に対しては、整備が遅れている津波対策施設の整備や海岸保全施設の維持管理等を進めていく必要があります。
- 静岡県第4次地震被害想定に基づいて、地震による津波発生時に適切な避難行動をとるための取組として津波ハザードマップを作成しているほか、津波避難行動マニュアルの作成や避難訓練等を実施していますが、これらの周知徹底をさらに進めていくことが必要です。
- 津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（「避難困難エリア」）があるため、その解消に向けて、津波避難施設や高台避難場所の整備等を進めていくことが必要です。
- 南海トラフ地震臨時情報が発令された際の市の防災対応のあり方を検討しておくことが求められています。

(2)推進方針

①津波、高潮対策施設等の整備、耐震化の推進

- 静岡県第4次地震被害想定で推計されている、津波（レベル1の津波）に対して、必要な高さ不足の区間や未整備箇所については県による対策施設の整備を要請し、早期の実現を図っていきます。
- 津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設の整備を進めます。

②津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

- これまでの取組みで作成した津波ハザードマップや、津波避難行動マニュアルに基づきながら、津波避難訓練の実施等により地震による津波発生時に適切な避難行動をとるための取組・周知をさらに進めていきます。
- 津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア（「避難困難エリア」）の解消に向けて、津波避難施設の整備や、高台の避難場所整備や避難ルートとなる道路整備等を進めていきます。

③津波防護施設の整備

- 津波防護施設の整備について、住民や観光事業者等の地域の合意形成を図りながら検討します。

④南海トラフ地震臨時情報への対応のあり方の検討

- 発生が危惧される南海トラフ地震の発生の切迫性が高まった際に発令される南海トラフ地震臨時情報への市の対応のあり方を検討し整理します。

1-3. 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生【重点プログラム】

(1)現状と課題

- 本市には、想定最大規模の降雨による浸水想定区域が指定されている区域があります。近年の豪雨被害の発生状況を踏まえて、今後も国や県、流域自治体等とも連携して総合的な治水対策を進めていくほか、必要なハード対策、ソフト対策を進めていくことが必要です。
- 河川堤防の整備や施設整備については、浸水想定区域を中心に浸水被害が想定される河川を優先し、河道掘削等の予防型対策を着実に推進する必要があります。
- 洪水ハザードマップの周知や避難訓練等により防災意識の向上を図り、確実な避難行動につなげていく取り組みが必要です。

(2)推進方針

①総合治水対策の推進

- 国や県、流域自治体とも連携し、堤防の強靱化、山林や農地の保全、開発による水の流出増を抑制するための貯留施設の整備等を含めて狩野川水系の総合的な治水対策を推進していきます。
- 市内を流れる河川について、浸水被害が想定される区域の優先的な改修や河道掘削等の対応を国や県等にも要請しつつ、市管理区間についても着実に進めていきます。
- 防災公園整備が計画されている日向地区より下流については、一定の規制を伴う流域治水対策も検討していきます。

②避難行動につなげる情報提供や意識向上の推進

- 洪水ハザードマップを活用し、浸水想定区域等の防災情報の周知に引き続き努めていくほか、水防活動や避難訓練等により避難行動をとるための取組を進めます。
- 各自、各世帯で避難タイムラインが策定されるよう支援します。

③避難場所、避難ルートの確保

- 洪水浸水想定区域を中心に、高台の避難場所や避難ルートの確保を進めます。

④水位情報の伝達

- 適切な避難行動を促すため、国や県と連携を図りながら、洪水予報河川・水位周知河川に指定された河川での水位監視システムの整備を進めます。

⑤水害発生に備える事前準備の推進

- 水害発生時に市の対応業務を適切に実施し、住民の避難を円滑に進めるため、事前準備として関係機関とともにタイムライン(時系列の行動計画)の策定を進めていきます。
- 浸水想定区域内では防災集団移転促進事業の活用等により、地元住民の意向も確認しながら住居の高台移転の推進に取り組んでいきます。

1-4. 火山噴火による多数の死者の発生【重点プログラム】

(1)現状課題

- 本市の東側の一部に伊豆東部火山群噴火の影響範囲とされる区域があります。
- 地域住民に対して避難計画を周知するほか避難訓練の実施等により避難行動を確実に実行できるようにすることが必要です。
- 降灰後の豪雨により土砂災害が発生する可能性のある区域もあり、国によりその対策を進めていく必要があります。

(2)推進方針

①避難計画の周知

- 地域住民へ避難計画を周知し、定期的な避難訓練の実施等により確実な行動が実施できるよう取組を進めます。

②安全な避難場所の確保

- 火山噴火の影響範囲を中心に、安全な構造の家屋への建て替えや改修を促すほか、避難シェルターの整備等を検討していきます。

③土砂災害対策の推進

- 降灰後の豪雨により土砂災害の発生する可能性があるため、防護施設の整備を進めて

いきます。

1－5. 大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生【重点プログラム】

(1) 現状と課題

- 本市には、多数の土砂災害発生の可能性が高い区域が存しており、被害の影響範囲の大きな箇所を優先した土砂災害防止施設の整備を国や県に要請していく必要があります。
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域をハザードマップにより引き続き周知していく必要があります。
- 土砂災害特別警戒区域の指定区域内の家屋については、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用等により移転を伴う建替えを支援していくほか、土砂災害警戒区域についても、安全な避難場所を各世帯や各区で確実に想定しておくことが必要です。

(2) 推進方針

①地すべり防止施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備

- 土砂災害に関する各種施設整備は、同時多発的に発生する土砂災害に対しても有効であることから、家屋等の密集度や緊急輸送路への影響の程度等からの優先度を設け着実に進めるよう国や県に要請し、既存施設については、ストック効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理についても国や県に要請していきます。

②土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備

- 土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害ハザードマップを効果的に活用して、住民等へさらなる周知・啓発を進めるほか、避難訓練の実施等、県とも連携したソフト対策等の取組を進めていきます。

③治山対策や山地・森林の適正な管理

- 保安林の維持や治山事業等の山地災害防止施設の整備等により、山地災害の発生を防ぐため、林業振興策とも連携しながら適切な山地管理を地権者等に促していきます。
- 有害鳥獣の捕獲を支援し、森林の土壌保護に取り組めます。
- 本市の森林資源を活かしながら環境教育とも連携して、森林の整備や保全活動の担い手の育成にも取り組めます。

④家屋の移転等の支援

- がけ地の崩壊等により建物被害が発生し死傷者が発生しないよう、国のがけ地近接等危険住宅移転事業の活用等により、危険住宅の除却や安全な場所への移転を伴う建替えを支援します。

⑤逃げ遅れによる被害の防止

- 想定外の豪雨による洪水や土砂災害からの逃げ遅れによる死者の発生を防ぐため、住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすよう、地区防災計画の策定やマイタイムラインの作成を支援していきます。

⑥土地改良施設の耐震対策

- 農業生産基盤となる土地改良施設の地震等の被害を防止するため、耐震対策やため池ハザードマップの作成による周辺住民への危険性の周知を図る取組を進めます。

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する

2-1. 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止【重点プログラム】

(1)現状と課題

- 本市は各種災害発生により道路の寸断の可能性が高く、物流の途絶も危惧されます。
- このような状態に対して、県では緊急物資の備蓄を家庭でも7日間の確保を求めているため、この必要性について周知しながら備蓄を確実にしてもらう必要があります。
- 市においても食料等の備蓄を推進するとともに、備蓄品を保管する備蓄拠点施設の整備が必要です。
- 災害発生時には、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」によって実施される救援物資の受け入れ体制やその受け入れ施設が必要です。
- 観光客や各種交流施設への市外からの来訪者が災害発生により帰宅困難者となった場合の食料や飲料水の備蓄にも配慮が求められています。
- 水道施設の耐震化や災害発生後の給水や復旧体制の確立が必要です。
- 倒木による電力関連施設への被害に伴う停電を防止する対応も求められています。

(2)推進方針

①緊急物資備蓄の推進

- 食料等の緊急物資の備蓄を推進するとともに、市民に対して食料、飲料水の備蓄を呼びかけます。
- 観光客等の一時来訪者用の食料や飲料水の備蓄を充実していきます。

②救援物資受入体制の整備

- 救援物資の受入れ体制について検討するほか、訓練等を通じて定期的な検証を行い、円滑な受入れ体制を整備していきます。

- 市の備蓄及び救援物資の受入れ拠点となる防災施設を日向地区で整備していきます。

③緊急輸送ルートの確保

- 県の緊急輸送路となっている道路の整備要請や沿道建築物の耐震化促進によって、災害時における緊急輸送ルートの確保に務めます。
- 「中部版くしの歯作戦」による道路啓開の方針に基づき、確実な啓開作業が速やかに進められるように、事前体制の構築等を進めます。

④水道の断水に備えた施設の耐震化、応急給水体制の確保

- 水道施設の耐震化を進めます。
- 応急給水体制の確保を図るため、災害時用給水車の維持や主要な水道管の耐震化に努めます。

⑤停電防止の予防伐採の取組

- 倒木による電力施設への被害を防止し、停電の発生や長期化を回避するため、県や電力事業者と連携しながら予防伐採を進めます。

2-2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生【重点プログラム】

(1)現状と課題

- 本市は山地地形に集落や家屋が分散しており、土砂災害の発生等による交通途絶により孤立することが予想される地域が広がっています。
- このような事態になっても、一定期間の生活を可能にする備蓄や確実な情報伝達手段を確保しておくことが求められます。
- 孤立時の迂回路となる複数の交通ルートを地域の事情に応じて確保しておくことや、山地での土砂災害発生に備えた施設整備の推進も必要です。
- 代替交通手段となるヘリコプターによる救助や物資供給が可能となるよう、ヘリポートの整備やアクセス道路の確保も課題です。

(2)推進方針

①孤立地域における通信手段の確保

- 道路の寸断等による孤立に備え、通信手段の確保を図ります。

②孤立を防ぐ治山対策や土砂災害対策の推進

- 道路の寸断を防止する山地崩壊を防ぐ治山対策や土砂災害対策を国や県に要請していきます。

③孤立時の迂回ルートの確保

- 迂回路となる農道や林道の整備を農林業の振興策と連携して進めて、集落の孤立を防止するよう努めます。

④ヘリコプターの確実な運用

- 孤立した場合に備えて、ヘリポートとアクセス道路の整備と運用訓練により、代替交通手段としてヘリコプターが確実に運用できるよう努めます。

2-3. 警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足 【重点プログラム】

(1)現状と課題

- 南海トラフ巨大地震等の広域に及ぶ災害発生時には、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づき、救助や復旧等の活動において警察、消防、自衛隊等の応援を受けることになります。
- 現時点では、こうした広域からの応援人員等の受け入れに適したオープンスペースが不足しており、交通条件の良い立地で確保していくことが課題です。
- 救助、救急活動の拠点となる施設の防災機能を高めておくことや、アクセス道路の整備等により大型車両の通行を可能にしておくことも必要です。
- 地域の実情に応じて地域の防災力を高めて、広域支援の遅れがあっても自立的に生活を回復することも必要です。

(2)推進方針

①日向防災公園の整備

- 広域からの応援人員等の受け入れに適したオープンスペースとなる防災公園を修善寺道路からのアクセス性に優れた日向地区で整備していきます。

②道の駅伊豆月ヶ瀬防災拠点化整備

- 道の駅伊豆月ヶ瀬は広域救助ルートの南端となること、交通アクセスの結節点となることから、広域防災拠点も想定した防災機能の強化、敷地の拡張を進めます。

③防災拠点施設の防災機能の向上

- 本庁や支所等の行政施設をはじめ、救助、救急活動の拠点となる施設について、建物の継続的な利用が可能となるよう非常用電源や燃料備蓄の充実等により防災機能を高めていきます。

④防災拠点施設への道路ルートの確保

- 防災拠点施設への道路ルートとなる県の緊急輸送路の整備を県に要請していくほか、

災害時の主要な市道についても整備を進めます。

- 「中部版くしの歯作戦」による道路啓開の方針に基づき、確実な啓開作業が速やかに進められるように、事前体制の構築等を進めます。

⑤地域防災力の向上

- 地域の実情に応じて災害時の救助活動の展開や、自立的な生活回復が可能となるよう、消防団の訓練や資機材の充実のほか、地域における備蓄の充実等も進めます。

⑥自衛隊等との連携の強化

- 広域応援として派遣される自衛隊や警察、消防等の想定される活動内容等を県と連携しながら事前に確認し、速やかに活動が展開できるよう準備を進めます。

2-4. 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶【重点プログラム】

(1)現状と課題

- 災害時の電力供給の途絶に備えて、医療機関における燃料備蓄の充実や、自家発電装置の設置等の準備が求められます。
- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、電力事業者による施設の耐震化や津波対策のほか、被災後の迅速な復旧に向けて、対応策の確認や連絡体制の強化等の事前の準備も必要です。

(2)推進方針

①病院等医療機関における電力供給体制の確保

- 災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を県と連携しながら支援します。

②電力施設の耐震化の促進と各機関等との連携強化

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、電力事業者における施設の耐震対策、津波対策の促進を要請するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練の実施、連携体制の強化等の事前準備を進めます。

2-5. 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱【重点プログラム】

(1)現状と課題

- 市内には、年間で約 350 万人の観光交流者が来訪するため、災害時に帰宅困難者となった場合の対応を鉄道事業者や観光事業者と連携しながら準備しておくことが求められています。

(2) 推進方針

①観光事業者等と連携した緊急物資備蓄

- 大規模地震発生時等において、帰宅困難者への緊急物資の備蓄を観光事業者と共に役割分担しながら充実していきます。

②帰宅困難者の一時滞在施設の確保

- 交通途絶による帰宅困難者の一時滞在場所として、市有施設や民間宿泊施設をはじめとする観光施設の活用等、安全な観光地づくりに努めます。

③帰宅困難者への情報提供

- 帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンと県が締結している「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」とした情報提供体制の整備に努めていきます。
- 帰宅困難者への適切な情報を、多様な手段を通じて、多言語での提供が可能となるように、本市の PR 策とも連携しながらそのあり方を検討し、情報提供の環境を整備していきます。

2-6. 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺【重点プログラム】

(1) 現状と課題

- 救護病院として、伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院が指定されており、災害拠点病院としては、隣接する伊豆の国市にある順天堂大学付属静岡病院が指定されています。
- 災害時には、これらの医療機関の医療救護環境の確保を確実にするほか、応援派遣も含めた人員の確保等により適切な医療救護体制を構築していくことが求められています。

(2) 推進方針

①医療救護体制の整備

- 市内の救護所、救護病院の医療救護体制の維持に向けて、関係機関と連携しつつヘリコプター等を活用した重症患者の広域医療搬送体制、救護班受入による治療実施体制等、医療救護計画に基づく災害時の確実な医療救護体制を整備します。
- 被災時における医療機器、薬品類、食料その他応援物資や、被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療関係人員の受け入れ等の体制を整えていきます。

②広域災害救急医療情報システムの活用

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況等災害医療に関わる情報を共

有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・共有することができるよう「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」による訓練に参加します。

2－7. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（1）現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、避難所での長期的な生活において、インフルエンザの集団感染や食中毒の発生等の可能性が指摘されている他、最近では新型コロナウイルス感染症の発生を防ぐ必要も生じています。
- こうした事態を防ぐためには、公衆衛生の観点から避難所での滞在環境を向上させる施設整備対応、感染症の蔓延を防止するため避難所の収容計画の検討や必要な備品の準備等が求められています。

（2）推進方針

①避難所施設の整備

- 避難所での生活環境を向上するため、施設のエアコン設置やトイレ環境の向上に資する施設整備、非常用電源や燃料の確保等を進めます。

②平時からの措置

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するほか、防疫用資機材や防疫用薬品を確保しておく等、防疫体制の観点からの備品の充実を進めます。

③感染者等の隔離

- 感染が疑われる避難者を想定し、個室やパーティションによる間仕切り等、隔離が可能な専用避難スペースの確保を進めます。

2－8. 劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生

（1）現状と課題

- 避難所生活は慣れない環境での不自由な生活を余儀なくされることになるため、可能な限り安全で快適な生活が送れるように、運営の方法を工夫することや、ペットとの避難への対応、ボランティアや専門家によるきめ細かな相談の実施等により避難者のストレス対策に取り組むこと等が求められています。

（2）推進方針

①福祉避難所の配置促進

- 避難時に特に配慮する必要性のある「要配慮者」の避難先となる「福祉避難所」を市内複数箇所に設置することを進めます。

②避難所の生活環境対策

- 避難所での生活によるストレスの軽減やハラスメントの対応ができるよう、地域住民も交えた避難所における事前のルールづくりや、プライバシーの保護が確保されるような備品の充実、きめ細かな相談対応による心のケア等に取り組みます。

③ペットとの避難への対応

- 災害時における犬猫等の保護とペットへの多様な価値観との両立のため、ペットとの避難が可能な避難所の設置やルールづくり等を進めます。

④災害ボランティアや専門家の受入れ体制の推進

- 被災者支援の十分な人材の確保に向けて、被災者へ支援を行うボランティアを円滑に受け入れる災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、市社会福祉協議会等との連携体制を強化していきます。

⑤被災者の健康支援体制の整備

- 災害時における被災者の健康支援を促進するため、被災者台帳の活用を図りながら、ボランティア等とも連携し、定期的な訪問、相談等のきめの細かな支援を実現する体制を整備します。
- 市職員に心のケア研修等の養成・教育を行います。

2-9. 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態【重点プログラム】

(1)現状と課題

- 県では、災害時の主要な交通ルートとして高速道路、国道や主要な県道を緊急輸送路に指定しています。また、災害時の啓開の方針も定められています。
- 一方で、市内には、各種災害による被害によって交通が寸断してしまう可能性のある箇所が多数あり、こうした被害発生を防止していくことが必要です。
- また、道路が塞がれた場合であっても、速やかに障害物を除却することが可能となる資機材の充実や、除却主体となる民間事業者との協力体制の構築も求められています。
- 道路網が途絶した場合に備え、船舶を活用した海上ルートやヘリコプターの利用による空路ルートの確保等を確実にしておくことも求められます。

(2)推進方針

①緊急輸送路の整備、耐震対策

- 緊急輸送路は、避難や救急・救命活動支援、緊急支援物資の輸送等について重要な役割を果たすことになるため、第一次緊急輸送路である伊豆縦貫自動車道の月ヶ瀬インターチェンジ以南の早期の延伸整備を国に要請していきます。

- 緊急輸送路となる県道の整備を県に要請していきます。
- 市内の防災拠点施設や緊急輸送路をつなぐ主要な市道については、優先的に整備を促進します。

②緊急輸送路等の周辺対策

- 緊急輸送路等の機能及び通行の安全性を確保するため、「TOUKAI-0」事業を活用し、県が指定している緊急輸送ルート沿いの建築物等の倒壊対策や、危険なブロック塀の耐震改修等を促進します。
- ・国道 136 号や国道 414 号、主要な県道において土砂災害が発生する恐れがある箇所については、防護施設整備等の対策の促進を国や県に要請していきます。

③道路啓開体制の強化

- 緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、「中部版くしの歯作戦」の方針に基づきながら県や関係機関との連携等により、資機材の充実や、情報の収集・共有や提供についての体制を強化していきます。

④土肥港の耐震強化

- 土肥港において災害時に海上からの物資等の受け入れられるよう、既存の岸壁の機能向上や施設の適切な管理と長寿命化対策を県に要請していきます。

⑤ヘリポートの活用

- 大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限に活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、日向地区に整備する防災公園等へ災害時に使用するヘリポート機能を設置します。
- 活用が期待されているヘリポートについては、訓練等により活用の検証を行いながら、活用可能な体制を検討していきます。

⑥災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

- 災害時応援協定を締結している民間団体等との情報交換会の開催や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに必要に応じて協定の内容について見直しを行う等、連携体制の強化を図ります。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1. 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下【重点プログラム】

(1) 現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、県下の市町村庁舎等の災害対応拠点施設が甚大な被害を受ける可能性や、職員が被災して行政機能の維持が困難になること等が想定されています。
- 本市にあっても災害対応の拠点施設で津波浸水や洪水浸水の可能性がある施設があり、この安全性を確実に確保していくことが課題となっています。
- また、行政機能を維持するためには、停電が復旧するまでの一定期間において各種機器を稼働させるための電源確保が課題です。
- さらに、職員の被災や参集の遅れを前提として、業務の継続体制を検討していくことが必要です。

(2) 推進方針

①市の防災拠点施設の防災機能の強化

- 洪水浸水想定区域内の本庁舎は、全市防災拠点として災害対策指揮機能を十分に発揮するため、施設の更新を含めた解決策の検討を進めるとともに、職員の飲料水や食料、非常用電源や燃料等の備蓄の充実を進めます。
- 津波浸水想定区域内にある土肥支所は、津波浸水に備えた施設の強化を検討します。
- 本庁のバックアップを担う中伊豆支所では、本庁との役割分担や人員配置のあり方を検討するとともに、業務継続に必要な施設や備品を整えていきます。
- その他の公共施設では、防災拠点施設としての活用に向けて、その役割に応じて非常用電源の整備や燃料等の備蓄の充実を進めます。

②市の業務継続に必要な体制整備

- 市の業務継続計画（BCP）の検証と見直しにより、業務継続に必要な体制を整備していきます。
- 当面は、本庁のバックアップ機能を中伊豆支所に置くこととし、人員体制の検討や必要な機材の充実等を進めます。
- 災害発生状況に応じて、本庁、各支所間の災害対応の役割分担を検討し、適切な体制を確立していきます。

③各種実践的訓練の実施

- 危機対策にあたる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、災害時業務の習熟を図っていきます。
- また、被災後に必要となる各種手続きの習熟訓練を全職員を対象に実施していきます。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービス機能は確保する

4-1. 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止【重点プログラム】

(1) 現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、県下で電力の89%が停電し、復旧には1週間程度要するものと想定されています。
- 防災拠点施設においては、非常用電源と燃料を十分確保し、情報通信機能を維持していくことが求められています。

(2) 推進方針

①防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

- 防災拠点施設において、復旧に要する期間を想定し、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保します。

②防災情報共有システムの適切な管理、訓練による操作の習熟

- 災害時における県や関係機関等と情報を共有できるよう「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」の訓練に参加し、操作の習得に努めます。

③デジタル化に対応した通信機器の整備・運用

- 災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな通信機器を整備していきます。

④多種多様な情報収集手段の確保

- パトロールや現場確認で得た被災状況を確実に把握するためのシステムを導入します。
- 国や県からの情報提供内容と現場確認で得た被災状況を一元管理するシステムを導入します。

4-2. テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(1) 現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、テレビ、パソコン、電話等が建物施設被害、停電等の要因により使用不可能となる事態が想定されています。
- 有力な情報伝達手段であるメディアを介した情報伝達が不可能となった場合にも、確実に市民等へ情報が伝達できるように、多様な手段による情報提供の体制を整えていく必要があります。

(2) 推進方針

①災害関連情報の伝達手段の多重化

- 国や県等と情報共有が可能な「災害情報共有システム（Lアラート）」の活用を進めま

す。

- 住民への情報伝達手段として防災行政無線、伊豆市情報メール、エリアメール、緊急速報メール、ホームページ、SNS、コミュニティ FM、広報車による巡回等、多様な手段による多重化を進めます。

4－3. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) 現状と課題

- 本市は、山地地形であることや土肥地区では津波被害発生も危惧される地域であることから、これまでの災害履歴や今後予想される災害発生に関する知識や情報を広く市民と共有し、災害発生に備えた市民意識を高めていくなかで、自助の取組の気風を築いていくことが大切です。
- 災害発生時に確実な情報を速やかに市民等に届けられるよう、多様な方法を準備しておくことが求められます。

(2) 推進方針

①災害関連情報の伝達手段の多重化

- 全国瞬時警報システム（J アラート）の定期的な訓練等により、確実な運用を可能としていきます。
- 住民への情報伝達手段として防災行政無線、伊豆市情報メール、エリアメール、緊急速報メール、ホームページ、SNS、コミュニティ FM、広報車による巡回等、多様な手段による多重化を進めます。
- 近年の気象特性や河川改修の状況等を踏まえ、水防点検箇所等への水防監視システムの検討を進めていきます。

②防災意識の向上と地区防災計画の策定

- 市民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、生涯学習の一環での防災セミナーや出前講座の開催等の啓発活動の推進や、地区防災計画の策定を支援していきます。

③防災訓練による地域防災力強化

- 災害対策本部の運用を確実なものとするために、運営の手順を明確にするほか、実践的な訓練を定期的実施していきます。
- 各地域で行われる防災訓練の実状を踏まえ、年間を通じて多くの市民の訓練参加を促すとともに、自主防災組織等による地元の取組を支援し、共助の土台作りを進めます。

④観光客等への情報提供

- 市内を訪れる多くの観光客等に対しても災害情報を提供するための方法を検討していきます。
- 外国人向けの情報において、多言語による防災情報の提供方法を工夫していきます。

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5－1. サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

(1)現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、従業員の被災やライフラインの停止、交通網の寸断等により経済活動の低下が想定されています。
- 本市においても、これらの要因によつての観光産業への影響が危惧されるため、災害発生時の事業継続の方策について、事前に検討しておくことが求められています。

(2)推進方針

①事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定支援

- 大規模災害時における事業施設の被災等による休業期間を短いものとするため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度による事前対策を県との連携により促進します。
- 事業者による事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、静岡県 BCP モデルプランの周知を図るとともに、静岡県 BCP 研究会会員による普及啓発や、BCP 策定支援を県とも連携して実施していきます。

5－2. 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(1)現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、ライフラインの停止や電力途絶の長期間化等により経済活動の低下が想定されています。
- 本市においても、社会経済活動の基盤となるエネルギー供給停止による影響を可能な限り小さなものとしていく取組が求められています。

(2)推進方針

①ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン事業者における施設の耐震対策、津波対策に関する情報を県とともに共有し、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や復旧訓練を実施し、連携体制を強化します。

②再生可能エネルギーによる電力の確保

- エネルギー供給の長期途絶による地域社会への影響を小さくするため、景観や地域の魅力との調和をとりながら各家庭や事業所が自立できるよう太陽光発電や水力発電等の地域の自然資源を活かした再生可能エネルギーの導入を図ります。

5-3. 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止【重点プログラム】

（1）現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、沿岸部の道路で多くの区間で不通となり、港湾施設の被害等により、交通ネットワークが機能停止する事態が想定されています。
- こうした事態に対しては、地震等災害の影響を受けにくい高速道路網を市内に延伸させながら、耐震性や土砂対策、治山対策の推進により、被害を受けにくい基幹的な道路交通網を構築していく取組が必要です。
- また、仮に被災した場合であっても、速やかに障害物を除却することが可能となる資機材の充実や、除却主体となる民間事業者との協力体制の構築も求められています。
- 道路ルートが途絶した場合での海上ルートやヘリコプターの利用による空路ルートの確保等により、交通手段の多重化を進めておくことも求められます。

（2）推進方針（2-9の再掲）

①緊急輸送路の整備、耐震対策

- 緊急輸送路は、避難や救急・救命活動支援、緊急支援物資の輸送等について重要な役割を果たすことになるため、第一次緊急輸送路となっている伊豆縦貫自動車道の月ヶ瀬インターチェンジ以南の早期の延伸整備を国に要請していきます。
- 緊急輸送路となる県道の整備を県に要請していきます。
- 市内の防災拠点施設や緊急輸送路をつなぐ主要な市道については、優先的に整備を促進します。

②緊急輸送路等の周辺対策

- 緊急輸送路等の機能及び通行の安全性を確保するため、「TOUKAI-0」事業を活用し、県が指定している緊急輸送ルート沿いの建築物等の倒壊対策や、危険なブロック塀の耐震改修等を促進します。
- ・国道136号や国道414号、主要な県道において土砂災害が発生する恐れがある箇所については、防護施設整備等の対策の促進を国や県に要請していきます。

③道路啓開体制の強化（2-9の再掲）

- 緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、「中部版くしの歯作戦」の方針に基づきながら県や関係機関との連携等により、資機材の充実や、情報の収集・共有や提供についての体制を強化していきます。

④土肥港の耐震強化

- 土肥港において災害時に海上からの物資等の受け入れられるよう、既存の岸壁の機能向上や施設の適切な管理と長寿命化対策を県に要請していきます。

⑤ヘリポートの活用(2-9の再掲)

- 大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限に活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、日向地区に整備する防災公園等へ災害時に使用するヘリポート機能を設置します。
- 活用が期待されているヘリポートについては、訓練等により活用の検証を行いながら、活用可能な体制を検討していきます。

⑥災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(2-9の再掲)

- 災害時応援協定を締結している民間団体等との情報交換会の開催や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに必要に応じて協定の内容について見直しを行う等、連携体制の強化を図ります。

5-4. 食料等の安定供給の停滞

(1)現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、ライフラインの停止や交通機能障害に伴う物流機能低下により、食料等の購入が困難となることも想定されています。
- 物流機能が回復するまでの間の食料の備蓄についての配慮が求められています。
- 農林水産業の生産基盤についても、災害への備えや復旧に向けた対応の準備を進めておくことが求められています。

(2)推進方針

①食料の生産・流通等関係事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進

- 農林水産業に係る生産基盤等の防災機能強化に向けたハード対策とソフト対策のあり方を検討します。

②各家庭の食料の備蓄の推進

- 各家庭において、非常食の備蓄だけでなく、普段から少し多めに食料品を備え、古いものから消費し使用した分を補充することにより食料の備蓄を推進します。

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通 ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6－1. 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・L Pガスサプライチェーンの機能の停止 【重点プログラム】

（1）現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、電力の停電、L Pガスの供給停止等の事態が想定されています。
- こうした事態に対し県と連携しながら、その影響をできる限り小さくしていく事前準備の取組や新たな技術を活用したインフラ整備に向けた取組が求められています。
- 特に、令和元年の台風15号において管理の行き届かない山林での倒木により長期間にわたる停電が発生したような事態に対し、事前に防止する取組が求められています。

（2）推進方針

①自立分散型のエネルギーシステムの導入の推進

- 太陽光、バイオマス、中小水力等の本市の資源を活かした再生可能エネルギーの活用による分散自立型エネルギーシステムのあり方を検討し、地域の景観や魅力との調和に配慮しながらエネルギーのネットワーク化の推進を目指します。

②ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化(5-2の再掲)

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン事業者における施設の耐震対策、津波対策に関する情報を県とともに共有し、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や復旧訓練を実施し、連携体制を強化します。

③停電防止の予防伐採の取組(2-1の再掲)

- 倒木による電力施設への被害を防止し、停電の発生や長期化を回避するため、県や電力事業者と連携しながら予防伐採を進めます。

④市内の資源を活用した災害時生活の体験プログラムの提供

- エネルギー供給が途絶した際の災害時の混乱を小さくするため、停電時の生活体験を観光施策と連携し市内のキャンプ施設の活用等により体験学習の一環として進めます。

6－2. 上水道等の長期間にわたる供給停止

（1）現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、上水道の断水が想定されています。

- 水道関連のインフラの耐震化等を進めるほか、災害時の応急給水体制や復旧体制の構築の準備にも取り組んでおく必要があります。

(2) 推進方針

①水道施設の耐震化

- 上水道供給の長期停止を防ぐため、老朽化が進み耐震性のない基幹施設は更新により、その他主要管路は新設や更新の際に、レベル 2 耐震性能の確保をめざします。

②水道の断水に備えた応急給水体制の確保

- 応急給水拠点に向かう管路の耐震化や応急給水機材の確保、管工事組合等との提携、危機管理マニュアルの策定や訓練による徹底等を進めます。

③復旧の迅速化に向けた体制の強化

- 土砂崩れが発生し得る箇所を予め特定し、有事に備え早急に応急復旧や応急給水を実施する体制をめざします。
- 災害に強い多様な通信手段の確保、施設情報・資材情報の整理と共有、県内の相互協力体制の構築等を図っていきます

6－3. 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(1) 現状と課題

- 静岡県第 4 次地震被害想定では、下水道等の汚水処理施設の機能支障が発生する事態が想定されています。本市においては、土肥浄化センターや土肥中継所ポンプが浸水想定区域内にあります。
- また洪水浸水想定においても、白岩浄化センター、小立野中継ポンプ場、佐野雲金処理施設(農業集落排水)が区域内にあります。
- このような状況を前提として、現在、ストックマネジメント計画の改訂を予定(令和 7 年度)しており、下水道 BCP も改訂予定となっています。
- こうした全市的な汚水処理施設の整備計画も考慮しながら、老朽化対策に応じて施設の耐震補強や耐津波、耐水化に取り組んでいくことが求められています。

(2) 推進方針

①下水道施設の全市方針の検討

- 下水道ストックマネジメント計画や下水道 BCP を策定します。

②下水道施設の耐震化・機能更新等

- 災害発生による公衆衛生問題の発生を防止するため、白岩浄化センター、湯ヶ島クリーンセンターの耐震補強を早期に進めるほか、土肥浄化センターの耐水化を進めます。

- その他、下水道機能の確保のため、施設整備の緊急性も考慮しつつ処理施設の機能更新や耐水化を適切に推進していきます。

③浄化槽の整備推進

- 防災・減災の観点から老朽化した単独浄化槽の合併浄化槽への転換促進を進めていきます。

6-4. 地域交通ネットワークが分断する事態【重点プログラム】

(1)現状と課題

- 静岡県第4次地震外想定では、沿岸部の多くの区間で不通となることが想定されています。
- 県では、災害時の主要な交通ルートとして高速道路、国道や主要な県道を緊急輸送路に指定しています。また、災害時の啓開の方針も定められています。
- 一方で、市内には、各種災害による被害によって交通が寸断してしまう可能性のある箇所が多数あり、こうした被害発生による交通寸断を防止する土砂災害対策や治山対策等を進めていく必要があります。
- また、道路が塞がれた場合において、速やかに障害物を除却することが可能となる資機材の充実や、除却主体となる民間事業者との協力体制の構築も求められています。
- 道路網が途絶した場合に備え、船舶を活用した海上ルートやヘリコプターの利用による空路ルートの確保等を確実にしておくことも求められます。

(2)推進方針

①緊急輸送路の整備、耐震対策(2-9の再掲)

- 緊急輸送路は、避難や救急・救命活動支援、緊急支援物資の輸送等について重要な役割を果たすことになるため、第一次緊急輸送路となる伊豆縦貫自動車道の月ヶ瀬インターチェンジ以南の早期の整備を国に要請していきます。
- 緊急輸送路となる県道の整備を県に要請していきます。
- 市内の防災拠点施設や緊急輸送路をつなぐ主要な市道については優先的に整備を促進します。

②緊急輸送路等の周辺対策(2-9の再掲)

- 緊急輸送路等の機能及び通行の安全性を確保するため、「TOUKAI-0」事業を活用し、県が指定している緊急輸送ルート沿いの建築物等の倒壊対策や、危険なブロック塀の耐震改修等を促進します。
- ・国道136号や国道414号、主要な県道において土砂災害が発生する恐れがある箇所については、防護施設整備等の対策の促進を国や県に要請していきます。

③道路啓開体制の強化(2-9 の再掲)

- 緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、「中部版くしの歯作戦」の方針に基づきながら県や関係機関との連携等により、資機材の充実や、情報の収集・共有や提供についての体制を強化していきます。

④迂回ルートの確保

- 国道や県道、主要な市道等の道路交通網が途絶した際の迂回ルートとなる林道や農道の整備について、農林業振興の観点も踏まえ優先順位を検討しながら進めます。

⑤土肥港の耐震強化(2-9 の再掲)

- 土肥港において災害時に海上からの物資等の受け入れられるよう、既存の岸壁の機能向上や施設の適切な管理と長寿命化対策を県に要請していきます。

⑥ヘリポートの活用(2-9 の再掲)

- 大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限に活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、日向地区に整備する防災公園等へ災害時に使用するヘリポート機能を設置します。
- 活用が期待されているヘリポートについては、訓練等により活用の検証を行いながら、活用可能な体制を検討していきます。

⑦災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(2-9 の再掲)

- 災害時応援協定を締結している民間団体等との情報交換会の開催や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに必要に応じて協定の内容について見直しを行う等、連携体制の強化を図ります。

6-5. 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

(1)現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、住居の全壊等により避難所避難者の発生が想定されています。
- 本市でも、最大で1,500棟の被害の発生が想定されており、速やかな応急仮設住宅等の住居支援対策が必要です。
- そのためには、建設型応急住宅の整備予定地や、その資材等の確保等についての事前準備が求められます。
- また被災者の生活再建支援に必要となる罹災証明書の交付を早期に実行するため、被害認定作業や罹災証明の交付手続き等の対応にも習熟しておくことが求められます。

(2) 推進方針

①建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

- 被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設用地を予め確保しておくとともに、その資材について県と連携しながら準備を進めます。
- 賃貸型応急住宅や公営住宅の空き住戸の提供についても、県と連携して準備を進めます。
- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、国の支援事業(公営住宅等ストック総合改善事業)を活用し、既存市営住宅の適切な管理や改修を進め、被災者に対し一時住宅としての提供が可能な体制を整えます。

②被害認定や罹災証明書の交付手続きの習熟

- 平時より、家屋被害認定調査における専門的な知識・経験を有する職員の育成に努め、速やかな認定作業を進める体制を整えます。
- 罹災証明書の交付手続きについてシステムの利用訓練を定期的実施する等により、円滑で速やかな対応が可能になるよう準備を進めます。

6-6. 防災インフラの長期間にわたる機能不全【重点プログラム】

(1) 現状と課題

- 土肥地区では、これまでも海のまち安全創出エリア(津波災害特別警戒区域)が指定され、地域と一体となって津波対策に取り組んでいますが、引き続きハード対策、ソフト対策を進めていく必要があります。
- 静岡県第4次地震被害想定で推計されている津波(レベル1の津波)に対しては、整備が遅れている津波対策施設の整備や海岸保全施設の維持管理等を進めていく必要があります。
- 静岡県第4次地震被害想定に基づいて、地震による津波発生時に適切な避難行動をとるための取組として津波ハザードマップを作成しているほか、津波避難行動マニュアルの作成や避難訓練等を実施していますが、これらの周知徹底をさらに進めていくことが必要です。
- 津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア(「避難困難エリア」)があるため、その解消に向けて、津波避難施設や高台避難場所の整備等を進めていくことが必要です。
- 災害時にはその復旧・復興が早期に取組まれることが求められます。これを支える建設業は、若年入職者の減少や技能労働者の高齢化等の構造的な課題があり、担い手の確保が求められています。
- また災害発生時に速やかな対応を進めるための事前の災害時協力協定の締結等を一層進めていくことも求められています。

(2) 推進方針

①津波、高潮対策施設等の整備、耐震化の推進

- 静岡県第4次地震被害想定で推計されている、津波（レベル1の津波）に対して、必要な高さ不足の区間や未整備箇所については県による対策施設の整備を要請し、早期実現を図っていきます。
- 津波到達までに閉鎖可能な水門や陸閘等の津波対策施設の整備を進めます。
- 高潮対策については、防潮堤等の施設整備を着実に進めていきます。
- 既存施設の長寿命化計画に基づいて適切な維持管理を行います。

②公共事業の持続的な担い手確保

- 県と連携しながら、公共事業の担い手の確保に取り組んでいきます。

③災害時協力協定の締結促進

- 「中部版くしの歯作戦」の方針に基づき、災害時の道路啓開等の作業を担う事業者との災害時協定の締結を進めます。

目標7 制御不能な複合災害・二次被害を発生させない

7-1. 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(1) 現状と課題

- 大規模な災害の発生により、風評被害による地域経済が影響を受けることが危惧されます。
- 本市の基幹産業である観光業やワサビ、シイタケ等の特産品への影響を踏まえ、その需要回復に向けた積極的な情報発信の体制が必要です。

(2) 推進方針

①地域の安全性の情報発信体制の確立

- 災害発生に関しての誤認識等による風評被害対策として正確な被害情報を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に広く発信できる体制を関係機関等と連携しながら整えます。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8－1. 大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態【重点プログラム】

(1) 現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、災害廃棄物の発生のほか、津波堆積物の発生も想定されています。
- 災害廃棄物は短時間で大量の廃棄物が発生し、一般廃棄物の処理能力を超えることになるため、災害廃棄物処理計画に基づいて確実に処理可能な体制を整えておくことが求められています。
- また、災害廃棄物の仮置き場について事前の調整が必要です。

(2) 推進方針

①災害廃棄物処理計画に基づく手順の確認

- 災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理の手順を明確にしながら、仮置き場の確保を進めます。

②災害廃棄物処理の広域体制の準備

- 広域自治体の協力による処分のあり方について、県と連携を図りながら検討を進めます。

③災害廃棄物2次仮置き場

- 伊豆市リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）内に災害廃棄物2次仮置き場を設定している。リサイクルセンターへの進入路は、県道伊東修善寺線から市道大久保川久保線がアクセス道路であるが、幅員が狭隘であるとともに県道との交差点が変則であるため、安全に通行できるよう道路改良を進める。

8－2. 貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(1) 現状と課題

- 本市では、人口減少の傾向にあり、災害の発生がこれを加速させることも危惧されます。
- 速やかな復旧・復興を進めるためにも、地域での災害対応力を維持向上させておくことが求められています。
- 本市の暮らしの魅力を活かした移住の取組を推進して地域コミュニティの維持に努めるほか、地域でのコミュニティを土台とする自主防災組織の設立や、自らが避難や備蓄

等の各種防災活動に取り組んでいけるような環境整備が求められています。

- 文化財指定・登録された建造物の耐震、防火対策や、地震発生直後は、行政による文化財被害の情報収集、被災文化財の救済が困難になると想定されるため、民間を含めた文化財被害の情報収集、被災文化財の救済体制を構築しておくことも求められます。

(2) 推進方針

① 移住の推進

- 本市の魅力を活かした移住のPRや地域での起業の支援等、新たな地域の担い手を受け入れる取組を推進していきます。

② 地域における防災人材の育成と自主防災組織の設立

- 地域における防災リーダーの育成に努めるとともに、自主防災組織の設立を推進し、地区防災計画の策定を通じて、住民や地域自らが避難計画や備蓄等の活動に取り組むことを支援していきます。
- 「静岡県防災教育基本方針（H25.2改訂）」に基づき、いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を学校教育の中でも推進します。

③ 文化財等の保護等の仕組み・体制の推進

- 地域の歴史や個性を継承しながら復興を進めるために、平時の文化財の保護対応を充実させるとともに、被災後の文化財保全等の活動が速やかに展開されるよう県と連携しながら進めます。

8-3. 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態【重点プログラム】

(1) 現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、津波浸水被害の発生が想定され、面的な被災地域では復旧・復興が長期に及ぶことも危惧されています。
- こうした事態を回避するためには、津波被害を小さくするためのインフラ整備の充実に取り組むほか、事前に復興のあり方を検討し、まちの安全性を高めるための事前準備が求められています。

(2) 推進方針

① 津波、高潮対策施設等の整備、耐震化の推進

- 静岡県第4次地震被害想定で推計されている、津波（レベル1の津波）に対して、必要な高さ不足の区間や未整備箇所については県による対策施設の整備を進める等、必要な耐震化等の早期の整備を図っていきます。

- 水門や陸閘等の自動化・遠隔化等を県と連携しながら進め、津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設を整備していきます。

②事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

- 土肥地区では、面的な津波災害が想定されるため、被災後の復旧・復興のあり方を想定した「事前復興計画」を検討し、これをもとにしながら平時におけるインフラ整備を進める等、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進していきます。

③地籍調査の推進

- 被災後の復興の取組を迅速に進める事前準備として、津波浸水想定区域等において地籍調査を進めます。

8-4. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態

(1)現状と課題

- 災害発生により、住居の喪失等、日常生活の環境変化により市外への移住や移転を余儀なくされる市民が多数発生することが危惧されます。
- こうした事態に対しては、住宅対策や雇用対策を始めとして、生活再建の手当てをきめ細かく行っていくことが求められています。
- 災害発生後の復旧から復興に至る期間において、市が果たす役割を明確にしながら各種支援を円滑に行えるような体制と習熟が求められています。

(2)推進方針

①事前復興計画の検討

- 被災地の復興計画を迅速かつ円滑に策定するため「事前復興計画」の策定を検討し、復興に向けた時間経過と関連付けた庁内の体制を明確にするとともに、災害に強いまちを目指したまちづくりを検討していきます。

②恒久住宅対策

- 生活の基盤である住宅については、災害救助法や被災者生活再建支援法等の法に基づく被災者による自立再建支援を適切に行うとともに、必要に応じて災害公営住宅の供給を行います。
- 支援制度を前提とした庁内体制の構築に努めるとともに、迅速な災害公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ県、関係機関と連携しその進め方を明確にしておきます。

③雇用対策

- 被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施

できるよう、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携を強化し、きめ細かな相談対応を進めます。

④生活再建支援

- 生活の再建に向けた支援策の情報提供を行うとともに、市民からの様々な相談に対応する庁内の相談体制を整えます。

8－5. 復興を支える人材等の不足、より良い復興にむけたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(1)現状と課題

- 災害時にはその復旧・復興が早期に取組まれることが求められます。その際には、より魅力と活力ある地域へと再編するための復興のビジョンが大切になるため、平時からその策定に向けた準備を進めておくことが求められます。
- 復旧・復興を支える建設業は、若年入職者の減少や技能労働者の高齢化等の構造的な課題があり、担い手の確保が求められています。
- また災害発生時に速やかな対応を進めるための事前の災害時協力協定の締結等を一層進めていくことも求められています。

(2)推進方針

①事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり(8-3 再掲)

- 土肥地区では、面的な津波災害が想定されるため、被災後の復旧・復興のあり方を想定した「事前復興計画」を検討し、これをもとにしながら平時におけるインフラ整備を進める等、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進していきます。

②公共事業の持続的な担い手確保

- 県と連携しながら、公共事業の担い手の確保に取り組んでいきます。

③災害時協力協定の締結促進

- 「中部版くしの歯作戦」の方針に基づき、災害時の道路啓開等の作業を担う事業者との災害時協定の締結を進めます。

目標9 防災と減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

9－1. 企業・住民の流出等による地域活力の低下

(1) 現状と課題

- 静岡県第4次地震被害想定では、津波浸水等により地域が面的に被害を受けることが想定されています。
- 本市でも、津波浸水や洪水浸水により面的な被害を受ける可能性のある区域があり、津波浸水が想定される土肥地区では観光と防災とが両立したまちを目指して、伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画を策定し、津波避難施設等の整備を進めており安全性も向上していますが、引き続き取り組んでいく必要があります。
- こうした面的被災地域では復興が長期にわたる可能性もあり、地域内の事業者の廃業や地区外への移転等により地域活力の低下が危惧されます。
- このような事態を防ぐためには、面的な被災が生じた状況において、どのような対応をとるのかを地区内の住民や事業者が事前に検討し、それを踏まえて地域の復興の方向性を想定した上で、平時のまちづくりを進める「事前復興」の取組が求められます。
- また、事業の継続を可能とする仮移転等の受け皿用地や支援策の検討等も求められています。

(2) 推進方針

①コンパクト&ネットワークを前提とした魅力ある地域づくり

- 第2次総合計画では、コンパクト&ネットワークを目指した魅力ある地域づくりを進めることとしています。今後も、本市の地域資源を活用しつつ様々な取組を進めていくこととなりますが、その基本的な考え方となる都市計画マスタープランを改定していきます。

②事前復興の視点を取り入れた土肥地区での安全で魅力ある地域づくり

- 沿岸部にある土肥地区では、防災・減災対策と観光を両立させる、伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画に基づきつつ、地域住民や事業者とも連携しながら、地域資源の掘り起こしや土肥の個性や景観、魅力を活かした安全で個性あるまちづくりの取組を進めます。
- 土肥地区では、面的な津波災害が想定されるため、被災後の復旧・復興のあり方を想定した「事前復興計画」を検討し、これをもとにしながら平時におけるインフラ整備を進める等、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進していきます。
- 特に、津波発生から到達までの時間が短いため、津波防護施設の充実のほか、短時間での避難を可能にする津波避難タワーの整備や高台のオープンスペースの確保とそこに向けた避難ルートとなる道路の拡幅等を優先して進めます。

③事業継続計画の策定支援

- 本市の有力な産業である観光産業の持続のために、観光宿泊等事業者に対して、津波被災時の事業継続計画の策定を周知し、県と連携しながら策定支援を進めます。

4. 施策分野ごとの推進方針

- 「VI-3」で示したリスクシナリオごとの推進方針をもとに、行政分野ごとに推進方針を再整理しました。
- この際に、第2次総合計画のテーマとの整合に配慮して、以下の5テーマとの関係性に配慮しています。

テーマ	行政分野
①魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保	a 行政機能 b 建設(都市基盤・交通基盤・国土保全)
②安全で心地よい生活環境の創造	c 危機管理 d 環境衛生・エネルギー (廃棄物、水質、上下水道、合併浄化槽) e 健康福祉医療 f 建築・住宅 g 消防
③産業力の強化	h 産業(農林水産、観光商工)
④まちへの誇りの情勢とブランド力の向上	i 市民・地域
⑤少子化対策と次代を担う人材の育成	j 教育

①魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保

a. 行政機能

<行政機能の維持・強化>

○公共施設の防災機能の向上

- ・公共建築物等、多数の者が利用する大規模な建築物の耐震化や浸水対策を進めるほか、非常用電源や燃料備蓄の充実等により、行政機能が維持できるように防災機能の向上を進めます。

○行政執行体制の維持

- ・市の業務継続計画（BCP）の検証と見直しにより、業務継続に必要な体制を整備します。
- ・災害発生状況に応じて、本庁、各支所間の災害対応の役割分担を検討し、適切な体制を確立していきます。
- ・災害発生時期に応じて職員参集の手順等を定め、執行体制の維持に努めます。
- ・不足する職員の状況に応じて、広域的な職員派遣の協定に基づく派遣職員の受け入れ等により長期間に及ぶ復旧・復興の取組の体制を整えます。
- ・災害対応にあたる職員の飲料水や食料等の物資の備蓄を進めます。

○各種実践的訓練の実施

- ・危機対策にあたる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図っていきます。

<防災拠点等の整備>

○市の防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化

- ・本庁は狩野川の浸水想定区域に位置していることを踏まえて、いかなる災害時にも災害対応機能を維持できるように施設の更新等のあり方を検討し、必要な整備を進めます。また非常用電源や燃料、職員の飲料水や食料備蓄等の活動備品を充実します。
- ・支所をはじめ防災拠点となる施設では、非常用電源や燃料備蓄の充実等により、行政機能が維持できるように防災機能の向上を進めます。
- ・本庁が狩野川の浸水想定区域に位置していることを踏まえて、中伊豆支所でのバックアップ機能を役割分担や人員配置のあり方の検討と共に充実していきます。

○防災拠点施設における通信設備のデジタル化の推進

- ・防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設のデジタル化を進めると共に、通信機能維持に必要な非常用電源及び燃料備蓄を充実します。

b. 建設

<防災公園>

○日向防災公園の整備

- ・広域からの応援人員等の受け入れに適したオープンスペースとなる防災公園を修善寺道路からのアクセス性に優れた日向地区で整備していきます。

<交通基盤>

○緊急輸送路の整備・耐震対策

- ・緊急輸送路は、避難や救急・救命活動支援、緊急支援物資の輸送等について重要な役割を果たすことになるため、第一次緊急輸送路となる伊豆縦貫自動車道の月ヶ瀬インターチェンジ以南の早期の整備を国に要請していきます。
- ・緊急輸送路となる県道の整備を県に要請していきます。

○緊急輸送路等の周辺対策

- ・緊急輸送路等の機能及び通行の安全性を確保するため、県が指定している緊急輸送ルート上での国の支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金や、県の支援策（TOUKAI-0 事業）等の制度の周知に努め、緊急輸送路沿いの建築物等の倒壊対策や、危険なブロック塀の耐震改修を促進します。
- ・国道 136 号や国道 414 号、主要な県道において土砂災害が発生する恐れがある箇所については、防護施設整備等の対策の促進を国や県に要請していきます。

○代替ルートの検討

- ・緊急輸送路となる伊豆縦貫自動車道が損壊した場合に備えて、その代替ルートとなる県道や主要な市道の整備、橋梁の耐震化や、土砂災害対策や治山対策を国や県に要請していきます。
- ・市内の防災拠点施設や緊急輸送路につなぐ主要な市道については優先的に整備を促進します。

○道路啓開体制の充実

- ・緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、「中部版くしの歯作戦」の方針に基づきながら県や関係機関との連携等により、資機材の充実や、情報の収集・共有や提供についての体制を強化していきます。

○土肥港の耐震強化

- ・土肥港において災害時に海上から物資等が受け入れられるよう、既存の岸壁の機能向上や施設の適切な管理と長寿命化対策を県に要請していきます。

○ヘリポートの活用

- ・大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限に活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、日向地区に整備する防災公園等へ災害時に使用するヘリポート機能を設置します。
- ・活用が期待されているヘリポートについては、訓練等により活用の検証を行いながら、活用可能な体制を検討していきます。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

- ・災害時応援協定を締結している民間団体等との情報交換会の開催や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに必要に応じて協定の内容について見直しを行う等、連携体制の強化を図ります。

＜土砂災害対策・治山対策＞

○土砂災害対策・治山対策の推進の要請

- ・土砂災害対策や治山対策としての施設整備を国や県に要請していきます。

＜地震・津波・高潮対策＞

○津波、高潮対策施設の整備、耐震化

- ・発生頻度が比較的高いレベル 1 の地震に対し想定される津波を防御する高さを確保した海岸保全施設等の整備を国や県に要請し進めていきます。
- ・津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア(「避難困難エリア」)の解消に向けて、津波避難施設の整備や、高台の避難場所整備や避難ルートとなる道路整備等を進めていきます。

○水門・陸閘等の自動化・遠隔化

- ・水門や陸閘等の自動化・遠隔化等を県と連携しながら進め、津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設を整備していきます。

○土肥港の耐震強化岸壁の機能向上の要請

- ・土肥港において災害時に海上からの物資等の受け入れられるよう、既存の岸壁の機能向上や施設の適切な管理と長寿命化対策を県に要請していきます。

＜洪水対策＞

○総合治水対策の推進

- ・国や県、流域自治体とも連携し、堤防の強靱化、山林や農地の保全、開発による水の流出増を抑制するための貯留施設の整備等を含めて狩野川水系の総合的な治水対策を推進していきます。
- ・市内を流れる河川について、浸水被害が想定される区域の優先的な改修や河道掘削等

の対応を国や県等にも要請しつつ、市管理区間についても着実に進めていきます。

- ・防災公園整備が計画されている日向地区より下流については、一定の規制を伴う流域治水対策への転換を検討していきます。

○避難場所、避難ルートの確保

- ・洪水浸水想定区域を中心に、高台の避難場所や避難ルートの確保を進めます。

○水位情報の伝達

- ・適切な避難行動を促すため、国や県と連携を図りながら、洪水予報河川・水位周知河川に指定された河川での水位監視システムの整備を進めます。

○事前復興まちづくりの推進

- ・被災地の復興計画を迅速かつ円滑に策定するため「事前復興計画」の策定を検討し、復興に向けた時間経過と関連付けた庁内の体制を明確にするとともに、災害に強いまちを目指したまちづくりを検討していきます。

<火山噴火対策>

○安全な避難場所の確保

- ・火山噴火の影響範囲を中心に、安全な構造の家屋への建て替えや改修を促すほか、避難シェルターの整備等を検討していきます。

<復興計画>

○震災復興のための都市計画行動計画

- ・被災地の復興計画を迅速かつ円滑にするための「震災復興都市計画行動計画」について、復興に向けた時間経過と関連付けた庁内の体制を明確にするとともに、市民への周知も図っていきます。

○地籍調査の推進

- ・被災後の復興の取組を迅速に進める事前準備として、津波浸水想定区域等において地籍調査を進めます。

<帰宅困難者対策>

○一時滞在施設の確保

- ・交通途絶が長期に及ぶ場合における帰宅困難者の一時滞在場所として、市有施設の利用や民間宿泊施設等での滞在の仕組みについて検討を進めます。

②安全で心地よい生活環境の創造

c. 危機管理

＜家庭内地震対策＞

○家具の転倒防止をはじめとする家庭内対策の促進

- ・家具の転倒により死傷者が発生しないよう、家具類の固定を推進し、周知に努めます。
- ・防災ベッドや耐震シェルターの設置補助、ガラス飛散防止の対応等、適切な情報提供に努めて市民意識の向上により家庭内対策を進めます。
- ・各家庭において、非常食の備蓄だけでなく、普段から少し多めに食料品を備え、古いものから消費し使用した分を補充することにより食料の備蓄を推進します。

○観光事業者等と連携した緊急物資備蓄

- ・大規模地震発生時等において、帰宅困難者への緊急物資の備蓄を観光事業者と共に役割分担しながら充実していきます。

＜津波避難対策＞

○津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

- ・これまでの取組みで作成した津波ハザードマップや、津波避難行動マニュアルに基づきながら、津波避難訓練の実施等により地震による津波発生時に適切な避難行動をとるための取組・周知をさらに進めていきます。
- ・津波到達までに安全な地域へ避難することができないエリア(「避難困難エリア」)の解消に向けて、津波避難施設の整備や、高台の避難場所整備や避難ルートとなる道路整備等を進めていきます。

＜洪水避難対策＞

○水害発生に備える事前準備の推進

- ・水害発生時に市の対応業務を適切に実施し、住民の避難を円滑に進めるため、事前準備として関係機関とともにタイムライン(時系列の行動計画)の策定を進めていきます。

＜火山噴火対策＞

○避難計画の周知

- ・地域住民へ避難計画を周知し、定期的な避難訓練の実施等により確実な行動が実施できるよう取組みを進めます。

＜災害情報伝達機能の強化＞

○災害関連情報の伝達手段の多重化

- ・全国瞬時警報システム(Jアラート)の定期的な訓練等により、確実な運用を可能としていきます。

- ・国や県等と情報共有が可能な「災害情報共有システム（Lアラート）」の活用を進めます。
- ・住民への情報伝達手段として防災行政無線、伊豆市情報メール、エリアメール、緊急速報メール、ホームページ、SNS、コミュニティFM、広報車による巡回等、多様な手段による多重化を進めます。

○通信機器のデジタル化の推進

- ・災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな通信機器を整備していきます。

○防災情報共有システムの適切な管理、訓練による操作の習熟

- ・災害時における県や関係機関等と情報を共有できるよう「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」の訓練に参加し、操作の習得に努めます。

○観光客等への情報提供

- ・市内を訪れる多くの観光客等に対しても災害情報を提供するための方法を検討していきます。
- ・外国人向けの情報において、多言語による防災情報の提供方法を工夫していきます。

○孤立地域における通信手段の確保

- ・道路の寸断等による孤立に備え、通信手段の確保を図ります。

○防災訓練の充実・強化による災害対応力の向上

- ・多様な方法による防災訓練を実施し、地域防災力の向上及び市民の防災意識の向上に努めます。

＜受入体制・連携体制の整備＞

○救援物資受入体制の整備

- ・救援物資の受入れ体制について検討するほか、訓練等を通じて定期的な検証を行い、円滑な受入れ体制を整備していきます。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

- ・災害時応援協定を締結している民間団体等との情報交換会の開催や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに必要に応じて協定の内容について見直しを行う等、連携体制の強化を図ります。

＜帰宅困難者対策＞

○一時滞在施設の確保

- ・交通途絶が長期に及ぶ場合における帰宅困難者の一時滞在場所として、市有施設の利用や民間宿泊施設等での滞在の仕組みについて検討を進めます。

○帰宅困難者への情報提供

- ・帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンと県が締結している「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」とした情報提供体制の整備に努めていきます。

d. 環境衛生・エネルギー

＜上下水道施設の耐震化等＞

○下水道施設の耐震化・機能更新の推進等

- ・下水道ストックマネジメント計画や下水道 BCP 計画を策定します。
- ・災害発生による公衆衛生問題の発生を防止するため、白岩浄化センター、湯ヶ島クリーンセンターの耐震補強を早期に進めるほか、土肥浄化センターの耐水化を進めます。
- ・その他、下水道機能の確保のため、施設整備の緊急性も考慮しつつ処理施設の機能更新や耐水化を適切に推進していきます。

○上水道施設の対策

- ・上水道供給の長期停止を防ぐため、老朽化が進み耐震性のない基幹施設は更新により、その他主要管路は新設や更新の際に、レベル 2 耐震性能の確保をめざします。
- ・応急給水拠点に向かう管路の耐震化や応急給水機材の確保、管工事組合等との提携、危機管理マニュアルの策定や訓練による徹底等を進めます。
- ・土砂崩れが発生し得る箇所を予め特定し、有事に備え早急に応急復旧や応急給水を行う体制をめざします。

＜災害廃棄物対策＞

○災害廃棄物処理体制の確立

- ・災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理の手順を明確にしながら、仮置き場の確保を進めます。
- ・広域の自治体の協力による処分のあり方について、県と連携を図りながら検討を進めます。

＜エネルギー対策＞

○自立分散型のエネルギーシステムの導入の推進

- ・太陽光、バイオマス、中小水力等の本市の資源を活かした再生可能エネルギーの活用

による分散自立型エネルギーシステムのあり方を検討し、地域の景観や魅力との調和に配慮しながらエネルギーのネットワーク化の推進を目指します。

○ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化 機関等との連携強化

- ・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン事業者における施設の耐震対策、津波対策に関する情報を県とともに共有し、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や復旧訓練を実施し、連携体制を強化します。

＜停電対策＞

○停電防止の予防伐採の推進

- ・倒木による電力施設への被害を防止し、停電の発生や長期化を回避するため、県や電力事業者と連携しながら予防伐採を進めます。

e. 健康・福祉・医療

＜健康対策＞

○避難所の生活環境対策

- ・避難所での生活によるストレスの軽減やハラスメントの対応ができるよう、地域住民も交えた避難所における事前のルールづくりや、プライバシーの保護が確保されるような備品の充実、きめ細かな相談対応による心のケア等に取り組みます。
- ・災害時における被災者の健康支援を促進するため、被災者台帳の活用を図りながら、ボランティア等とも連携し、定期的な訪問、相談等のきめの細かな支援を実現する体制を整えます。
- ・市職員に心のケア研修等の養成・教育を行います。

○災害ボランティアや専門家の受入れ体制の整備

- ・被災者へ支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、市社会福祉協議会等との連携体制を強化してきます。

○ペットとの避難への対応

- ・災害時における犬猫等の保護とペットへの多様な価値観との両立のため、ペットとの避難が可能な避難所の設置やルールづくり等を進めます。

＜福祉対策＞

○福祉避難所の配置促進

- ・避難時に特に配慮する必要性のある「要配慮者」の避難先となる「福祉避難所」を市内複数箇所に設置することを進めます。

＜医療救護体制の整備＞

○医療救護体制の整備

- ・市内の救護所、救護病院の医療救護体制の維持に向けて、関係機関と連携しつつヘリコプター等を活用した重症患者の広域医療搬送体制、救護班受入による治療実施体制等、医療救護計画に基づく災害時の確実な医療救護体制を整備します。
- ・被災時における医療機器、薬品類、食料その他応援物資や、被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の医療関係人員の受け入れ等の体制を整えていきます。

○広域災害救急医療情報システムの活用

- ・災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況等災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・共有することができるよう「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」による訓練に参加します。

○病院等医療機関における電力供給体制の確保

- ・災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を県と連携しながら支援します。
- ・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、電力事業者における施設の耐震対策、津波対策の促進を要請するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練の実施、連携体制の強化等の事前の準備を進めます。

f. 建築・住宅

＜公共建築物対策＞

○公共建築物の防災機能の向上等

- ・公共施設の倒壊により死傷者が発生しないよう、また施設の機能を維持するため、市有公共建築物等の適切な維持管理に努めます。
- ・本庁や支所等の行政施設をはじめ、救助、救急活動の拠点となる施設について、建物の継続的な利用が可能となるよう非常用電源や燃料備蓄の充実等により防災機能を高めていきます。
- ・天井等からの落下物対策の実施を早期に完了させます。

＜住宅対策＞

○住宅・建築物等の耐震化、アスベスト対策、老朽空き家対策・不良住宅対策

- ・住宅の倒壊により死傷者が発生しないよう、旧耐震木造住宅の無料の耐震診断や補強工事の補助制度等の周知に努め、国の支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）や、県の支援策（TOUKAI-0 事業）の活用を促進することで住宅の耐震化を進めます。
- ・災害時における建物被害等により建築物に吹き付けられたアスベストが飛散し、健康被害が発生するリスクがあるため、国の支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用し、アスベスト対策に努めます。

- ・老朽化した空き家や不良住宅については、国の支援事業（空き家対策総合支援事業及び空き家再生等推進事業）の活用し、実態調査、所有者特定を行い、所有者の意向を踏まえ、適正管理の指導、除却等の対策を進めます。

＜応急住宅供給＞

○建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の支援

- ・被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設用地を予め確保しておくとともに、その資材についても県と連携しながら準備を進めます。
- ・賃貸型応急住宅や公営住宅の空き住戸の提供についても、県と連携して準備を進めます。

○被害認定や罹災証明書の交付手続きの習熟

- ・応急危険度判定士との連絡体制を強化して、応急危険度判定の早期の着手が可能な体制を確立します。
- ・平時より、家屋被害認定調査における専門的な知識・経験を有する職員の育成に努め、速やかな認定作業を進める体制を整えます。
- ・罹災証明書の交付手続きについてシステムの利用訓練を定期的実施する等により、円滑で速やかな対応が可能になるよう準備を進めます。

＜恒久住宅対策＞

○住宅再建支援

- ・生活の基盤である住宅については、災害救助法や被災者生活再建支援法等の法に基づく被災者による自立再建支援を適切に行うとともに、必要に応じて災害公営住宅の供給を行います。
- ・住宅再建支援制度を前提とした庁内体制の構築に努めます。

○災害公営住宅の供給

- ・迅速な災害公営住宅の建設ができるよう、あらかじめ県、関係機関と連携しその進め方を明確にしておきます。
- ・公営住宅等長寿命化計画に基づき、国の支援事業（公営住宅等ストック総合改善事業）を活用し、既存市営住宅の適切な管理や改修を進め、被災者に対し一時住宅としての提供が可能な体制を整えます。

g. 消防

＜消防力強化＞

○地域消防力の強化

- ・地域の消防力の強化に向けて、資機材の充実や広域的な連携による消防活動の展開、消防団員の確保、訓練の実施等を進めます。

③産業力の強化

h. 産業

＜農林水産業の振興＞

○林業基盤の整備

- ・保安林の維持や治山事業等の山地災害防止施設の整備等により、山地災害の発生を防ぐため、林業振興策とも連携しながら適切な山地管理を地権者等に促していきます。
- ・有害鳥獣の捕獲を支援し、森林の土壌保護に取り組めます。
- ・本市の森林資源を活かしながら環境教育とも連携して、森林の整備や保全活動の担い手の育成にも取り組めます。

○農林水産業基盤の強化

- ・迂回路となる農道や林道の整備を農林業の振興策と連携して進めます。
- ・土肥港において災害時に海上からの物資等の受け入れられるよう、既存の岸壁の機能向上や施設の適切な管理と長寿命化対策を県に要請していきます。
- ・農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策のあり方を検討します。

＜観光業の振興＞

○各種助成策の活用

- ・大規模災害時における事業施設の被災等による休業期間を短いものとするため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度による事前対策を県との連携により促進します。

○事業継続計画（BCP）の策定の促進支援

- ・事業者による事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、静岡県 BCP モデルプランの周知を図るとともに、静岡県 BCP 研究会会員による普及啓発や、BCP 策定支援を県とも連携して実施していきます。

＜公共事業の担い手確保＞

○担い手確保

- ・県と連携しながら、公共事業の担い手の確保に取り組んでいきます。

＜風評被害対策＞

○情報発信体制の用意

- ・災害発生に関しての誤認識等による風評被害対策として正確な被害情報を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に広く発信できる体制を関係機関等と連携しながら整えます。

④まちへの誇りの醸成とブランド力の向上

i. 市民・地域

<移住対策>

○移住のPRの推進

- ・本市の魅力を活かした移住のPRや地域での起業の支援等、新たな地域の担い手を受け入れる取組を推進していきます。

<個性あるまちづくり>

○観光と連携するまちづくりの推進

- ・沿岸部にある土肥地区では、防災・減災対策と観光を両立させる、伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画に基づきつつ、地域住民や事業者とも連携しながら、地域資源の掘り起こしや土肥の個性や景観、魅力を活かした安全で個性あるまちづくりの取組を進めます。

<被災者支援>

○雇用対策

- ・被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携を強化し、きめ細かな相談対応を進めます。

○生活再建支援

- ・生活の再建に向けた支援策の情報提供を行うとともに、市民からの様々な相談に対応する庁内の相談体制を整えます。

<地域防災力の向上>

○地域における防災人材の育成と自主防災組織の設立

- ・地域における防災リーダーの育成に努めるとともに、自主防災組織の設立を推進し、地区防災計画の策定を通じて、住民や地域自らが避難計画や備蓄等の活動に取り組むことを支援していきます。

⑤少子化対策と次代を担う人材の育成

j. 教育

<学校教育での防災教育>

○防災教育の取組

- ・「静岡県防災教育基本方針（H25.2改訂）」に基づき、いっどこで災害にあっても自らの命を守るとともに進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を学校教育

の中でも推進します。

＜生涯学習での防災教育＞

○災害時生活の体験プログラムの提供

- ・エネルギー供給が途絶した際の災害時の混乱を小さくするため、停電時の生活体験を観光施策と連携し市内のキャンプ施設の活用等により体験学習の一環として進めます。

VII. 計画の推進

1. 推進体制の構築と進行管理

- 本計画の取組を通し、本市の強靱化を着実に進めていくために、年度ごとに庁内で進捗状況についての情報共有や確認を行い、適切な計画の評価と進行管理を実施していきます。
- これらの取組による進捗状況の確認を踏まえて、必要に応じて計画の見直しや内容・具体的指標等の改善・修正を適切に実施していきます。



図 伊豆市国土強靱化地域計画の進行管理のイメージ

2. 市その他計画等への反映

- 本計画は、国土強靱化に係る本市の基本指針を定めており、市その他計画の指針となるものです。
- 本市の総合計画や地域防災計画、都市計画マスタープランの他、国土強靱化に関する個別計画を見直す場合には、本計画の内容を基本として適切に反映し、必要に応じて修正等を行っていきます。

3. 関係機関との連携

- 本計画に示す内容は、本市が自ら取り組むものの他、国や県の役割に基づく事業については積極的に要請し、早期実現を図ります。
- 地域住民や事業者にも本計画の周知を図り、実現化に向けて期待される個々の役割の理解と国土強靱化に向けた取組を積極的に実施するよう働きかけていくこととします。

4. 本計画の見直し

- 本計画は市総合計画との整合をとるため、概ね6年後を目安に見直しを行うこととします。
- 社会情勢の変化や、国土強靱化基本計画、静岡県国土強靱化地域計画の見直しが行なわれた場合には、本計画と照らし合わせ、必要に応じて修正を行うこととします。

(参考) 本計画に関連して活用を予定している国の交付金・補助金

NO.	施策事業等	交付金名等
1	ため池整備	農村地域防災減災事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業
2	農林水産業の総合的な取組の推進	鳥獣被害防止総合対策交付金
3	林業の成長産業化	林業・木材産業成長産業化促進対策事業 合板・製材生産性強化対策事業
4	海岸堤防等老朽化対策	農山漁村地域整備交付金
5	林道橋の点検・診断	農山漁村地域整備交付金
6	予防伐採	特定森林再生事業
7	通学路交通安全プログラムに基づくふじのくにの安全・安心なみちづくり	防災・安全交付金(道路事業)
8	命と暮らしを守る“ふじのくに”のみちづくり(防災・安全)	防災・安全交付金(道路事業)
9	ふじのくに静岡県の県土強靱化道路整備計画(防災・減災)	防災・安全交付金事業(道路事業)
10	個別補助	道路メンテナンス事業等
11	地籍調査事業	防災・安全交付金(その他総合的な治水事業 ＜総合流域防災事業＞)
12	下水道施設の地震、浸水、老朽化対策	防災・安全交付金(下水道事業)
13	水道施設の耐震化	・簡易水道施設等施設整備費国庫補助金 ・生活基盤施設耐震化等交付金
14	伊豆縦貫道天城北道路へのアクセス強化のみちづくり	社会資本整備総合交付金(道路事業)
15	津波避難複合施設建設	防災・安全交付金(市街地整備事業＜都市防災総合推進事業＞)
16	日向防災公園整備	防災・安全交付金(市街地整備事業＜都市防災総合推進事業＞)
17	市営住宅の外壁等改修工事	防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業＜公営住宅等ストック総合改善事業＞)
18	TOUKAI-0 事業、アスベスト改修事業、がけ地近接等危険住宅移転事業等	防災・安全交付金(住環境整備事業＜住宅・建築物安全ストック形成事業＞)、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金

19	狭あい道路事業	防災・安全交付金(住環境整備事業<狭あい道路整備等促進事業>)
20	浄化槽設置整備	循環型社会形成推進交付金
21	新リサイクルセンター整備	循環型社会形成推進交付金
22	空き家・不良住宅対策事業	空き家対策総合支援事業 空き家再生等推進事業

別紙. 主要施策

- これまでに示してきた国土強靱化に関する施策の推進の方向性に関連して、現時点で既に実施が予定されている施策や事業について、リスクシナリオごとに示します。
- 数値化が測れる内容については、KPI(重要指標)として併せて目標値を掲載しています。
- なお、これらの施策は毎年進捗状況を確認し、本計画で示した方針に基づいて具体的な施策を検討、推進しながら本市の国土強靱化を実現していくこととします。

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	旧耐震木造住宅の無料耐震診断の実施	支援策の活用件数	平均 7 件/年 (H26～H31)	60 件	R7 年度末	都市計画課	
2	旧耐震木造住宅の補強計画策定と補強工事の一体実施への支援	支援策の活用件数	R3 年度から	40 件	R7 年度末	都市計画課	○
3	防災ベッド・耐震シェルターの設置補助	支援策の活用件数	平均 0 件/年 (H30～H31)	促進	R7 年度末	都市計画課	
4	狭あい道路拡幅整備事業	支援策の活用件数	平均 3 件/年 (H27～H31)	27 件	R7 年度末	都市計画課	
5	危険なブロック塀の撤去支援	支援策の活用件数	平均 4 件/年 (H28～H31)	48 件	R7 年度末	都市計画課	○
6	危険なブロック塀の改善支援	支援策の活用件数	平均 3 件/年 (H28～H31)	48 件	R7 年度末	都市計画課	○
7	空き家・不良住宅の除却	支援策の活用件数	1 件 (H28～H31)	1 件	R7 年度末	都市計画課	
8	空き家・不良住宅の改修	支援策の活用件数	0 件 (H28～H31)	1 件	R7 年度末	都市計画課	
9	空き家・不良住宅の実態調査	支援策の活用件数	R6 年度から	実施	R7 年度末	都市計画課	
10	空き家・不良住宅の所有者特定	支援策の活用件数	R6 年度から	実施	R7 年度末	都市計画課	

(実施済で今後維持する事業)

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
11	小・中・義務教育学校の校舎・体育館の耐震化 (22 棟)	耐震化率	100%	100%	-	学校教育課	
12	こども園の耐震化 (2 棟)	耐震化率	100%	100%	-	子育て支援課	
13	社会福祉施設の耐震化 (14 棟)	実施率	100%	100%	-	子育て支援課	
14	避難所の落下物対策	実施率	100%	100%	-	危機管理課	

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	レベル 1 津波に対する津波対象施設 (海岸・河川) 整備の県への要請 (土肥港海岸、山川、火振川)	-	-	-	-	建設課	
2	レベル 1 津波に対する津波対象施設 (海岸・河川) 整備の県への要請 (八木沢漁港海岸、松原川、八木沢大川)	-	-	-	-	建設課	
3	レベル 1 津波に対する津波対象施設 (海岸) 整備の県への要請 (小下田漁港海岸)	-	-	-	-	建設課	
4	レベル 1 津波に対する津波対象施設 (河川) 整備の県への要請 (小土肥大川)	-	-	-	-	建設課	
5	津波防護施設整備の県への要請	-	-	-	-	建設課	

6	レベル1 津波に対する整備（高さ不足や未整備箇所）が必要な津波対策施設（1.26km）の整備	整備率	-（H27）	60%	R4 年度末	建設課	
7	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設（11 基）の整備率（水門・陸門の自動化・遠隔化等）	整備率	55%（6 基）（H27）	80%	R4 年度末	建設課	
8	海岸保全施設長寿命化事業 全体事業費：9 百万円	点検 対策	点検：0% 対策：0% R1 年度末	点検：100% 対策：100%	R5 年度末	建設課	○
9	静岡モデル整備に向けた津波防護柵施設の検討	検討会設置率	25%	100%	R7 年度末	危機管理課	
10	津波避難施設（4 施設）の整備	要避難者カバー率	90%（H27）	100%	R5 年度末	危機管理課	○
11	既存海岸堤防（11 箇所）への避難用階段及び避難誘導看板の設置	設置率	90%	100%	R4 年度末	建設課	

（実施済で今後維持する事業）

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
12	市の津波避難計画の策定	策定率	-（H27）	100%	-	危機管理課	
13	想定に即した住民配布用津波ハザードマップの整備	整備率	-（H27）	100%	-	危機管理課	
14	津波避難訓練の実施	実施率	100%（H27）	100%（維持）	-	危機管理課	
15	土肥こども園の避難確保計画の見直し	実施率	100%（H27）	100%（維持）	-	子育て支援課	
16	土肥小中一貫校の避難確保計画の見直し	実施率	100%（H27）	100%（維持）	-	学校教育課	
17	土肥小中一貫校における津波防災に関する勉強会の開催（年回 1 回）	開催率	100%（H27）	100%（維持）	-	危機管理課	
18	津波避難施設である既存急傾斜地崩壊防止施設への照明施設等の整備	整備率	-（H27）	100%	-	危機管理課	

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	国・県管理河川の改修・河道掘削等	-	-	-	-	用地管理課	
2	普通河川・準用河川の改修・河道掘削等	-	-	-	-	建設課	
3	洪水ハザードマップの作成	ハザードマップ 作成数	60%	100%	R3 年度末	危機管理課	
4	河川氾濫監視用カメラ（9 台）の更新と夜間用カメラの設置	夜間監視機能付き カメラの台数	1 台（夜間監視用 1 台）	6 台（夜間監視用 3 台）	-	総務課	

1-4 火山噴火による多数の死傷者の発生

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	避難計画の周知	周知率	-	100%	R7 年度末	危機管理課	

（実施済で今後維持する事業）

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
2	避難計画の策定	策定数	-	-	-	危機管理課	

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜施設、崩壊防止施設の設置の国・県への要請	整備率	-	-	-	建設課	
2	土砂災害ハザードマップの作成	危険区域の 作成率	74%	100%	R3 年度末	危機管理課	

3	治山施設の設置の要請	整備率	-	-	-	建設課	
4	林道橋長寿命化事業 全体事業費：9 百万円	点検 対策	点検：26% 対策：0% R1 年度末	点検：100% 対策：100%	R5 年度末	建設課	○
5	がけ地近接等危険住宅移転への支援	支援策の活用 件数	平均 0 件/年 (H30～H31)	6 件	R7 年度末	都市計画課	
6	大規模盛土造成地の安全性の調査	実施率	0%	100%	R7 年度末	都市計画課	
7	ため池の耐震性診断の実施	実施数	2	2	R2 年度末	建設課	
8	ため池のハザードマップ作成	作成率	50%	100%	R2 年度末	建設課	

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	備蓄倉庫の整備	整備率	1 棟	2 棟	R7 年度末	危機管理課	○
2	第 4 次地震被害想定での市の緊急物資必要備蓄の確保 (62000 食)	必要備蓄率	40%	40% (維持)	R7 年度末	危機管理課	
3	保存水の備蓄 (31200ℓ)	整備率	15%	15% (維持)	R7 年度末	危機管理課	
4	第 4 次地震被害の想定を前提とした広域受援の物資受入体制の整備	検証を含めた 訓練実施率	-	年 1 回	R7 年度末	農林水産課	
5	緊急輸送ルート沿道建築物の耐震補強計画の策定支援	実施率	R2 年度から	10 件	R7 年度末	都市計画課	○
6	緊急輸送ルート沿道建築物の耐震補強工事の実施支援	実施率	R2 年度から	8 件	R7 年度末	都市計画課	○

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	孤立予想集落 (13 集落) における通信手段の整備	整備率	- (H27)	100%	R3 年度末	危機管理課	
2	【再掲】1-5 治山施設の設置の要請	整備率	-	-	-	建設課	
3	【再掲】1-5 地すべり防止施設、砂防施設、急傾斜施設、崩壊防止施設の設置の要請	整備率	-	-	-	建設課	
4	孤立予想集落 (13 集落) におけるヘリコプター離着陸可能スペースの確保	離着率	6 集落	13 集落	R7 年度末	危機管理課	

2-3 警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	日向防災公園の整備	整備率	-	100%	R7 年度末	都市計画課	

(実施済で今後維持する事業)

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
2	非常用電源の確保 (本庁、各支所)	整備率	100%	100% (維持)	-	資産経営課	

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(実施済で今後維持する事業)

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	救護病院の非常用電源設備の整備支援	整備率	100%	100%	-	健康長寿課	

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	道の駅での備蓄の推進	確保率	35%	30%	R7 年度末	観光商工課	
2	道の駅での非常用電源の設置	設置数	1 基	2 基	R7 年度末	観光商工課	

2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	市医療救護計画の更新	計画の更新	策定済み	更新	R7 年度末 (随時)	健康長寿課	
2	現在のマニュアルを医療救護所開設訓練実施後に見直し、毎年更新する	-	毎年更新	毎年更新	R7 年度末	健康長寿課	

（実施済で今後維持する事業）

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
3	救護所（4 箇所）等への医療資機材整備	更新率	100%	100%（維持）	-	危機管理課	

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	簡易トイレの整備	使用回数	26.6%	38%	R7 年度末	危機管理課	
2	防疫用資機材や防疫用薬品の確保	確保率	-	100%	R7 年度末	健康長寿課	

2-8 劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康 状態の悪化・災害関連死の発生

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	災害・事故時のメンタルヘルスケア	マニュアルの更新	策定済み	更新	R7 年度末 (随時)	健康長寿課	
2	ペット避難ガイドラインの作成	作成の有無	-	作成	R7 年度末	環境衛生課	

（実施済で今後維持する事業）

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
3	福祉避難所の設置	箇所数	7	7（維持）	-	社会福祉課	
4	福祉避難所開設・運営マニュアルの策定	策定の有無	策定	策定	-	社会福祉課	
5	新型コロナウイルス感染症対応の避難所運営マニュアルの策定	策定の有無	策定	策定	-	危機管理課	

2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	伊豆縦貫自動車道（天城北道路）月ヶ瀬インターチェンジ以南の延伸整備の国への要請	事業化	-	事業化	R7 年度末	用地管理課	○
2	伊豆縦貫自動車道（天城峠道路）中間インターチェンジの整備の国への要請	整備の確定	-	整備の確定	R7 年度末	用地管理課	
3	緊急輸送路周辺の土砂崩壊危険箇所の整備の国、県への要請	整備率	-	-	R7 年度末	用地管理課	
4	災害時の主要な役割を担う市道の整備	整備率	-	100%	R7 年度末	建設課	○

	・市道小川遠藤橋線 (L=2.3km、事業期間：R3-R7、全体事業費：500 百万円) ・市道矢熊茂場線 (L=3.5km、事業期間：R2-R6、全体事業費：500 百万円) ・市道大久保川久保線 (L=1.2 km、事業期間：R5-R7 全体事業費：205 百万円)						
5	防災拠点アクセスに重要な橋梁の耐震化・耐震化未実施橋梁 2 橋 (小川橋・金山橋、事業期間：R3-R6、全体事業費：150 百万円)	耐震化率	33%	100%	R6 年度末	建設課	○
6	災害時の主要な役割を担う市道・橋梁の整備プログラムの策定	計画の有無	-	策定	R7 年度末	建設課	
7	【再掲】2-1 緊急輸送ルート沿道建築物の耐震補強計画の策定支援	実施率	R2 年度から	10 件	R7 年度末	都市計画課	○
8	【再掲】2-1 緊急輸送ルート沿道建築物の耐震補強工事の実施支援	実施率	R2 年度から	8 件	R7 年度末	都市計画課	○
9	土肥港の耐震補強の県への要請	整備率	-	-	R7 年度末	建設課	
10	大型ヘリコプターのヘリポートの整備	箇所数	1	2	R7 年度末	危機管理課	

3-1 県・市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	洪水浸水想定区域内の市施設の対処方針の検討	方針の確定	-	確定	R7 年度末	資産経営課	○
2	本庁・支所での非常用発電機設置と燃料の確保 (3 日分)	確保率	75%	100%	R7 年度末	資産経営課	○
3	災害時の職員行動マニュアルの策定	マニュアルの有無	-	策定	R7 年度末	総務課	○
4	職員用の食料・飲料水の確保 (3 日間)	確保率	-	100%	R7 年度末	総務課	
5	災害時対応の実践的訓練の実施	1 回/年	実施	継続	R7 年度末	危機管理課	○

(実施済で今後維持する事業)

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
6	移動系デジタル無線整備統制局 (1 基)、半固定局 (4 基)、携帯局 (50 基)	整備率	100%	100%	-	危機管理課	

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	防災拠点施設での非常用電源設置と燃料の確保 (3 日分)	確保率	-	100%	R7 年度末	資産経営課	
2	情報収集のシステム導入	ライセンス数	-	550	R7 年度末	地域づくり課	○
3	被害状況の一元化システムの導入	システム導入	-	導入	R7 年度末	地域づくり課	○

(実施済で今後維持する事業)

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
4	ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN) による訓練に参加	訓練回数	1 回/年	1 回/年 (維持)	-	危機管理課	
5	災害時における情報収集用無線 (簡易無線) の整備	整備率	100%	100% (維持)	-	危機管理課	
6	救護所との通信手段の整備 (デジタル携帯無線、衛星携帯等)	整備率	100%	100% (維持)	-	健康長寿課	

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
-----	------	----------	----	----	------	----	----

1	市防災フリーメールの登録者数	登録率	10% (H27 年度末)	8000 人	R4 年度末	危機管理課	
2	同報系デジタル無線の導入	更新率	-	100%	R3 年度末	危機管理課	○
3	災害時の緊急情報が分かりやすいホームページの構築	全面改修	-	全面改修	R4 年度末	企画財政課	
4	SNS (LINE) の活用	登録者数	790 人 (R 元年度末)	2000 人	R4 年度末	企画財政課	

(実施済で今後維持する事業)

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
5	コミュニティ FM 放送局との災害時の放送要請に関する協定の締結	締結の有無	締結済	維持	-	危機管理課	
6	市防災フリーメール、コミュニティ FM、テレビ (コモンズ) による情報提供の体制の構築	体制の有無	構築済	維持	-	危機管理課	

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	【再掲】4-2 市防災フリーメールの登録者数	登録率	10% (H27 年度末)	8000 人	R4 年度末	危機管理課	
2	【再掲】4-2 同報系デジタル無線の導入	更新率	-	100%	R3 年度末	危機管理課	○
3	【再掲】4-2 災害時の緊急情報が分かりやすいホームページの構築	全面改修	-	全面改修	R4 年度末	企画財政課	
4	【再掲】4-2 SNS (LINE) の活用	登録者数	790 人 (R 元年度末)	2000 人	R4 年度末	企画財政課	
5	河川氾濫監視用カメラ (9 台) の更新と夜間用カメラの設置	夜間監視機能付きカメラの台数	1 台 (夜間監視用 1 台)	6 台 (夜間監視用 3 台)	-	地域づくり課	
6	想定に即した住民配布用ハザードマップの整備	整備率	73.6%	100%	R3 年度末	危機管理課	
7	地区防災計画の策定支援	策定数	5	20	R6 年度末	危機管理課	
8	自主防災組織の防災訓練の実施	実施率/年	94%	100%	R4 年度末	危機管理課	
9	小中学校への出前講座の実施	年 4 回	-	100%	R7 年度末	危機管理課/ 学校教育課	

(実施済で今後維持する事業)

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
10	コミュニティ FM 放送局との災害時の放送要請に関する協定の締結	締結の有無	締結済	維持	-	危機管理課	
11	市防災フリーメール、コミュニティ FM、テレビ (コモンズ) による情報提供の体制の構築	体制の有無	構築済	維持	-	危機管理課	
12	「防災教育推進のための連絡会議」の開催校数 (6 校)	開催校率/年	100%	100% (維持)	-	危機管理課	
13	市立学校 (10 校) と地域が連携した防災活動 (防災訓練等) の実施率	実施率/年	100%	100% (維持)	-	学校教育課	

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	防災・減災に係る金融支援等との連携	金融支援制度の創設	随時	随時	R7 年度末	観光商工課	

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
-----	------	----------	----	----	------	----	----

1	管路の耐震化の推進（上水）	耐震化延長率	5.3%	8.4%	R7 年度末	上下水道課	○
---	---------------	--------	------	------	--------	-------	---

5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	【再掲】2-9 伊豆縦貫自動車道（天城北道路）月ヶ瀬インターチェンジ以南の延伸整備の国への要請	事業化	-	事業化	R7 年度末	用地管理課	○
2	【再掲】2-9 伊豆縦貫自動車道（天城峠道路）中間インターチェンジの整備の国への要請	整備の確定	-	整備の確定	R7 年度末	用地管理課	
3	【再掲】2-9 緊急輸送路周辺の土砂崩壊危険箇所の整備の国、県への要請	整備率	-	-	R7 年度末	用地管理課	
4	【再掲】2-9 災害時の主要な役割を担う市道の整備	路線数	-	2	R7 年度末	建設課	
5	【再掲】2-9 防災拠点アクセスに重要な橋梁の耐震化	耐震化率	33.3%	66.6%	R7 年度末	建設課	○
6	【再掲】2-9 災害時の主要な役割を担う市道・橋梁の整備プログラムの策定	計画の有無	-	策定	R7 年度末	建設課	
7	【再掲】2-1 緊急輸送ルート沿道建築物の耐震補強計画の策定支援	実施率	R2 年度から	10 件	R7 年度末	都市計画課	○
8	【再掲】2-1 緊急輸送ルート沿道建築物の耐震補強工事の実施支援	実施率	R2 年度から	8 件	R7 年度末	都市計画課	○
9	【再掲】2-9 土肥港の耐震強化の県への要請	整備率	-	-	R7 年度末	建設課	
10	大型ヘリコプターのヘリポート整備	箇所数	1	200%	R7 年度末	危機管理課	
11	【再掲】1-2 海岸保全施設長寿命化事業 全体事業費：9 百万円	点検 対策	点検：0% 対策：0% R1 年度末	点検：100% 対策：100%	R5 年度末	建設課	○
12	橋梁長寿命化事業 全体事業費：756 百万円	点検 対策	100% 30% R1 年度末	点検：100% 対策：100%	R5 年度末	建設課	○

5-4 食料等の安定供給の停滞

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	ため池の耐震化	耐震化率	50%	100%	R7 年度以降	建設課	
2	家庭での 7 日以上の飲料水・食料の備蓄の推進	実施世帯率	90%（H27）	100%	R4 年度末	危機管理課	
3	【再掲】2-1 第 4 次地震被害想定での市の緊急物資必要備蓄の確保（62000 食）	必要備蓄数	40%	40%（維持）	R7 年度末	危機管理課	
4	【再掲】2-1 保存水の備蓄（31200ℓ）	整備率	15%	15%（維持）	R7 年度末	危機管理課	

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPG ガスサプライチェーンの機能の停止

No.	施策内容	指標（KPI）	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	体験プログラムの推進	市民への周知	-	-	R7 年度以降	社会教育課	

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	【再掲】5-2 管路の耐震化の推進 (上水)	耐震化延長率	5.3%	8.4%	R7 年度末	上下水道課	○
2	危機管理マニュアルの策定	計画の有無	-	策定	R7 年度末	上下水道課	

(実施済で今後維持する事業)

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
3	復旧事業協力体制の強化	協定締結済み 事業者数	2	2 (維持)	-	上下水道課	

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	下水道ストックマネジメント計画の改訂	計画の有無	-	策定	R7 年度末	上下水道課	
2	下水道 BCP 計画の改訂	改訂の有無	-	改訂	R7 年度末	上下水道課	
3	下水道施設の耐震化、機能更新の推進	箇所数	2 箇所	4 箇所	R7 年度末	上下水道課	○

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	【再掲】2-9 伊豆縦貫自動車道 (天城北道路) 月ヶ瀬インターチェンジ以南の延伸整備の国への要請	事業化	-	事業化	R7 年度末	用地管理課	○
2	【再掲】2-9 伊豆縦貫自動車道 (天城峠道路) 中間インターチェンジの整備の国への要請	整備の確定	-	整備の確定	R7 年度末	用地管理課	
3	【再掲】2-9 緊急輸送路周辺の土砂崩壊危険箇所の整備の国、県への要請	整備率	-	-	R7 年度末	用地管理課	
4	【再掲】2-9 災害時の主要な役割を担う市道の整備	路線数	-	2	R7 年度末	建設課	
5	【再掲】2-9 防災拠点アクセスに重要な橋梁の耐震化	耐震化率	33.3%	66.6%	R7 年度末	建設課	○
6	【再掲】2-9 緊急輸送ルート沿道建築物の耐震補強計画の策定支援	実施率	R2 年度から	10 件	R7 年度末	都市計画課	○
7	【再掲】2-9 緊急輸送ルート沿道建築物の耐震補強工事の実施支援	実施率	R2 年度から	8 件	R7 年度末	都市計画課	○
8	緊急輸送ルートの迂回路となる主要な農林道の整備計画の策定	計画の有無	-	策定	R7 年度末	建設課	
9	緊急輸送ルートの迂回路となる主要な農林道の整備の推進	整備延長率	-	-	R7 年度末	建設課	
10	【再掲】2-9 土肥港の耐震強化の県への要請	整備率	-	-	R7 年度末	建設課	
11	主要ヘリポートの運用訓練の実施	実施回数	-	-	R7 年度末	危機管理課	
12	【再掲】1-5 林道橋長寿命化事業 全体事業費：9 百万円	点検 対策	点検：26% 対策：0% R1 年度末	点検：100% 対策：100%	R5 年度末	建設課	○
13	【再掲】5-3 橋梁長寿命化事業 全体事業費：756 百万円	点検 対策	100% 30% R1 年度末	点検：100% 対策：100%	R5 年度末	建設課	○

6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	被災者への市営住宅の空き室の一時供与の体制の整備	入居手続きの明確化	-	策定	R7 年度末	用地管理課	
2	被災者への一時住宅となる市営住宅の適切な維持管理の実施（長寿化計画の推進）	長寿化実施団地数	8 団地	15 団地	R5 年度末	用地管理課	○
3	建設型応急住宅必要想定戸数の建設予定地の確保	確保戸数率	23% (H27)	54%	R7 年度末	都市計画課	○
4	家屋被害認定調査実施体制の構築	調査マニュアルの策定	-	策定	R7 年度末	税務課	
5	罹災証明交付体制の用意・場所の確保	交付訓練の実施/年	1 回	継続	-	税務課	

6-6 防災インフラの長期間にわたる機能不全

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	【再掲】1-2 レベル1 津波に対する津波対象施設（海岸・河川）整備の県への要請（土肥港海岸、山川、火振川）	-	-	-	-	建設課	
2	【再掲】1-2 レベル1 津波に対する津波対象施設（海岸・河川）整備の県への要請（八木沢漁港海岸、松原川、八木沢大川）	-	-	-	-	建設課	
3	【再掲】1-2 レベル1 津波に対する津波対象施設（海岸）整備の県への要請（小下田漁港海岸）	-	-	-	-	建設課	
4	【再掲】1-2 レベル1 津波に対する津波対象施設（河川）整備の県への要請（小土肥大川）	-	-	-	-	建設課	
5	【再掲】1-2 津波防護施設整備の県への要請	-	-	-	-	建設課	
6	【再掲】1-2 レベル1 津波に対する整備（高さ不足や未整備箇所）が必要な津波対策施設（1.26km）の整備	整備率	- (H27)	60%	R4 年度末	建設課	
7	【再掲】1-2 津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設（11 基）の整備率（水門・陸門の自動化・遠隔化等）	整備率	55% (6 基) (H27)	80%	R4 年度末	建設課	
8	【再掲】1-2 海岸保全施設長寿化事業 全体事業費：9 百万円	点検対策	点検：0% 対策：0% R1 年度末	点検：100% 対策：100%	R5 年度末	建設課	○

7-1 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	【再掲】4-2 市防災フリーメールの登録者数	登録率	10% (H27 年度末)	8000 人	R4 年度末	危機管理課	
2	【再掲】4-2 災害時の緊急情報が分かりやすいホームページの構築	全面改修	-	全面改修	R4 年度末	企画財政課	
3	【再掲】4-2 SNS (LINE) の活用	登録者数	790 人 (R 元年度末)	2000 人	R4 年度末	企画財政課	

（実施済で今後維持する事業）

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
4	【再掲】4-2 コミュニティ FM 放送局との災害時の放送要請に関する協定の締結	締結の有無	締結済	維持	-	危機管理課	
5	【再掲】4-2 市防災フリーメール、コミュニティ FM、テレビ（コモンズ）による情報提供の体制の構築	体制の有無	構築済	維持	-	危機管理課	

8-1 大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	災害廃棄物処理計画に基づく仮置き場の確保	仮置き場確保率	47% (R5 年度末)	100%	R6 年度末	環境衛生課	

(実施済で今後維持する事業)

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
2	災害廃棄物処理に関する広域連携	訓練実施回数	2 回	2 回 (維持)	-	環境衛生課	

8-2 貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	企業、起業者の誘致	件数、従業者数	3 件、45 人 (H31 年度末)	-	-	観光商工課	
2	地域づくり協議会の設立	設立数	7	13	R7 年度末	地域づくり課	
3	【再掲】4-3 地区防災計画の策定支援	策定数	8	20	R7 年度末	危機管理課	
4	【再掲】4-3 自主防災組織の防災訓練の実施	実施率/年	94%	100%	R4 年度末	危機管理課	
5	文化財復旧マニュアルの作成	作成	-	作成	R7 年度末	社会教育課	

(実施済で今後維持する事業)

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
6	文化財収蔵施設の状況把握	進捗率	100%	100%	-	社会教育課	
7	文化財レスキュー実施体制の構築	進捗率	100%	100%	-	社会教育課	

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	【再掲】1-2 レベル1 津波に対する津波対象施設 (海岸・河川) 整備の県への要請 (土肥港海岸、山川、火振川)	-	-	-	-	建設課	
2	【再掲】1-2 レベル1 津波に対する津波対象施設 (海岸・河川) 整備の県への要請 (八木沢漁港海岸、松原川、八木沢大川)	-	-	-	-	建設課	
3	【再掲】1-2 レベル1 津波に対する津波対象施設 (海岸) 整備の県への要請 (小下田漁港海岸)	-	-	-	-	建設課	
4	【再掲】1-2 レベル1 津波に対する津波対象施設 (河川) 整備の県への要請 (小土肥大川)	-	-	-	-	建設課	
5	【再掲】1-2 津波防護施設整備の県への要請	-	-	-	-	建設課	
6	【再掲】1-2 レベル1 津波に対する整備 (高さ不足や未整備箇所) が必要な津波対策施設 (1.26km) の整備	整備率	- (H27)	60%	R4 年度末	建設課	
7	【再掲】1-2 津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設 (11基) の整備率 (水門・陸閘の自動化・遠隔化等)	整備率	55% (6 基) (H27)	80%	R4 年度末	建設課	

8	【再掲】1-2 海岸保全施設長寿命化事業 全体事業費：9 百万円	点検 対策	点検：0% 対策：0% R1 年度末	点検：100% 対策：100%	R5 年度末	建設課	○
9	事前復興計画の検討・策定	計画の有無	-	計画策定	R7 年度末	都市計画課 危機管理課	
10	(津波浸水想定区域内での) 国土調査の推進 (第 7 次国土調査事業 10 箇年計画の推進)	進捗率	-	-	R7 年度末	用地管理課	

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	【再掲】8-3 事前復興計画の検討・策定	計画の有無	-	計画策定	R7 年度末	都市計画課	
2	【再掲】6-5 被災者への市営住宅の空き室の一時供与の 体制の整備	入居手続きの 明確化	-	策定	R7 年度末	用地管理課	
3	【再掲】6-5 被災者への一時住宅となる市営住宅の適切 な維持管理の実施 (長寿命化計画の推進)	長寿命化 実施団地数	8 団地	15 団地	R5 年度末	用地管理課	○
4	災害公営住宅整備体制の構築	整備手順の策定	-	策定	R7 年度末	用地管理課	

8-5 復興を支える人材等の不足、より良い復興にむけたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	【再掲】8-3 事前復興計画の検討・策定	計画の有無	-	計画策定	R7 年度末	都市計画課	
2	【再掲】5-1 防災・減災に係る金融支援等との連携	金融支援制度の 創設	随時	随時	R7 年度末	観光商工課	

9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

No.	施策内容	指標 (KPI)	実績	目標	達成時期	担当	重要
1	都市計画マスタープラン	改定の有無	R3 改定	改訂計画策定	R10 年度末	都市計画課	
2	【再掲】8-3 事前復興計画の検討・策定	計画の有無	-	計画策定	R7 年度末	都市計画課	
3	【再掲】1-2 津波避難施設 (4 施設) の整備	要避難者カバー 率	90% (H27)	100%	R6.7 月	危機管理課	○
4	【再掲】5-1 防災・減災に係る金融支援等との連携	金融支援制度の 創設	随時	随時	R7 年度末	観光商工課	
5	立地適正化計画の検討・策定	策定	R6.3 策定-	計画策定	R5 年度末	都市計画課	

伊豆市国土強靱化地域計画

発行 令和 6 年 3 月

編集 危機管理課

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2

T E L 0558-72-1111(代表) F A X 0558-72-6588

U R L <http://www.city.izu.shizuoka.jp/>